

地 研 年 報

創刊号

地研年報の創刊にあたって……………茂木 陽一

論 文

三重県の産業連関分析……………森岡 洋 (1)

三重県下の生涯学習推進状況について (1)

……………水谷 勇・東福寺一郎 (27)

阪神・淡路大震災と緊急事態管理

……………正田 敬志 (55)

近世三重県域における人口動態研究 (1)

—紀州藩勢州松坂領一志郡松ヶ島村の「増減帳」

利用の試み—

……………茂木陽一・加納佳奈・小林千恵・渡部英子 (67)

調 査

「外国人労働者の就職経路及び担当職種に関する調査」

—予備調査の結果報告—

……………尾崎 正利 (97)

1996年3月

三重短期大学地域問題総合調査研究室

地研年報の創刊にあたって

三重短期大学地域問題総合調査研究室長 茂 木 陽 一

この度、三重短期大学地域問題総合調査研究室の研究報告集として『地研年報』を創刊する運びとなりました。

三重短期大学地域問題総合調査研究室は、1984年4月1日、三重短期大学法経科・生活科学科教員8名を兼任研究員として設立されました。

地研は設立の当初より、「研究室は本学がよってたつ地域・都市に関わる行政・政治・経済・社会・教育・文化・自然の各領域にわたる諸問題の調査研究、および、これらに関連した地域社会に関する全般的研究を行う。もって、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、あわせて、本学の教学の発展に資することを目的」（研究室規定第3条）とし、この目的に沿って今日まで地道な研究活動を続けてきております。

現在では、私たちは地研の活動を、①地域に開かれた三重短期大学づくりの一翼を担う機能、②地域問題に関する情報・資料収集機能、③地域問題に関する情報発信機能、④地域問題に関する研究機能、⑤学生教育への還元機能、⑥地域への教育・相談機能、の6点に整理しています。

これまでの私たちの研究活動は、14件に及ぶ委託研究の報告書として結実してきました。

受託研究を中心とした活動は、地域にとっては意義深いものでしたし、大きな成果を挙げることによって地研の評価も高まったのですが、本来の目的である自主研究が十分に進行しないという問題が出てまいりました。

1993年、受託研究を意識的に縮小し、本来の目的である自主研究を活性化させる方策、「設立10周年を迎える地研の目指すべき方向について」が提起され、ようやく地研の設立以来の目標である自主研究中心の研究室運営が実現しつつあります。

今回、この機会をとらえて、自主研究の一層の充実を図るために地研設立当初よりの課題がありました『地研年報』の発刊を果たすことができました。発足以来12年の歴史をもつ地研も、この年報刊行を期に、より若々しい発展をはかっていきたいと考えております。今後関係各機関や市民の皆様よりの一層のご協力とご叱正をお願いする次第です。

三重県の産業連関分析

森 岡 洋

はじめに

三重県では昭和50年、昭和55年、昭和60年および平成2年と4回産業連関表が作成された。わが国でも同じ年に産業連関表が作成されており、これら四つの三重県産業連関表とわが国の産業連関表を使い、三重県の産業構造およびその変化の特徴や経済政策の効果の特徴についてわが国と比較しながら分析してみることにする。

なお、三重県産業連関表においてもわが国の産業連関表においても、作成方法が産業連関表ごとに異なり、十分に経済分析ができない。そこで、昭和50年から平成2年までの三重県産業連関表もわが国の産業連関表も農林水産業、鉱業、製造業、建設、電気・ガス・水道、商業、金融・保健・不動産、運輸・通信、サービス・その他の9部門にしてみる。

この9部門産業連関表により産業構造については全産業に対する各産業部門の生産額の構成比、中間需要比率、中間投入比率、移輸出比率（輸出比率）および移輸入比率（輸入比率）について述べる。また経済政策の効果については、影響力係数、感応度係数および公共投資の効果について述べることにする。

I 産業連関表の構造と三重県産業連関表

1. 産業連関表の構造

産業連関分析においては産業連関表が利用されるが、その基本的な原則と利用方法を説明し、三重県経済の分析方法について述べることにする。

この産業連関表はアメリカの経済学者である、レオンチェフ（Wassily W. Leontief）により、1936年に最初に作成されたものである。¹⁾この産業連関表を使い、三重県経済を分析するためには、生産物を作っている産業の部門数を n にして、域外との交易をも考慮する。域外との交易は国家間の場合には輸出と輸入であり、国内での場合には移出と移入になる。三重県の場合、国内だけでなく外国との交易もあるので、移出と輸出を合計して移輸出、また移入と輸入を合計して移輸入と呼んでいる。²⁾

このように、産業の部門数を n とし、域外との交易を考慮すると、経済活動を（1-1）式のような方程式で示すことができる。ここで X_i は i 産業での生産額、 X_{ij} は i 産業で作られた生産物の j 産業での中間財としての需要である中間需要、 f_i は i 産業で作られた生産物の最終需要、 E_i は i 産業で作られた生産物の移輸出（輸出）、 M_i は i 産業での生産物の移輸入（輸入）をそれぞれ示している。

[illegible]

(1-1)式において左辺はそれぞれの生産物の供給を、右辺はその需要を示している。移輸入（輸入）は右辺に示されているが、本来左辺にくるものであり、域内で生産された生産物とともに供給を示すものである。ケインズモデルと同様に経済分析を行いやすくするために、移輸入（輸入）を右辺に持ってきているのである。

i 産業の最終需要計である $f_i + E_i$ を F_i で示すと、 $(1-1)$ 式は産業連関表では表 1-1 のようになる。この産業連関表は横列と縦列から構成されており、横列は行、縦列は列と呼ばれている。ある i 行を左から右へ見ていくと i 産業の生産物が中間需要と最終需要とにどのように需要されているかを示している。需要される生産物の種類が n 種類のときは行数は n 個になる。j 列においては j 産業の生産物 X_j を生産するのに必要な中間財の投入である中間投入と粗付加価値 V_j を示している。生産される生産物の種類が n 種類であるときには列数は n 個になる。この粗付加価値は家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税、（控除）補助金から構成されている。³⁾

産業 番号	1	2	j	n	最終需要 計	輸入	生産額		
1	X_{11}	X_{12}	$\cdots$	X_{1j}	$\cdots$	X_{1n}	F_1	$-M_1$	X_1
2	X_{21}	X_{22}	$\cdots$	X_{2j}	$\cdots$	X_{2n}	F_2	$-M_2$	X_2
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$
i	X_{i1}	X_{i2}	$\cdots$	X_{ij}	$\cdots$	X_{in}	F_i	$-M_i$	X_i
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$
n	X_{n1}	X_{n2}	$\cdots$	X_{nj}	$\cdots$	X_{nn}	F_n	$-M_n$	X_n
粗付加価値	V_1	V_2	$\cdots$	V_j	$\cdots$	V_n			
生産額	X_1	X_2	$\cdots$	X_j	$\cdots$	X_n			

表1-1の産業連関表で、それぞれの産業の生産物の生産のための中間投入額をその生産額で割った値を(1-2)式とする。この a_{ij} は投入係数であり、j産業の生産物1単位を生産するために必要なi産業で作られた中間財としての生産物を示している。

$$a_{ij} = \frac{X_{ij}}{X_j} \quad (i, j = 1, 2, \dots, n) \quad (1-2)$$

このとき(1-1)式を行列の形で次の(1-3)式で示することができる。ここで、Aは投入係数の行列、Xは生産額のベクトル、Fは最終需要のベクトル、Mは移輸入額(輸入額)のベクトルである。⁴⁾

$$X = AX + F - M \quad (1-3)$$

2. 昭和50年、昭和55年、昭和60年および平成2年の三重県産業連関表

昭和50年三重県産業連関表では産業は30部門から構成され、これらの30部門は、さらに1. 農林水産業、2. 鉱産品、3. 製造工業、4. 土木建築業、5. 電気・ガス・水道業、6. 商業、7. 金融・保険・不動産業、8. 運輸・通信業、9. 公務、10. サービス業、11. その他の計11部門に統合されている。⁵⁾

昭和55年三重県産業連関表では産業は164部門で構成され、次に28部門に統合されている。⁶⁾ さらに、この28部門の産業連関表は、1. 農林水産業、2. 鉱業、3. 製造業、4. 建設、5. 電気・ガス・水道、6. 商業・金融・保険・不動産、7. 不動産賃貸料、8. 運輸・通信、9. 公務、10. サービス、11. 事務用品、12. 梱包、13. 分類不明と13部門に統合されている。⁸⁾

昭和60年三重県産業連関表では、産業は84部門で構成され、この84部門が1. 農林水産業、2. 鉱業、3. 食料品、4. 繊維製品、5. パルプ・紙・木製品、6. 化学製品、7. 石油・石炭製品、8. 窯業・土石製品、9. 鉄鋼、10. 非鉄金属、11. 金属製品、12. 一般機械、13. 電気機械、14. 輸送機械、15. 精密機械、16. その他の製造工業製品、17. 建設、18. 電気・ガス・熱供給、19. 水道・廃棄物処理、20. 商業、21. 金融・保険、22. 不動産、23. 運輸、24. 通信・放送、25. 公務、26. 教育・研究・医療・保険、27. サービス業、28. 事務用品、29. 分類不明の計29部門に統合されている。⁹⁾

最後に平成2年三重県産業連関表では、まず90部門によって作成され、¹⁰⁾それが32部門に集計されている。¹¹⁾この32部門がさらに、1. 農林水産業、2. 鉱業、3. 製造業、4. 建設、5. 電力・ガス・水道、6. 商業、7. 金融・保険、8. 不動産、9. 運輸、10. 通信・放送、11. 公務、12. サービス、13. 分類不明の13部門に統合されている。¹²⁾

これらの昭和50年、昭和55年、昭和60年および平成2年の三重県産業連関表によれば、それぞれの産業連関表で異なる産業分類が行われていることになる。三重県産業連関表を使って、三重県の産業構造および産業連関の特徴について述べるためには、異なる産業分類を同じ産業

	農 水産業	林 業	鉱業	製造業	建設電気・ガ ス・水道	商業	金融・保険 不動産	運輸 通信	サービス その他	内生部門 計
農林水産業	27731	17	174185	549	0	0	0	0	13307	215789
鉱業	0	26	460947	9680	12662	0	0	0	2907	486222
製造業	45576	2419	1019763	180104	23317	14051	3184	85778	131348	1505540
建設	332	37	3202	613	2734	537	14274	916	3232	25877
電気・ガス・水道	536	226	50561	3232	1355	3312	926	3623	14191	77962
商業	5059	660	96558	29281	854	8737	704	12289	41962	196104
金融・保険・不動産	5223	1461	88696	9518	5598	35608	16121	15155	26986	204366
運輸・通信	6959	8987	73321	25044	3513	26354	4116	29178	38663	216135
サービス・その他	3300	1014	112432	23029	3447	19759	13947	9050	47097	233075
内生部門計	94716	14847	2079665	281050	53480	108358	53272	155989	319693	3161070
粗付加価値	159083	15883	857027	216197	55251	291042	197018	125619	431920	2349040
総生産	253799	30730	2936692	497247	108731	399400	250290	281608	751613	5510110

(出所) 三重県企画調整部統計課編集・発行『県経済の構造分析－昭和50年三重県産業連関表－』昭和54

表1-2 昭和50年三重県産業連関表

	農 水産業	林 業	鉱業	製造業	建設電気・ガ ス・水道	商業	金融・保険 不動産	運輸 通信	サービス その他	内生部門 計
農林水産業	37791	10	225481	834	0	0	0	0	13473	277589
鉱業	2	30	512820	11061	24162	0	0	1	1108	549184
製造業	58288	4913	1959139	248478	38929	18891	7848	184122	173735	2694343
建設	1781	181	14831	899	4319	4925	23966	4999	11772	67673
電気・ガス・水道	1021	353	90710	4888	3087	7091	1273	11492	24840	144755
商業	6695	1514	173003	42685	2006	14047	1278	32286	59915	333429
金融・保険・不動産	4028	1657	96260	9284	10656	43914	13498	25699	28529	233525
運輸・通信	12287	13010	141630	26642	2750	45923	7713	31955	44188	326098
サービス・その他	1213	1120	117920	24589	3766	37184	20088	19687	63246	288813
内生部門計	123106	22788	3331794	369360	89675	171975	75664	310241	420806	4915409
粗付加価値	177081	20571	1085236	277663	98317	386653	398847	196440	670209	3311017
県内生産額	300187	43359	4417030	647023	187992	558628	474511	506681	1091015	8226426

(出所) 三重県企画調整部統計課『昭和55年三重県産業連関表』昭和60年、26～31ページより作成。

表1-3 昭和55年三重県産業連関表

	農 水産業	林 業	鉱業	製造業	建設電気・ガ ス・水道	商業	金融・保険 不動産	運輸 通信	サービス その他	内生部門 計
農林水産業	43441	1	223364	1539	0	102	0	14	23132	291593
鉱業	1	24	337840	9562	25360	0	0	1	808	373596
製造工業	72967	711	2757600	241347	27274	24733	7326	118807	302121	3552886
建設	796	27	12951	1343	4814	3738	19453	7100	15373	65595
電気・ガス・水道	912	125	94819	4453	3950	6247	1209	9868	42997	164580
商業	10262	108	229778	27833	2771	7730	855	22969	56943	359249
金融・保険・不動産	9167	465	145430	12526	8483	41637	20617	26574	52610	317509
運輸・通信	13207	2224	158038	43916	5993	40904	7368	39309	69936	380895
サービス・その他	5898	269	234906	37262	10108	37729	26015	22450	121754	496391
内生部門計	156651	3954	4194726	379781	88753	162820	82843	247092	685674	6002294
粗付加価値	186062	3785	1854143	286397	122703	385634	401748	332110	1129664	4702246
県内生産額	342713	7739	6048869	666178	211456	548454	484591	579202	1815338	10704540

(出所) 三重県地域振興部統計課『昭和60年三重県産業連関表』平成2年、62～63ページより作成。

表1-4 昭和60年三重県産業連関表

	農 水産業	林 業	鉱業	製造業	建設電気・ガ ス・水道	商業	金融・保険 不動産	運輸 通信	サービス その他	内生部門 計
農林水産業	50781	2	244534	2336	0	118	0	0	14792	312563
鉱業	0	73	394252	15876	36124	0	0	0	170	446495
製造業	65426	5185	3279600	435683	23441	38719	12823	52252	378214	4291343
建設	1026	259	30256	5302	9106	4745	20582	6689	17232	95197
電気・ガス・水道	1485	959	151892	9442	6382	11407	2836	12179	59568	256150
商業	12152	1694	331110	75649	4232	9258	1749	9080	80532	525456
金融・保険・不動産	11766	3106	141971	25550	10709	59614	58651	49021	73531	433919
運輸・通信	10137	1622	183809	37088	6889	28952	10057	60705	54821	394080
サービス・その他	8611	6642	491501	137494	32925	62822	43555	47051	173253	1003854
内生部門計	161384	19542	5248925	744420	129808	215635	150253	236977	852113	7759057
粗付加価値	199813	21051	2631961	639965	164892	508288	576716	396769	1367172	6506627
県内生産額	361197	40593	7880886	1384385	294700	723923	726969	633746	2219285	14265684

(出所) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』平成7年、34～37ページより作成。

表1-5 平成2年三重県産業連関表

消費	投資	移輸出	最終需要計	需要合計	(控除) 移輸入	県内 生産額
48079	6860	159401	214340	430129	-176330	253799
50	2695	23733	26478	512700	-481970	30730
412454	191707	1955921	2560082	4065622	-1128930	2936692
0	471370	0	471370	497247	0	497247
28705	0	3888	32593	110555	-1824	108731
185977	37184	195295	418456	614560	-215160	399400
91686	0	314	92000	296366	-46076	250290
89842	3640	34541	128023	344158	-62550	281608
519615	4588	39995	564198	797273	-45660	751613
1376408	718044	2413088	4507540	7668610	-2158500	5510110

年、39ページより作成。

家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	総固定資本形成	在庫純増	輸移出	最終需要計	需要合計	(控除) 輸移入	県内生産額
1623	51764	0	2955	-16442	88869	128769	406358	-106171	300187
0	62	0	0	190	13375	13627	562811	-519452	43359
27410	460704	0	346935	70227	2087656	2992932	5687275	-1270245	4417030
0	0	0	579350	0	0	579350	647023	0	647023
60	34998	3964	0	0	4215	43237	187992	0	187992
14117	270195	0	54896	3004	51972	394184	727613	-168985	558628
0	284626	0	0	0	3032	287658	521183	-46672	474511
1810	157111	3529	6930	1209	103590	274179	600277	-93596	506681
104928	404700	292144	0	-252	174882	976402	1265215	-174200	1091015
149948	1664160	299637	991066	57936	2527591	5690338	10605747	-2379321	8226426

家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	総固定資本形成	在庫純増	輸移出	最終需要計	需要合計	(控除) 輸移入	県内生産額
1558	46154	0	3301	4544	102384	157941	449534	-106821	342713
0	38	0	0	-41	698	695	374291	-366552	7739
25315	622959	0	380867	51264	4422293	5502698	9055584	-3006715	6048869
0	0	0	600583	0	0	600583	666178	0	666178
30	38705	6853	0	0	1288	46876	211456	0	211456
12385	327889	0	67033	1173	95761	504241	863490	-315036	548454
0	286097	0	0	0	3420	289517	607026	-122435	484591
2172	117589	-292	5139	1877	149816	276301	657196	-77994	579202
180423	757971	355101	0	0	409574	1703069	2199460	-384122	1815338
221883	2197402	361662	1056923	58817	5185234	9081921	15084215	-4379675	10704540

家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	総固定資本形成	在庫純増	輸移出	最終需要計	需要合計	(控除) 輸移入	県内生産額
1737	56766	0	3067	-10883	170598	221285	533848	-172651	361197
0	4	0	0	-1581	13009	11432	457927	-417334	40593
49404	786345	0	488007	65339	6493551	7882646	12173989	-4293103	7880886
0	0	0	1289188	0	0	1289188	1384385	0	1384385
60	74197	7857	0	0	394	82508	338658	-43958	294700
27732	489962	0	116281	833	126708	761516	1286972	-563049	723923
4	507542	0	0	0	13997	521543	955462	-228493	726969
6666	236500	43	7956	333	134323	385821	779901	-146155	633746
177894	935545	462405	19981	0	371441	1967266	2971120	-751835	2219285
263497	3086861	470305	1924480	54041	7324021	13123205	20882262	-6616578	14265684

分類にする必要がある。このために、三重県産業連関表の産業分類を最初の昭和50年のものに近い形態で、1. 農林水産業、2. 鉱業、3. 製造業、4. 建設、5. 電気・ガス・水道、6. 商業、7. 金融・保険・不動産、8. 運輸・通信、9. サービス・その他の計9部門としてみる。

このために、昭和50年の産業連関表では鉱産品、製造工業、土木建築業、電気・ガス・水道業、金融・保険・不動産業および運輸・通信業と呼ばれている部門を、それぞれ鉱業、製造業、建設、電気・ガス・水道、金融・保険・不動産および運輸・通信に改める。また、昭和50年の三重県産業連関表の公務、サービス業およびその他を一つにして、サービス・その他にする。昭和55年および昭和60年の事務用品を製造業に編入する。昭和55年、昭和60年および平成2年の公務、サービス（業）および分類不明を一つにして、サービス・その他とする。昭和60年の三重県産業連関表については、このサービス・その他に教育・研究・医療・保険も含める。昭和55年の不動産賃貸料を金融・保険・不動産にそして梱包を運輸・通信に編入する。昭和60年の産業連関表の電気・ガス・熱供給と水道・廃棄物処理を一つにして、電気・ガス・水道に統合する。また昭和60年の三重県産業連関表の食料品、繊維製品、パルプ・紙・木製品、化学製品、石油・石炭製品、窯業・土石製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械およびその他の製造工業製品を製造業に統合する。

この分類に従えば、昭和50年、昭和55年、昭和60年および平成2年の三重県産業連関表は次の表1-2、表1-3、表1-4、表1-5のように示すことができる。

- 1) 産業連関表はW. W. Leontiefの論文Quantitative Input-Output Relations in the Economic System of the United States, Review of Economics and Statistics 18, no. 3, 1936において最初に作成された。
- 2) 三重県地域振興部統計課『産業連関表の見方と三重県経済の構造分析』平成4年、9ページ。
- 3) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』平成7年、34～37ページ。
- 4) 津野義道著『経済数学Ⅱ－線形代数と産業連関論－』培風館、平成2年、171～173ページ。
- 5) 三重県企画調整部統計課編集『県経済の構造－昭和50年三重県産業連関表－』三重県企画調整部統計課、昭和54年、39～44ページ。
- 6) 三重県企画調整部統計課『昭和55年三重県産業連関表』昭和60年、34～129ページ。
- 7) 前掲書、26～31ページ。
- 8) 前掲書、13～15ページ。
- 9) 三重県地域振興部統計課『昭和60年三重県産業連関表』平成2年、62～63ページ。
- 10) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』平成7年、90～96ページ。
- 11) 前掲書、56～61ページ。
- 12) 前掲書、34～37ページ。

II 三重県の産業構造の変化と産業連関表

1. 生産額およびその構成比

経済活動は技術革新、消費者の需要傾向の変化、域外との交易の変化などにより変わってくる。このことにより、産業構造も変化し産業連関表での数値も変化してくる。そこで昭和50年、昭和55年、昭和60年および平成2年の三重県産業連関表を、わが国の産業連関表と比較しながら、三重県の産業構造の変化の特徴について述べることにする。

まず、表1-2、表1-3、表1-4および表1-5の四つの三重県産業連関表により三重県での生産額を見ると、昭和50年5兆5,101億1,000万円、昭和55年8兆2,264億2,600万円、昭和60年10兆7,045億4,000万円、平成2年14兆2,656億8,400万円となり、三重県では15年間に生産額は約2.6倍に増加している。この間全国の生産額は昭和50年177兆3,645億円¹⁾、平成2年426兆553億円と約2.4倍となっており、三重県の実産額の増加率は、全国の生産額の増加率よりも少し大きい²⁾。

次に、三重県と全国の実産額の産業別の構成比を見ると表2-1のようになる。三重県では特に構成比の大きいのは製造業であり、昭和50年から平成2年まで50%台にあり、ほぼ安定している。このことは三重県では工場立地が積極的に行われたことと関係している。全国でも製造業の構成比は大きく、昭和50年から昭和60年まで40%台にあったが、平成2年には38.7%と30%台に減少している。このことから、三重県の産業構造の特色として、製造業の構成比が大きいことがあげられる。農林水産業は三重県では昭和50年に4.6%あったものが、徐々に減少し、平成2年には2.5%になっている。このような減少にもかかわらず、三重県の農林水産業の実産額の構成比は全国の農林水産業の構成比と比較するとやや大きい。

単位：％

	昭和50年		55年		60年		平成2年	
	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国
農林水産業	4.6	3.9	3.6	2.9	3.2	2.6	2.5	2.0
鉱業	0.6	0.5	0.5	0.5	0.1	0.3	0.3	0.2
製造業	53.3	43.3	53.7	43.4	56.5	41.8	55.2	38.7
建設	9.0	10.3	7.9	10.0	6.2	8.3	9.7	10.2
電気・ガス・水道	2.0	2.0	2.3	2.7	2.0	3.0	2.1	2.5
商業	7.2	9.0	6.8	9.3	5.1	9.0	5.1	9.4
金融・保険・不動産	4.5	8.0	5.8	7.6	4.5	8.8	5.1	9.3
運輸・通信	5.1	7.0	6.2	7.2	5.4	6.4	4.4	6.1
サービス・その他	13.6	16.0	13.3	16.5	17.0	19.8	15.6	21.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所)次の文献より作成。なお三重県およびわが国の産業連関表の文献名を以後の表では略して記する。

『県経済の構造分析－昭和50年三重県産業連関表－』39ページ。

『昭和55年三重県産業連関表』26～31ページ。

『昭和60年三重県産業連関表』62～63ページ。

『平成2年三重県産業連関表』34～37ページ。

『昭和50年産業連関表－計数編(2)－』12～19ページ。

『昭和55年産業連関表－総合解説編－』230～231ページ。

『昭和60年産業連関表－総合解説編－』2～3ページ。

『平成2年産業連関表－総合解説編－』334～335ページ。

表2-1 生産額構成比

鉱業の生産額の構成比は三重県と全国とはほぼ同じような動きになっており、三重県では昭和50年に0.6%、全国では0.5%であったものが、平成2年にはそれぞれ0.3%および0.2%と減少傾向にある。建設の構成比は三重県では昭和50年に9.0%であったものが、昭和60年には6.2%になるなど減少の傾向にあったが、平成2年には9.7%となり回復している。三重県の建設の構成比は全国より約1%小さいが、三重県と全国のその構成比はほぼ同じように変動している。このことから、鉱業、製造業および建設の第2次産業での生産額の構成比は全国では減少の傾向にあるのに対して、三重県ではほぼ横這いである。また、三重県では農林水産業の第1次産業と同様に第2次産業でも全国と比較して、生産額の構成比は大きい。

逆に、三重県では全国と比較して第3次産業の生産額の構成比は小さいことになる。また、三重県では第3次産業の生産額の構成比はほぼ横這いであるのに対して、全国ではその構成比は増加している。この第3次産業の生産額の構成比を産業ごとに見ると、電気・ガス・水道が三重県と全国ではほぼ2%台で同程度であるのに対し、他の産業では全国のほうが大きい。特に平成2年においては、商業と金融・保険・不動産では三重県ではそれぞれ5.1%であるのに対し、全国では9.4%と9.3%であり、三重県の構成比は全国の半分に近い値でしかない。

2. 中間需要比率

中間需要比率はある産業の生産物が原材料等の中間財に対する需要として、それぞれの産業で利用される比率である。この中間需要比率が大きな産業は生産物が中間需要として多く利用されるので、中間財生産産業の性格を持つ。他方、中間需要比率の小さな産業は生産物が消費、投資などの最終需要に多く利用されるので、最終財生産産業の性格を持つ。

この中間需要比率を記号で示すと、次の(2-1)式ようになる。

$$w_i = \frac{1}{X_i} \sum_{j=1}^9 X_{ij} \quad (i = 1, 2, \dots, 9) \quad (2-1)$$

ここで、 w_i は*i*産業の中間需要比率であり、 X_i は*i*産業での生産額、 X_{ij} は*i*産業の生産物の*j*産業での中間財としての需要額である。³⁾

昭和50年、昭和55年、昭和60年および平成2年の三重県およびわが国の産業連関表で、この中間需要比率の推移を表2-2で見ると、その大きな特徴は、三重県においては鉱業の中間需要比率が、昭和50年15.822、昭和55年12.666、昭和60年48.274、平成2年10.999と極めて大きな値になっていることである。全国についても、鉱業での中間需要比率は昭和60年には7.840になるなど1をかなり上回り大きいものではあるが、三重県での鉱業の中間需要比率は全国よりもはるかに大きい。三重県において鉱業での中間需要比率がこんなに大きいのは、輸入されてきた石油が四日市コンビナートで中間需要として大量に利用されていることと関係している。

	昭和 50 年		55 年		60 年		平成 2 年	
	三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国
農 林 水 産 業	0.850	0.944	0.925	0.990	0.851	0.958	0.865	0.893
鉱 業	15.822	6.766	12.666	7.218	48.274	7.840	10.999	4.957
製 造 業	0.513	0.654	0.610	0.683	0.587	0.627	0.545	0.629
建 設	0.052	0.073	0.105	0.077	0.098	0.095	0.069	0.077
電気・ガス・水道	0.717	0.686	0.770	0.717	0.778	0.673	0.869	0.652
商 業	0.491	0.412	0.597	0.441	0.655	0.355	0.726	0.357
金融・保険・不動産	0.817	0.498	0.492	0.430	0.655	0.439	0.597	0.413
運 輸 ・ 通 信	0.768	0.635	0.644	0.609	0.658	0.673	0.622	0.658
サービス・その他	0.310	0.250	0.265	0.281	0.273	0.314	0.452	0.364
平 均 値	2.260	1.213	1.897	1.272	5.870	1.330	1.749	1.001

（出所）次の文献より作成

『県経済の構造分析－昭和50年三重県産業連関表－』39ページ。

『昭和55年三重県産業連関表』26～31ページ。

『昭和60年三重県産業連関表』62～63ページ。

『平成2年三重県産業連関表』34～37ページ。

『昭和50年産業連関表－計数編（2）－』12～19ページ。

『昭和55年産業連関表－総合解説編－』230～231ページ。

『昭和60年産業連関表－総合解説編－』2～3ページ。

『平成2年産業連関表－総合解説編－』334～335ページ。

表 2 - 2 中間需要比率

鉱業以外に中間需要比率の大きな産業は、三重県においても全国においても農林水産業および電気・ガス・水道である。平成2年の三重県での中間需要比率は農林水産業で0.865、電気・ガス・水道で0.869となっている。

他方で、中間需要比率の特に小さな産業は三重県においても全国においても建設であり、平成2年の中間需要比率は三重県では0.069、全国では0.077になっている。建設以外に中間需要比率の小さな産業は三重県でも全国でもサービス・その他である。

中間需要比率は三重県と全国ではほぼ同じような値ではあるが、商業と金融・保険・不動産では異なる。三重県では商業が昭和50年に0.491、金融・保険・不動産が昭和55年に0.492と0.5以下である以外、これら二つの産業では全て0.5以上であるのに対し、全国では二つの産業とも全て0.5以下である。

ところで、中間需要比率が全ての産業の中間需要比率の平均値よりも大きな産業を中間財生産産業、その平均値よりも小さな産業を最終財生産産業と呼ぶ場合がある。⁴⁾だが、三重県の場合、鉱業での中間需要比率が極端に大きく、この値が平均値を押し上げ、他の産業では平均値以下になっている。このため、中間需要比率の平均値を基準とする場合には産業分類はできないので、中間需要比率が0.5よりも大きな産業を中間財生産産業、0.5よりも小さな産業を最終財生産産業と呼ぶことにする。⁵⁾

三重県産業連関表によれば、中間財生産産業は鉱業、農林水産業、電気・ガス・水道、運輸・通信それとともに中間需要比率がわずかに0.5を越える製造業である。最終財生産産業は建

設およびサービス・その他である。商業および金融・保険・不動産では、中間財生産産業として分類される場合も最終財生産産業として分類される場合もある。

3. 中間投入比率

生産物の売上収入としての生産額から原材料などの中間財の投入を引くと粗付加価値になる。それぞれの産業での生産額に対する中間財の投入の比率が中間投入比率である。

この中間投入比率を数式で示すと（2-2）式のようにになる。

$$u_j = \frac{1}{X_j} \sum_{i=1}^9 X_{ij} \quad (j = 1, 2, \dots, 9) \quad (2-2)$$

u_j は j 産業の中間投入比率である。 X_{ij} は j 産業で生産物を作るために必要な i 産業で作られた中間財の投入額、 X_j は j 産業での生産額である。⁶⁾

この中間投入比率が大きいということはある産業の生産額のうち、家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税などの粗付加価値の比率が小さいということである。逆に、中間投入比率が小さいということはこの粗付加価値の比率が大きいということになる。

昭和50年、昭和55年、昭和60年および平成2年の三重県およびわが国の産業連関表の中間投入比率を示したのが表2-3である。中間投入比率は三重県と全国ではそれぞれの産業についてほぼ同じような値になっている。三重県では中間投入比率の大きな産業は製造業であり、平成2年に0.666になっている。逆に、三重県での中間投入比率の小さな産業は、商業、金融・保険・不動産およびサービス・その他であり、平成2年のこれらの産業でのその値は0.298、0.207および0.384である。平成2年のこれらの産業の全国の値もほぼ同じようになっている。

	昭和50年		55年		60年		平成2年	
	三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国
農 林 水 産 業	0.373	0.387	0.410	0.456	0.457	0.442	0.447	0.421
鉱 業	0.483	0.462	0.526	0.467	0.511	0.513	0.481	0.469
製 造 業	0.708	0.696	0.754	0.706	0.693	0.680	0.666	0.658
建 設	0.565	0.565	0.571	0.577	0.570	0.573	0.538	0.539
電気・ガス・水道	0.492	0.494	0.477	0.534	0.420	0.443	0.440	0.399
商 業	0.271	0.272	0.308	0.301	0.297	0.329	0.298	0.303
金融・保険・不動産	0.213	0.216	0.159	0.177	0.171	0.177	0.207	0.213
運 輸 ・ 通 信	0.554	0.583	0.612	0.614	0.427	0.490	0.374	0.463
サービス・その他	0.425	0.404	0.386	0.425	0.378	0.399	0.384	0.383
平 均 値	0.454	0.453	0.467	0.473	0.436	0.450	0.426	0.428

〔出所〕次の文献より作成

『県経済の構造分析－昭和50年三重県産業連関表－』39ページ。

『昭和55年三重県産業連関表』26～31ページ。

『昭和60年三重県産業連関表』62～63ページ。

『平成2年三重県産業連関表』34～37ページ。

『昭和50年産業連関表－計数編（2）－』12～19ページ。

『昭和55年産業連関表－総合解説編－』230～231ページ。

『昭和60年産業連関表－総合解説編－』2～3ページ。

『平成2年産業連関表－総合解説編－』334～335ページ。

表2-3 中間投入比率

三重県の全ての産業での中間投入比率の平均値は、昭和50年0.454、昭和55年0.467、昭和60年0.436、平成2年0.426と安定しているが、少し減少の傾向にある。中間投入比率のこの平均値を基準にして産業を分類する方法もあるが、中間需要比率と同様に中間投入比率が0.5よりも大きいかそれとも小さいかを基準に産業を分類する。

中間投入比率が大きいと原材料を加工する、製造業的性格の産業である。逆に中間投入比率が小さいと労働や資本の基本的生産要素に依存する、基礎産業的性格の産業である。このことから中間投入比率が0.5よりも大きな産業を製造産業、中間投入比率が0.5よりも小さな産業を基礎産業と呼ぶ。⁷⁾

三重県の産業連関表によれば、製造産業は製造業および建設である。また、基礎産業は農林水産業、電気・ガス・水道、商業、金融・保険・不動産およびサービス・その他である。他の産業では、中間投入比率が0.5の値の上下に変動しており、明確には区分できない。

ところで、中間需要比率と中間投入比率による産業分類を合わせて考えると、次のように産業を分類することができる。中間需要比率も中間投入比率も0.5より大きな産業を中間財製造産業、中間需要比率は0.5よりも大きい、中間投入比率が0.5より小さな産業を中間財基礎産業と呼ぶ。また、中間需要比率は0.5よりも小さい、中間投入比率が0.5よりも大きな産業を最終財製造産業、中間需要比率も中間投入比率も0.5より小さな産業を最終財基礎産業と呼ぶ。⁸⁾

三重県の産業連関表によれば、中間財製造産業は製造業、中間財基礎産業は農林水産業および電気・ガス・水道であり、最終財製造産業は建設、最終財基礎産業はサービス・その他になる。その他の産業では少し変動があり、明確には分類できない。ただ、商業および金融・保険・不動産では中間需要比率はそれぞれ昭和50年および昭和55年を除いて0.5以上であることから中間財生産産業の性格が強く、これら二つの産業は中間財基礎産業に近い性質を持っている。

4. 移輸出比率（輸出比率）および移輸入比率（輸入比率）

三重県では県外の地域とも経済的取引があり、県外の地域に商品を販売する場合には移輸出、県外の地域から購入する場合には移輸入ということになる。この三重県の移輸出と移輸入の特徴を全国の輸出と輸入と比較しながら述べることにする。

そこで、まず、移輸出比率（輸出比率）を次の（2-3）式のように定める。ここで、 e_i は i 産業の移輸出比率（輸出比率）、 E_i は i 産業の移輸出額（輸出額）、 X_i は i 産業での生産額である。

$$e_i = \frac{E_i}{X_i} \quad (i = 1, 2, \dots, 9) \quad (2-3)$$

昭和50年、昭和55年、昭和60年および平成2年の三重県とわが国の産業連関表での移輸出比率（輸出比率）を示しているのが表2-4である。三重県の移輸出比率と全国の輸出比率を比較した場合、平成2年の三重県全産業の移輸出比率は0.513であるのに対し、わが国の全産

業の輸出比率は0.055であり、三重県の移輸出比率のほうが極めて大きい。このことは商品の国家間の取引よりも国内での地域間の取引の方が極めて大きいことを示している。また、三重県においての昭和50年から平成2年までの全産業の移輸出比率の推移を見ると、昭和50年は0.438、昭和55年に0.307となり減少したが、それ以外は増加しており、平成2年には0.513になり全生産額の半分以上は県外に販売されたことになる。

	昭和50年		55年		60年		平成2年	
	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国
農林水産業	0.628	0.004	0.296	0.005	0.299	0.004	0.472	0.003
鉱業	0.772	0.008	0.308	0.008	0.090	0.008	0.320	0.007
製造業	0.666	0.110	0.473	0.115	0.731	0.137	0.824	0.116
建設	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
電気・ガス・水道	0.036	0.000	0.022	0.000	0.006	0.001	0.001	0.001
商業	0.489	0.027	0.093	0.036	0.175	0.049	0.175	0.025
金融・保険・不動産	0.001	0.002	0.006	0.007	0.007	0.005	0.019	0.005
運輸・通信	0.123	0.105	0.204	0.093	0.259	0.091	0.212	0.074
サービス・その他	0.053	0.017	0.160	0.009	0.226	0.011	0.167	0.012
全産業	0.438	0.060	0.307	0.062	0.484	0.070	0.513	0.055

(出所) 次の文献より作成

『県経済の構造分析－昭和50年三重県産業連関表－』39ページ。

『昭和55年三重県産業連関表』26～31ページ。

『昭和60年三重県産業連関表』62～63ページ。

『平成2年三重県産業連関表』34～37ページ。

『昭和50年産業連関表－計数編(2)－』12～19ページ。

『昭和55年産業連関表－総合解説編－』230～231ページ。

『昭和60年産業連関表－総合解説編－』2～3ページ。

『平成2年産業連関表－総合解説編－』334～335ページ。

表2-4 移輸出比率および輸出比率

三重県の移輸出比率を産業ごとに見ると、移輸出比率の極めて大きいのは製造業で、昭和55年に0.473と0.5以下になった以外は、0.5以上となっており、特に平成2年には0.824となり生産額の8割以上が県外に出荷されていることになる。この製造業の移輸出比率が全産業の移輸出比率を押し上げていることになる。製造業に次いで移輸出比率の大きな産業は農林水産業であり、建設を除いて第1次産業と第2次産業では移輸出比率は大きい。第3次産業では商業が昭和50年に0.489になった以外、それぞれの産業で移輸出比率は小さく、第3次産業の生産物は大部分県内で利用されている。

次に、移輸入比率(輸入比率)について、まず、それを(2-4)式のように定める。ここで、 m_i は*i*産業の移輸入比率(輸入比率)、 M_i は*i*産業の移輸入額(輸入額)、 X_i は*i*産業での生産額である。

$$m_i = \frac{M_i}{X_i} \quad (i = 1, 2, \dots, 9) \quad (2-4)$$

	昭和50年		55年		60年		平成2年	
	三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国
農 林 水 産 業	0.695	0.230	0.354	0.255	0.312	0.217	0.478	0.166
鉱 業	15.684	5.665	11.980	6.305	47.364	6.879	10.281	3.945
製 造 業	0.384	0.045	0.288	0.055	0.497	0.054	0.545	0.074
建 設	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
電気・ガス・水道	0.017	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.149	0.000
商 業	0.539	0.009	0.303	0.012	0.574	0.012	0.778	0.004
金融・保険・不動産	0.184	0.002	0.098	0.007	0.253	0.007	0.314	0.009
運 輸 ・ 通 信	0.222	0.054	0.185	0.046	0.135	0.040	0.231	0.047
サービス・その他	0.061	0.019	0.160	0.020	0.212	0.017	0.339	0.030
全 産 業	0.392	0.062	0.289	0.069	0.409	0.055	0.464	0.053

（出所）次の文献より作成

『県経済の構造分析－昭和50年三重県産業連関表－』39ページ。

『昭和55年三重県産業連関表』26～31ページ。

『昭和60年三重県産業連関表』62～63ページ。

『平成2年三重県産業連関表』34～37ページ。

『昭和50年産業連関表－計数編（2）－』12～19ページ。

『昭和55年産業連関表－総合解説編－』230～231ページ。

『昭和60年産業連関表－総合解説編－』2～3ページ。

『平成2年産業連関表－総合解説編－』334～335ページ。

表2-5 移輸入比率および輸入比率

昭和50年、昭和55年、昭和60年および平成2年の三重県の移輸入比率と全国の輸入比率を示しているのが表2-5である。全産業については、平成2年の値が示すように、三重県の移輸入比率は0.464、全国の輸入比率は、0.053であり、三重県の移輸入比率は全国の輸入比率よりはるかに大きい。また各産業においても同様三重県の移輸入比率は全国の輸入比率よりはるかに大きい。このように国内の地域間の取引が国家間の取引よりも大きいということは、移輸出比率（輸出比率）と同様である。三重県全産業の移輸出比率と移輸入比率を比較すると、昭和50年から平成2年まですべて移輸出比率のほうが大きく、三重県では移輸入額に対して移輸出額の超過になっている。

表2-5により三重県の移輸入比率を産業ごとにみると、移輸入比率の最も大きな産業は、鉱業であり昭和60年には47.364にもなっている。三重県では鉱業で原料を移輸入して、製造業の製品を移輸出するという加工型の経済活動が営まれていることになる。このことはわが国においても同様であるが、三重県ではこの特徴がわが国よりも顕著である。

三重県での平成2年の移輸入比率の数値から明らかなように、その比率は農林水産業0.478、製造業0.545、建設0.000となり、建設を除いた第1次産業と第2次産業で大きい。他方、移輸入比率は商業0.778、電気・ガス・水道0.149、金融・保険・不動産0.314、運輸・通信0.231、サービス・その他0.339と商業を除いた第3次産業で小さい。第3次産業では三重県内で生産された生産物はかなり三重県内で需要されているが、商業では平成2年の移輸入比率が0.778

にあるように、県外の活動と大きく関係していることになる。

なお、移輸入比率としてはそれほど大きくはないが、金融・保険・不動産とサービス・その他では移輸入比率は増加の傾向にある。

- 1) 行政管理庁・経済企画庁経済研究所・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省共同編集『昭和50年産業連関表－総合解説編－』行政管理庁、昭和54年、8～9ページ。
- 2) 総務庁・経済企画庁・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省共同編集『平成2年産業連関表－総合解説編－』総務庁、平成6年、334～335ページ。
- 3) 新飯田宏著『産業連関分析入門』東洋経済新報社、第12版、平成4年、187ページ。
- 4) 横倉弘行著『産業連関分析入門－パソコンによるLeontief－』窓社、平成2年、96ページ。
- 5) 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』平成7年、20ページ。
- 6) 新飯田宏著『産業連関分析入門』東洋経済新報社、第12版、平成4年、187ページ。
- 7) 前掲書、17ページ。
- 8) 前掲書、187～188ページ。

Ⅲ 三重県の産業連関表と経済政策の効果

1. 影響力係数

産業連関表を用いて経済政策の効果を測定する尺度として、ラムッセン(P. N. Ramussen)によって開発された、影響力係数と感応度係数がある。¹⁾

j産業の影響力係数は各産業の1単位の最終需要によって誘発される各産業の生産額の合計の平均値に対するj産業の1単位の最終需要によって誘発される各産業の生産額の合計の相対的大きさである。²⁾この影響力係数を、数式を使いより明確に説明すると、次のようになる。

(1-3)式で示したように、移輸出(輸出)と移輸入(輸入)を考慮すると、産業連関表での生産物の需給関係を(3-1)式のような行列による方程式で示すことができる。

$$X = AX + F - M \quad (3-1)$$

移輸入額(輸入額)のベクトルMを移輸入比率(輸入比率)の行列mと生産額のベクトルXでもって示すと次の(3-2)式のようになる。

$$M = mX \quad (3-2)$$

ただし、行列mは対角線にi産業の移輸入比率(輸入比率) m_i が並び、他の要素は0である9次元の正方行列である。

$$m = \begin{pmatrix} m_1 & 0 & & 0 \\ 0 & m_2 & & 0 \\ 0 & 0 & \ddots & 0 \\ 0 & 0 & & m_i & \ddots & 0 \\ 0 & 0 & & & \ddots & m_9 \end{pmatrix} \quad (3-3)$$

(3-1) 式に (3-2) 式を代入すると、(3-1) 式は次の (3-4) 式のようになる。ただし I は 9 次元の単位行列である。

$$(I - A + m)X = F \quad (3-4)$$

(3-4) 式より、次 (3-5) 式の関係が成立する。

$$X = (I - A + m)^{-1} F \quad (3-5)$$

この $(I - A + m)^{-1}$ はレオンチェフ逆行列と呼ばれ、このレオンチェフ逆行列の要素を次の (3-6) 式のように示す。

$$(I - A + m)^{-1} = \begin{pmatrix} b_{11} & b_{12} & \cdots & b_{1j} & \cdots & b_{19} \\ b_{21} & b_{22} & \cdots & b_{2j} & \cdots & b_{29} \\ \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots \\ b_{i1} & b_{i2} & \cdots & b_{ij} & \cdots & b_{i9} \\ \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots \\ b_{91} & b_{92} & \cdots & b_{9j} & \cdots & b_{99} \end{pmatrix} \quad (3-6)$$

(3-5) 式において、最終需要の増加を ΔF また生産額の増加を ΔX で示すと、この (3-5) 式を次の (3-7) 式で示すことができる。

$$\Delta X = (I - A + m)^{-1} \Delta F \quad (3-7)$$

この (3-6) 式と (3-7) 式を使って影響力係数を示すと、次のようになる。各産業の 1 単位の最終需要の増加によって誘発される各産業の生産額は (3-8) 式のようになる。

$$\begin{pmatrix} \Delta X_1 \\ \Delta X_2 \\ \vdots \\ \Delta X_i \\ \vdots \\ \Delta X_9 \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} b_{11} & b_{12} & \cdots & b_{1j} & \cdots & b_{19} \\ b_{21} & b_{22} & \cdots & b_{2j} & \cdots & b_{29} \\ \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots \\ b_{i1} & b_{i2} & \cdots & b_{ij} & \cdots & b_{i9} \\ \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots \\ b_{91} & b_{92} & \cdots & b_{9j} & \cdots & b_{99} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} 1 \\ 1 \\ \vdots \\ 1 \\ \vdots \\ 1 \end{pmatrix}$$

$$\begin{pmatrix} \Delta X_1 \\ \Delta X_2 \\ \vdots \\ \Delta X_i \\ \vdots \\ \Delta X_9 \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} b_{11} + b_{12} + \cdots + b_{19} \\ b_{21} + b_{22} + \cdots + b_{29} \\ \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots \\ b_{i1} + b_{i2} + \cdots + b_{i9} \\ \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots \\ b_{91} + b_{92} + \cdots + b_{99} \end{pmatrix} \quad (3-8)$$

この生産額の合計は (3-9) 式のようになる。

$$\sum_{i=1}^9 \Delta X_i = \sum_{i=1}^9 \sum_{j=1}^9 b_{ij} \quad (3-9)$$

(3-9) 式は各産業 1 単位ずつの最終需要の増加により誘発された生産額の合計であるから、9 産業の合計である 9 単位の最終需要により誘発された生産額になっている。それゆえ、1 単位の最終需要の増加により誘発される生産額は合計である (3-9) 式の平均値になるので (3-10) 式のようになる。

$$\frac{1}{9} \sum_{i=1}^9 \Delta X_i = \frac{1}{9} \sum_{i=1}^9 \sum_{j=1}^9 b_{ij} \quad (3-10)$$

次に、j 産業での 1 単位の最終需要の増加によって誘発される各産業の生産額は、(3-11) 式のようになる。

$$\begin{pmatrix} \Delta X_1 \\ \Delta X_2 \\ \vdots \\ \Delta X_j \\ \vdots \\ \Delta X_9 \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} b_{11} & b_{12} & \cdots & b_{1j} & \cdots & b_{19} \\ b_{21} & b_{22} & \cdots & b_{2j} & \cdots & b_{29} \\ \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots \\ b_{i1} & b_{i2} & \cdots & b_{ij} & \cdots & b_{i9} \\ \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots \\ b_{91} & b_{92} & \cdots & b_{9j} & \cdots & b_{99} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} 0 \\ 0 \\ \vdots \\ 1 \\ \vdots \\ 0 \end{pmatrix}$$

$$\begin{pmatrix} \Delta X_1 \\ \Delta X_2 \\ \vdots \\ \Delta X_j \\ \vdots \\ \Delta X_9 \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} b_{1j} \\ b_{2j} \\ \vdots \\ b_{ij} \\ \vdots \\ b_{9j} \end{pmatrix} \quad (3-11)$$

また、この j 産業の最終需要によって誘発される各産業の生産額の合計は、(3-12) 式となる。

$$\sum_{i=1}^9 \Delta X_i = \sum_{i=1}^9 b_{ij} \quad (3-12)$$

影響力係数は (3-10) 式と (3-12) 式から (3-13) 式によって示されることになる。³⁾

$$DE_j = \frac{\sum_{i=1}^9 b_{ij}}{\frac{1}{9} \sum_{i=1}^9 \sum_{j=1}^9 b_{ij}} \quad (j = 1, 2, \dots, 9) \quad (3-13)$$

j 産業の影響力係数 DE_j が 1 より大きな場合には、j 産業での 1 単位の最終需要の増加によって誘発される生産額は他の産業と比較して大きく、逆に、この DE_j が 1 より小さい場合には、その誘発される生産額は他の産業と比較して小さいことになる。

	昭和50年		55年		60年		平成2年	
	三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国
農 林 水 産 業	0.749	0.876	0.925	0.915	1.080	0.957	1.010	0.980
鉱 業	0.008	0.178	0.110	0.162	0.031	0.156	0.136	0.239
製 造 業	1.080	1.365	1.201	1.348	1.076	1.385	1.097	1.361
建 設	1.492	1.322	1.440	1.316	1.526	1.358	1.587	1.315
電気・ガス・水道	1.313	1.107	1.218	1.115	1.264	1.037	1.218	1.038
商 業	0.781	0.916	0.874	0.928	0.794	0.987	0.756	0.983
金融・保険・不動産	0.982	0.869	0.902	0.808	0.900	0.839	0.956	0.878
運 輸 ・ 通 信	1.235	1.286	1.268	1.311	1.224	1.173	1.166	1.127
サービス・その他	1.280	1.081	1.062	1.096	1.104	1.109	1.074	1.079

(出所) 次の文献より作成

『県経済の構造分析－昭和50年三重県産業連関表－』39ページ。

『昭和55年三重県産業連関表』26～31ページ。

『昭和60年三重県産業連関表』62～63ページ。

『平成2年三重県産業連関表』34～37ページ。

『昭和50年産業連関表－計数編(2)－』12～19ページ。

『昭和55年産業連関表－総合解説編－』230～231ページ。

『昭和60年産業連関表－総合解説編－』2～3ページ。

『平成2年産業連関表－総合解説編－』334～335ページ。

表3-1 影響力係数

表3-1は昭和50年、昭和55年、昭和60年および平成2年の三重県およびわが国の産業連関表での各産業での影響力係数である。三重県では影響力係数の大きな産業は建設で昭和50年から平成2年まで1.4台から1.5台にあり、増加の傾向にある。このことは三重県では建設での公共投資の増加は生産額の増加を伴い、経済政策としての効果が大きいことを示している。建設に次いで大きいのは電気・ガス・水道および運輸・通信であり、これらの産業では昭和50年の電気・ガス・水道1.313と平成2年の運輸・通信1.166を除いて1.2台にある。影響力係数は三重県では施設関連の産業で大きいことになる。

製造業は全国では1.3台にあるのに対し、三重県では各年とも1以上ではあるが、平成2年に1.097であるようにそれほど大きくない。このように三重県と全国とで差が出るのは三重県の移輸入比率が全国の輸入比率と比較して大きく、最終需要の増加により誘発される生産物が三重県外の商品によって賄われるからである。

三重県において影響力係数の小さな産業は鉱業であり、平成2年では0.136となっている。このことは全国でも同様であるが、鉱業で極端に影響力係数が小さな要因は移輸入比率(輸入比率)が特に大きく、三重県での製造業の場合と同様最終需要の増加により誘発される生産物が域外の商品によって賄われるからである。商業および金融・保険・不動産でも三重県と全国では同様に影響力係数は比較的小さい。これらの影響力係数の小さな産業では、公定歩合の引き下げなどにより民間投資が行われても、誘発される生産額は比較的小さいことになる。

2. 感応度係数

産業連関表を利用しての経済政策の効果を測る尺度として、影響力係数以外にも一つ感応度係数がある。この感応度係数について述べると、 i 産業の感応度係数は各産業に対するそれぞれ1単位の最終需要によって誘発される各産業の生産額の合計の平均値に対する i 産業で誘発される生産額の相対的大きさである。⁴⁾この感応度係数を以後 DK_i で示す。また、この感応度係数を数式で示すと次のようになる。各部門に対するそれぞれ1単位の最終需要によって誘発される各産業の生産額は、前節で示されたように(3-8)式になる。またこのとき、 i 産業において誘発される生産額はこの(3-8)式により、次の(3-14)式になる。

$$\Delta X_i = \sum_{j=1}^9 b_{ij} \quad (i = 1, 2, \dots, 9) \quad (3-14)$$

誘発される生産額の各産業の合計は(3-9)式になり、その平均値は(3-10)式になる。(3-10)式と(3-14)式から、 i 産業の感応度係数は、次の(3-15)式によって示される。⁵⁾

$$DK_i = \frac{\sum_{j=1}^9 b_{ij}}{\frac{1}{9} \sum_{i=1}^9 \sum_{j=1}^9 b_{ij}} \quad (i = 1, 2, \dots, 9) \quad (3-15)$$

i 産業の感応度係数が1より大きな場合には、各産業での1単位の最終需要によって誘発される i 産業の生産額は全産業での誘発される生産額の平均値より大きく、1より小さい場合にはその平均値よりも小さい。経済政策あるいは景気変動により最終需要の変動が生ずる場合、この感応度係数によりその最終需要の変動によって誘発される生産額がどのような産業で大きい、また逆にどのような産業で小さいかを知ることができる。

昭和50年、昭和55年、昭和60年および平成2年の三重県とわが国の産業連関表により計算された感応度係数は表3-2のようになる。三重県において感応度係数の特に大きな産業は製造業であり、平成2年には1.763と2より小さくなっているが、その他の年では2より大きい。全国でも製造業では感応度係数は特に大きく、すべての年において2より大きくなっている。製造業では他の産業での最終需要の変動の影響を強く受けることになる。このことは、経済政策により最終需要が増加した場合、製造業でその恩恵が最も大きいことになる。また景気変動により最終需要が変動した場合にも、製造業でその影響が最も大きいことになる。

三重県では製造業以外には感応度係数がきわだって大きな産業はなく、昭和50年、昭和55年、昭和60年および平成2年の四ヶ年のうち三ヶ年が1より大きな産業は建設・金融・保険・不動産、運輸・通信およびサービス・その他であり、これらの産業のうちサービス・その他の

	昭 和 50 年		55 年		60 年		平 成 2 年	
	三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国
農 林 水 産 業	0.662	0.745	0.765	0.688	0.861	0.708	0.817	0.726
鉱 業	0.082	0.135	0.094	0.126	0.024	0.110	0.111	0.160
製 造 業	2.107	2.752	2.450	2.846	2.013	2.449	1.763	2.206
建 設	1.004	0.729	0.916	0.703	1.030	0.738	1.130	0.754
電気・ガス・水道	0.990	0.743	0.936	0.773	1.047	0.815	1.016	0.799
商 業	0.772	0.914	0.867	0.936	0.751	0.899	0.722	0.916
金融・保険・不動産	1.093	1.029	1.008	0.944	0.997	1.029	1.084	1.061
運 輸 ・ 通 信	1.082	1.005	0.996	1.000	1.157	1.042	1.080	1.043
サービス・その他	1.208	0.948	0.967	0.985	1.119	1.210	1.276	1.335

（出所）次の文献より作成

『県経済の構造分析－昭和50年三重県産業連関表－』39ページ。

『昭和55年三重県産業連関表』26～31ページ。

『昭和60年三重県産業連関表』62～63ページ。

『平成2年三重県産業連関表』34～37ページ。

『昭和50年産業連関表－計数編（2）－』12～19ページ。

『昭和55年産業連関表－総合解説編－』230～231ページ。

『昭和60年産業連関表－総合解説編－』2～3ページ。

『平成2年産業連関表－総合解説編－』334～335ページ。

表 3 - 2 感応度係数

感応度係数が比較的大きい。全国でも同様製造業以外では感応度係数がきわだって大きな産業はないが、運輸・通信では四ヶ年とも1よりも大きくなっている。

逆に、三重県で感応度係数の特に小さな産業は鉱業であり、平成2年には0.111、その他の年も0.1台以下である。鉱業の感応度係数が小さいことは全国でも同様である。三重県のその他の産業では感応度係数は鉱業のようにきわだって小さくはないが、農林水産業と商業では四ヶ年とも1より小さく、感応度係数が比較的小さくなっている。全国では感応度係数の比較的小さな産業は農林水産業と商業以外に建設と電気・ガス・水道である。このような感応度係数の小さな産業では、経済政策による最終需要の増加の恩恵が少なく、また景気変動による影響も小さいことになる。

影響力係数が1よりも大きいのか、それとも1より小さいのか、また感応度係数が1よりも大きいのか、それとも1より小さいのかにより、三重県の産業を分類すると次のようになる。

まず、影響力係数も感応度係数ともに1より大きな産業は他の産業への影響が大きく、また他の産業からの影響も大きな産業である。三重県ではこのような産業として製造業があげられる。製造業以外では感応度係数は四ヶ年とも必ずしも1よりも大きくはないが、サービス・その他、建設、運輸・通信などもこの産業分類の領域に近い。

逆に、影響力係数も感応度係数ともに1より小さな産業は、他の産業への影響も他の産業からの影響も小さな産業である。三重県ではこのような産業に鉱業と商業があげられる。

第3に影響力係数は1よりも大きい、感応度係数は1よりも小さな産業は、他の産業への

影響は大きいが他の産業からの影響は小さな産業である。三重県ではこのような産業として、感応度係数が昭和60年と平成2年に1よりも大きくはなっているが、電気・ガス・水道がこの産業分類の領域に近い。

最後に、影響力係数は1よりも小さいが、感応度係数は1よりも大きな産業は他の産業への影響は小さいが、他の産業からの影響の大きな産業である。このような産業として、昭和60年に感応度係数は1以下になってはいるが、金融・保険・不動産があげられる。

このように、産業連関表から影響力係数と感応度係数を算出することにより、経済活動の相互依存関係の中での、経済政策の効果を産業ごとに分類することができる。

3. 公共投資による経済政策の効果

次に、三重県およびわが国の産業連関表を使って、政府が公共投資により最終需要を増加させた場合、各産業でどのように生産物が誘発されるかという経済政策の効果について述べることにする。

まず、それぞれの産業の生産額と最終需要の関係は(3-5)式によって示される。この(3-5)式において、最終需要Fが決定されれば、この最終需要を生産するために必要な生産額Xが決定されることになる。

また、最終需要の増加をベクトル ΔF で示すと、この最終需要の増加を可能にするために必要な生産額の増加はベクトル ΔX になる。このベクトル ΔF とベクトル ΔX の間での関係は(3-7)式になる。この(3-7)式をここでは(3-16)式と書く。

$$\Delta X = (I - A + m)^{-1} \Delta F \quad (3-16)$$

この(3-16)式は最終需要の増加 ΔF を可能にするためには、生産額 ΔX はどれだけ増加しなければならないかを示している。ここでの経済政策の効果はこの最終需要の増加とその最終需要の増加によって誘発される生産額の増加の関係を見ているのである。

最終需要の増加により誘発される生産額の増加の効果はこの第1次的効果だけでなく、この誘発された生産額の増加を実現するためには、さらに生産が行われなければならない。あるいは、この第1次効果による生産額の増加が実現すると、付加価値として雇用者所得や営業余剰が得られ、この付加価値により民間消費や民間設備投資が生み出される。このことは最終需要の増加となり、この最終需要の増加により第2次的な生産額の増加が誘発され、さらに第3次、第4次の生産額の増加が誘発される。これらはケインズ経済学での乗数効果と呼ばれるものであるが、ここでは、これらの第2次効果、第3次効果などは考慮しないことにする。

いま、政府による公共投資を製造業に対する50億円と建設に対する50億円の計100億円とする。この公共投資による100億円の最終需要の増加を実現するためには、産業のそれぞれの部門でどれほどの生産額の増加がなければならないかを見ることにする。

まず、(3-16)式を行列の要素の明確な形式で書くと(3-17)式ようになる。

この(3-17)式において、 ΔX_i はi産業において誘発される生産額の増加、 ΔF_i はi産

$$\begin{pmatrix} \Delta X_1 \\ \Delta X_2 \\ \vdots \\ \Delta X_i \\ \vdots \\ \Delta X_9 \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} b_{11} & b_{12} & \cdots & b_{1j} & \cdots & b_{19} \\ b_{21} & b_{22} & \cdots & b_{2j} & \cdots & b_{29} \\ \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots \\ b_{i1} & b_{i2} & \cdots & b_{ij} & \cdots & b_{i9} \\ \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots & \cdots \\ b_{91} & b_{92} & \cdots & b_{9j} & \cdots & b_{99} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \Delta F_1 \\ \Delta F_2 \\ \vdots \\ \Delta F_i \\ \vdots \\ \Delta F_9 \end{pmatrix} \quad (3-17)$$

業の最終需要の増加、 b_{ij} は行列 $(I - A + m)$ の逆行列の*i*行*j*列の要素である。

(3-17)式において、製造業に対する公共投資50億円は ΔF_3 が50億円、建設に対する公共投資は ΔF_4 が50億円になる。 ΔF_3 と ΔF_4 以外の要素は全てゼロになる。昭和50年から平成2年までの三重県とわが国の産業連関表を使って、これらの公共投資による最終需要の増加 ΔF_i ($i = 1, 2, \dots, 9$)の値に対応する、誘発される生産額の増加 ΔX_i ($i = 1, 2, \dots, 9$)の計算結果を示しているのが、表3-3のケース1である。⁶⁾

三重県産業連関表ではこの公共投資100億円により誘発される生産額は昭和50年には143億円、昭和55年には165億円と増加した後、昭和60年には140億円、平成2年には131億円と減少している。この誘発される生産額を全国と比較した場合、全国では各年とも200億円以上になっており、三重県の方がかなり小さい。なお、昭和55年以後誘発される生産額が減少しているのはわが国の産業連関表においても同じである。

誘発される生産額が大きいと、それだけ経済政策の効果も大きく、雇用の拡大などにもなる。逆に、誘発される生産額が小さい場合、経済政策の効果が小さいことになるが、同額の最終需要の増加を実現するためには生産額の増加が少なくすむということで、経済効率が良いこともある。

この製造業での50億円と建設での50億円の計100億円の公共投資により誘発される生産額を産業ごとに見ると、三重県では製造業と建設が大部分である。平成2年では誘発される生産額131億円のうち、製造業は60億円、建設は51億円になり、誘発される生産額の約85%がこれら二つの産業においてである。誘発される生産額はその他の産業ではサービス・その他が8億円であることを除くと、各産業とも2、3億円にとどまっている。この公共投資により各産業で生じる生産額増加の効果は、製造業以外では三重県と全国とではほぼ同程度である。製造業の場合、誘発される生産額は全国では三重県と比較して約2倍近くあり、平成2年には三重県では60億円であるのに対し全国では107億円になっている。この製造業で誘発される生産額の三重県と全国での差がほぼ誘発される生産額全体の両者の差になっている。

このように、公共投資により誘発される生産額が三重県と全国で異なる要因を見るために、三重県とわが国の産業連関表での移輸入比率と輸入比率をゼロにする。このとき、(3-16)式は次の(3-18)式ようになる。

$$\Delta X = (I - A)^{-1} \Delta F \quad (3-18)$$

		(単位：億円)							
		ケース 1							
		昭和 50 年		55 年		60 年		平成 2 年	
		三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国
農 林 水 産 業		3	8	4	6	2	5	2	4
鉱 業		1	1	1	1	0	1	0	1
製 造 業		69	119	87	122	68	115	60	107
建 設		50	51	51	51	51	51	51	51
電気・ガス・水道		2	3	3	4	2	4	2	3
商 業		4	9	6	10	3	8	3	9
金融・保険・不動産		4	7	3	5	3	6	2	5
運 輸 ・ 通 信		5	8	5	8	5	9	3	7
サービス・その他		6	8	5	9	5	13	8	15
計		143	214	165	217	140	212	131	202

		ケース2 (移輸入比率=0、輸入比率=0)							
		昭和 50 年		55 年		60 年		平成 2 年	
		三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国
農 林 水 産 業		8	11	9	9	6	7	5	5
鉱 業		20	9	19	11	9	7	7	4
製 造 業		121	134	147	141	139	129	124	123
建 設		51	51	52	51	51	51	51	51
電気・ガス・水道		3	3	4	5	3	5	4	4
商 業		9	10	12	11	9	9	9	10
金融・保険・不動産		8	8	7	7	7	8	6	6
運 輸 ・ 通 信		15	12	15	12	12	12	6	9
サービス・その他		10	9	9	11	11	15	18	17
計		245	247	273	257	248	241	231	229

(出所) 次の文献より作成

『県経済の構造分析－昭和50年三重県産業連関表－』39ページ。

『昭和55年三重県産業連関表』26～31ページ。

『昭和60年三重県産業連関表』62～63ページ。

『平成2年三重県産業連関表』34～37ページ。

『昭和50年産業連関表－計数編(2)－』12～19ページ。

『昭和55年産業連関表－総合解説編－』230～231ページ。

『昭和60年産業連関表－総合解説編－』2～3ページ。

『平成2年産業連関表－総合解説編－』334～335ページ。

表 3 - 3 公共投資の効果

(3-18) 式の最終需要の増加のベクトル ΔF の要素の値を、ケース 1 の場合と同じままにして、同じ公共投資により誘発される生産額の値を求めたのが表 3 - 3 のケース 2 である。移輸入比率と輸入比率をそれぞれゼロにした場合、誘発される生産額は三重県も全国もほぼ 230 億円から 270 億円になり、三重県と全国ではほぼ同じような値になっている。このことから三重県と全国では製造業と建設での公共投資から誘発される生産額が異なる要因は、主として移輸入比率と輸入比率の差にあるということが出来る。つまり、製造業では三重県の移輸入比率

が全国の輸入比率と比較して大きいと、公共投資により誘発される製造業での生産物が輸入により国外に流出するよりも、移輸入により三重県外に多く流出するためである。

- 1) 影響力係数と感应度係数はP.N.Ramussen, *Studies in Inter-sectoral Relations*, North-Holland, 1956によって最初に定式化された。
- 2) 横倉弘行著『産業連関分析入門－パソコンによるLeontief－』窓社、平成2年、99ページ。
- 3) 前掲書、99ページ。
- 4) 前掲書、99ページ。
- 5) 前掲書、99ページ。
- 6) 浅利一郎著『経済学のためのロータス1－2－3』青木書店、平成3年、109～113ページ。

む す び

昭和50年、昭和55年、昭和60年および平成2年の三重県およびわが国の産業連関表を使って、三重県の産業構造およびその変化の特徴を見ると、まず生産額の構成比については三重県では製造業の構成比が大きいことがあげられる。また製造業を含めた第2次産業の構成比も全国と比較して大きく、さらにその構成比は全国では昭和50年から平成2年にかけて減少しているのに対し、三重県ではほぼ横這いである。また三重県では全国と比較して、第1次産業の農林水産業の生産額の構成比も大きく、このことから明らかなように第3次産業では三重県は全国と比較して生産額の構成比は小さいだけでなく、その差は拡大している。

中間需要比率については、三重県では鉱業の値がきわめて大きいことが特徴となっている。鉱物資源を輸入していることから、鉱業の中間需要比率が大きいのは全国でも同様であるが、三重県では四日市コンビナートがあることから、全国よりもはるかに大きくなっている。中間需要比率の特に小さな産業は三重県でも全国でも建設である。

中間投入比率を産業ごとに見ると、各産業で三重県と全国ではほぼ同じような値になっている。三重県において中間投入比率の大きな産業は製造業であり、逆に中間投入比率の小さな産業は商業、金融・保険・不動産およびサービス・その他である。

三重県の移輸出比率と全国の輸出比率を比較すると、全産業では三重県の移輸出比率の方が全国の輸出比率よりかなり大きい。三重県ではこの移輸出比率は増加の傾向にあり、平成2年では全産業の生産額の半分以上は三重県外に販売されている。産業ごとに見ると移輸出比率のきわめて大きな産業は製造業で、平成2年には生産額の8割以上は三重県外に出荷されている。移輸出比率の特に小さな産業は建設で、ほぼすべて三重県内で販売されている。また第3次産業でも移輸出比率は小さく、生産物は大部分県内で利用されている。

三重県の移輸入比率と全国の輸入比率を比較すると、全産業では三重県の移輸入比率の方が全国の輸入比率よりもはるかに大きい。このことと移輸出比率および輸出比率から、商品の国家間の取引よりも国内の地域間の取引の方がかなり大きいことが示されている。三重県の移輸入比率を産業ごとに見ると特に大きな産業は鉱業であり、全国の輸入比率よりもはるかに大き

い。三重県での移輸入比率は第1次産業と建設を除いた第2次産業で大きく、商業を除いた第3次産業で小さい。

三重県では影響力係数は建設、電気・ガス・水道および運輸・通信など施設関連の産業で大きい。製造業の影響力係数は全国では大きいが三重県ではそれほど小さくなく、また三重県では鉱業の影響力係数は極端に小さくなっている。このような特徴が三重県の製造業および鉱業で出ているのは、これらの産業では移輸入比率が大きく、最終需要により誘発される生産物が三重県外に流出するためである。

感応度係数の特に大きな産業は三重県でも全国でも製造業であり、製造業では他の産業での最終需要の変動の影響を強く受ける。逆に三重県で感応度係数の特に小さな産業は鉱業であり、鉱業の感応度係数は全国でも小さいが、三重県ではさらに小さい。

最後に製造業と建設に対するそれぞれ50億円、計100億円の公共投資の経済政策としての第1次効果を見ると、三重県では大部分製造業と建設で生産物が誘発される。このことは全国でも同様であるが、この製造業で誘発される生産額は三重県では全国より小さい。このような計算結果が生じるのは、製造業において三重県の移輸入比率が全国の輸入比率より大きいからである。

参考文献

- [1] 三重県企画調整部統計課編集『県経済の構造－昭和50年三重県産業関表－』三重県企画調整部統計課、昭和54年。
- [2] 三重県企画調整部統計課『昭和55年三重県産業連関表』昭和60年。
- [3] 三重県地域振興部統計課『昭和60年三重県産業連関表』平成2年。
- [4] 三重県生活文化部統計課『平成2年三重県産業連関表』平成7年。
- [5] 三重県地域振興部統計課『産業連関表の見方と三重県経済の構造分析』平成4年。
- [6] 行政管理庁・経済企画庁経済研究所・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省共同編集『昭和50年産業連関表－総合解説編－』行政管理庁、昭和54年。
- [7] 行政管理庁・経済企画庁経済研究所・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省共同編集『昭和50年産業連関表－計数編（2）－』行政管理庁、昭和54年。
- [8] 行政管理庁・経済企画庁経済研究所・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省共同編集『昭和55年産業連関表－総合解説編－』行政管理庁、昭和59年。
- [9] 総務庁・経済企画庁・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省共同編集『昭和60年産業連関表－総合解説編－』総務庁、平成元年。

- [10] 総務庁・経済企画庁・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省共同編集『平成2年産業連関表－総合解説編－』総務庁、平成6年。
- [11] 浅利一郎著『経済学のためのロータス1－2－3』青木書店、平成3年。
- [12] 津野義道著『経済数学Ⅱ－線形代数と産業連関論－』培風館、平成2年。
- [13] 新飯田宏著『産業連関分析入門』東洋経済新報社、第12版、平成4年。
- [14] 横倉弘行著『産業連関分析入門－パソコンによるLeontief－』窓社、平成2年。
- [15] W. W. Leontief, "Quantitative Input-Output Relations in the Economic System of the United States," *Review of Economics and Statistics* 18, no. 3, pp105~25.
- [16] P. N. Ramussen, *Studies in Inter-sectoral Relations*, North-Holland, 1956.

三重県下の生涯学習推進状況について（1）

水 谷 勇・東福寺 一 郎

序

三重県の生涯学習については、地域問題総合調査研究室が設立された当初から、主要な研究テーマの一つであった。昭和62年3月には、筆者らを含めた7名^(注1)による共同研究の「三重県における生涯教育の現状と課題」が公表されている。これは、生涯教育の基本理念を問うとともに、全都道府県の教育委員会および三重県下全市町村を対象にした生涯学習推進状況に関するアンケート調査、当時国内で生涯教育の先進地と目されていた府県へのヒアリング調査、県民意識調査、県内中等・高等教育機関の地域への開かれ方についてのアンケート調査など、大規模かつ総合的に行われた調査結果に基づくものであった。その後、生涯学習についての調査研究は、筆者両名と平成5年度までは佐武千恵子生活科学科教授の手によって進められてきた。いくつかの成果については、すでに地研通信あるいは三重法経などの学内誌に掲載されている。また、県内の市や町の生涯学習推進に直接かかわる機会も何度か与えられた。^(注2)

この間、三重県では平成3年に生涯学習検討委員会の最終答申が出され、その報告を受ける形で、三重県総合文化センターが平成6年にオープンした。このセンターには、生涯学習センターの他、県立図書館、大中小ホールをもつ文化会館、女性センターがあり、待望の三重県生涯学習推進の拠点施設ができあがったのである。同時に、このことは三重県の生涯学習推進が新たな局面を迎えたことを意味する。

このような情勢の中で、筆者らは県内各地域の生涯学習推進状況を新たに把握する必要性を痛感したのである。そこで、平成5年度より毎年県内から一つの地域を選び、その地域の各市町村に対する生涯学習推進に関するアンケート調査の実施と、地域の教育事務所あるいは2、3の市町村を対象にしたヒアリング調査の実施を開始した。平成5年度は東紀州（尾鷲・熊野）地域、平成6年度は伊賀・上野地域、平成7年度は北勢地域を対象に調査を行っている。本稿は、このうち東紀州地域と伊賀・上野地域についての調査結果であるが、前者については地研通信第39号（1994年4月1日発行）、後者については同44号（1995年9月30日発行）においてすでに発表しており、ここでは、それらに若干の加筆・修正をし、再掲した点をまずお断りしておきたい。

全体の構成としては、各節の初めに当該地域の特色について簡単にまとめた後、地域内市町村の生涯学習推進状況と今後の課題について、アンケート調査結果ならびにヒアリング調査結果等に基づいて報告している。ヒアリング実施の有無および入手資料の多寡によって、各市町村の生涯学習推進状況に関する記述量に差異のあることは否めないが、当然のことながら、こ

れがそのまま当該市町村の推進状況の指標になるわけではない。また、節の終わりには、アンケート調査結果を示し、まとめとしている。

(注1) 地研研究員の岩瀬充自、佐武千恵子、東福寺一郎、藤田修三、水谷勇、特別研究員の生田周二、江阪正己の7名。

(注2) 三重県、四日市市、亀山市、白山町、明和町などの生涯学習推進に関わる事業にグループとしてあるいは個人的に関わってきた。

第1節 東紀州（尾鷲・熊野）地域^(注1)

1. 尾鷲地域の概況

尾鷲地域は、尾鷲市、北牟婁郡（紀伊長島町、海山町）の1市2町から構成される。この地域は、東は熊野灘に面し、黒潮の影響を受けて気候は温暖、海岸線は美しいリアス式である。西には紀伊山脈があり、森林資源にも恵まれている。かつては林業、漁業、船宿、回船問屋などが発展した。しかし、交通手段の主流が海運から陸運へと変遷し、国土幹線から遠く隔てられた結果、産業振興が遅れ、若者を中心とする人口流出が生じ、過疎化が地域の大きな問題となっている。

2. 尾鷲地域各市町の状況

(1) 尾鷲市

尾鷲市は、紀伊半島東南部、熊野灘沿岸の中心に位置し、昭和29年に1町4ヵ村が合併して誕生した。気候は温暖であるが、日本有数の多雨地帯でもある。第一次産業としては、古くから豊かな自然を活用した林業と水産業が盛んである。水産業は、天然の良好である尾鷲港が遠洋漁業の基地となっているほか、ハマチ等の養殖業も活気を帯びている。一方、工業面では、火力発電所や石油コンビナートが建設され、東紀州地域の中核都市としての地位を確立している。

このような尾鷲市の生涯学習の推進状況を以下にまとめる。

① 生涯学習推進と人間性豊かな創造性あるまちづくり

現代の科学技術の進歩、高齢化、国際化、過疎化等、社会構造が急速に変化する中で、市の教育方針「生涯にわたって心豊かでうるおいのある生活を創造する」ことを目標に、市民の多様化、高度化した学習要求に対し、いつでも、どこでも、だれでもが、それぞれの関心、目的に沿った学習ができるような場の整備が目指されている。この点で、現在のところ生涯学習推進組織こそないが、社会教育施設の整備は順調に進んでいる。特に公民館は14地区に置かれ、全体で21の学級と趣味講座を中心にした110講座が開設されている。しかし、いずれも参加者は高齢者や主婦層に偏り、青年層や勤労者男性が少ない傾向にある。

② 市民文化の向上と文化遺産

昭和51年に設置された郷土館では、平成4年末までに21万人近い入場者を記録した。ここは市史編纂他により、収集・寄贈された文書群が多く、市民の共有財産として価値が高い。平成6年度には、市制40周年記念事業として「尾鷲市年表」の編集作業がここを中心に進められることになっている。三重県移動博物館や斎宮入門講座など多彩な事業も開催されており、地方の文化に寄与し、市民に親しまれている。今後は、さらにネットワーク化、文庫カードの電算化などがなされると思われる。

「せぎやまホール」の愛称をもつ市民文化会館は総合まちづくり事業として建設された。このホールではとりわけ音響と舞台照明に力点が注がれているが、さらにこの地域に類例を見ないギャラリーを併設し、多様多岐にわたるジャンルに対応できるよう設計されている。このように、文化会館は尾鷲市のみならず、この地域の文化の発信基地として育まれている。

その他、親子銀河教室や多彩な事業・イベントが開催される天文科学館、青少年健全育成を目指し、体験学習を含めた研修の場である少年センターなども、生涯学習推進上重要な施設である。

③ スポーツ振興と地域社会の人間育成

「健康都市宣言」をしている尾鷲市では、市民の健康と体力増進のために、運動施設の充実と生涯スポーツ振興に力を注いでいる。ひとりでも多くの市民がスポーツ活動に楽しく参加できるように体力づくり教室や多種目にわたる指導・育成事業が行われている。

④ 社会教育関係団体の育成と自主活動の促進

加入団体数が40を越す社会教育関係団体としては、子ども会、婦人会、PTAなどの連絡協議会、青少年育成市民会議、文化協会などがあり、これらの団体への援助を図る中で自主活動の活発化が期待されている。

勤労者の生涯学習推進については、各施設の利用時間を柔軟に配慮するほか、地区公民館活動の促進を目指している。しかし、公民館職員の常勤化や、開設講座の継続的な講師・指導者の不足が県中心部から遠く離れる地域特有の悩みとして存在する。

⑤ 学校教育と社会教育の連携

学校教育と社会教育の連携については、学校施設・設備の開放はもちろんのこと、学校で保護者を対象にした講演会を開催したり、教師が公民館に出向く、あるいは地域の人材を学校行事に活かすなど、人的な交流を含め相互の協力体制が確立されている。天文科学館や市民文化会館などの施設を学校教育の一環として活用することもある。

⑥ 課 題

高齢者学級、定期講座などの受講者は女性が圧倒的に多く、今後いかに男性受講者を増やしていくか、また青年層も加えて、どのような学習を希望し、魅力のある講座を的確に把握した対応が必要である。従来の趣味、教養の向上を目指し、さらに職業技術に関する講座の開設も必要であろう。

（２）海山町

海山町は昭和29年に4町村が合併して誕生した。主要産業は林業、水産業であるが、近年弱電機器部品製造業の進出も見られる。平成3年に策定された第3次総合計画では、「生かそう自然つくろう活気あふれる町“みやま”」を目標に、町民誰もが「住んでいたい町」「安心して暮らしていける町」の形成が目指されている。

生涯学習推進の現状についてみると、海山町には、生涯学習推進上設けられた特別な組織は存在しない。生涯学習推進に重要な役割を果たす社会教育施設としては、公民館6、教育集会所2、町営グラウンド、中学校テニスコート、町総合体育館がある。このような海山町が生涯学習推進上重点施策としていることは、

- ① 過疎化への対応として、地域の活性化を図るような事業を用意する
- ② 学校教育と社会教育を有機的に連携させる
- ③ 生涯学習の重要性について、住民に対する啓発をする
- ④ 世代間交流を促進するようなプログラムを用意する
- ⑤ 指導者の発掘、育成をする

である。特に学校教育と社会教育の連携については、老人会員が学校で生活体験を語ったり、地域文化の伝承に一役買っている。また、中学生がログハウスを造ったり、駅前の清掃活動に従事するなどの活動を行っている。一方、生涯学習推進上の障害となっている主な事柄としては、講座や学級の受講生の固定化傾向、地域の過疎化、集落の分散と交通網の未整備が挙げられる。

また、ふるさと美化運動（町民会議、PTA、子ども会）、80歳以上の独居老人を対象にした愛の一声訪問（婦人会）、基地清掃（老人会）等、各種団体によるボランティア活動が盛んである。

（３）紀伊長島町

昭和45年に長島町が町名変更し、現在の紀伊長島町が誕生した。北牟婁郡の北部に位置する当町は定置漁業、近海漁業と紀州材で知られる漁業と林業の町である。また、豊かな自然環境の中でレクリエーション・リゾート地域を目指し、施設整備等が進められている。

生涯学習推進の現状についてみると、紀伊長島町には、生涯学習推進上設けられた特別な組織は存在しない。生涯学習推進上重要な役割を果たしている施設としては、公民館7、資料館、公園、高等学校、ふれあい広場マンドロ、若者センター、フィットネスホール、オートキャンプ場など、多様な施設が回答された。また、生涯学習推進上の重点を置いている施策は、

- ① 高齢者の生きがいに重点を置いたプログラムを用意する
- ② 生涯学習の観点から他部局との連携、生涯学習関連事業を合理的に推進させる
- ③ 施設の利用時間を弾力化し、受講生が受講しやすい時間に講座を開講する
- ④ 住民の学習要求を調査を通じて捉え、それに対応したプログラムを用意する

⑤ 英会話、パソコン入門など時代の要請に応えた講座を開設する

である。ユニークな試みとして、造船所で働くブラジル人労働者を講師に招いて、料理の講習を受けたり、外国の話を聴くなどして少しでも国際感覚を身につけようとする講座が設けられている。一方、生涯学習推進上の悩みには、講座や学級の受講生の固定化傾向、教育委員会事務局の過重負担、予算不足が挙げられた。

(4) 尾鷲地域の課題

以上、尾鷲地域の3市町の生涯学習推進の現状について述べてきたが、今後この地域が取り組む必要のある課題をいくつか指摘したい。

まず第1に、地域住民の高齢化問題へ対処していかなければならない。世間には生涯学習推進は高齢化対策であるという認識が見受けられる。これ自体は生涯学習に対する偏った理解であるが、確かに高齢者の学習機会を保障し、実りある高齢期を過ごせるようにすることは大切なことである。高齢期は発達上個人差がきわめて大きい時期であり、身体的にも精神的にも健康である人もいれば、一方で早くから老け込んでしまう人もいる。また、何か活動をしたくとも健康面で障害のある人もいる。高齢化の著しい地域での生涯学習を推進するに際しては、このような個人差に対するきめ細やかな配慮が必要とされる。基本的な考え方として、学習意欲のある人々に対しては、学習要求に応じた講座・学級を用意するとともに、社会参加に向けて啓発していくことが重要である。すなわち、心身ともに健康な高齢者には、健康を損ねた高齢者の学習活動を支援したり、あるいは蓄積された経験や知恵を次世代へ伝達する役割を担うことを期待したい。

第2に、過疎化への対応も緊急課題である。過疎の解消施策についてはここでは問わないこととし、過疎化という現実の中でまず必要とされることは、市や町の中心部と周辺に散在する小集落を結ぶ交通網ないしは交通手段を整備することである。例えば、運転免許を持たない高齢者を中心にした住民への配慮として、バスを巡回させるなどの手段が考えられよう。もし、それが難しければ、地域ごとに施設を整備するとともに移動公民館や出前講座などで対応することも考えられよう。

第3に、各市町において生涯学習推進組織を設置することが緊急の課題である。しかも、組織を形式的に設置するのではなく、上記に述べたような課題等、生涯学習推進方策について実質的な審議と提言がなされるように、全町的・全庁的に人材を求め、会議を有効に機能させていかなければならない。

最後に、尾鷲市を中核にして3市町が連携する広域学習圏の構築を提唱したい。現在は一般に、各市町村単位で生涯学習推進が構想されているが、これからは近隣市町村が連携をとりつつ地域住民にとって有効な生涯学習環境の整備を図っていくべきである。学習情報の交換や施設利用に関する提携を行ったり、担当者レベルの研修・交流がより緊密に実施されることが望まれる。また、必要であれば、地域全体としての推進組織を設置することも検討に値する。

3. 熊野地域の概況

熊野地域には熊野市など1市3町1村が含まれ、鵜殿村を除いて過疎化・高齢化が進んでいる。そのためあって、この地域では全地区で社会体育が盛んで、行政もまたその施設整備に努めている。なお、社会教育課があるのは熊野市のみで、他の町村では1人ないし2、3人の職員が非常に多岐にわたる生涯学習関連の仕事に携わっている。

今回のアンケート調査によれば、生涯学習推進のための組織があるのは御浜町だけで、他は設置の予定もない。この地域は、全般的に生涯学習後進地域と言われているが、これは県の中心・人口密集地から遠く離れ、過疎化の進む地域（とりわけ山間部）を多く抱えることもあって、施設の設置場所、企画の実施場所に四苦八苦するとともに、講師・指導者などの人材確保や参加者の人寄せに苦勞していることが大きく作用しているようである。アンケート調査でも、指導者不足、スタッフ不足との悩みが共通して記入されていた。

4. 熊野地域各市町村の状況

(1) 熊野市

全小学校が地区公民館を兼ねており（校長が館長、教頭が公民館主事）、学校開放は最も進んでいる。高齢化に対して、世代間交流の行事として、学校教育の一環としてもしくは社会教育として、古老より地域の民話を聞く活動、凧づくりやしめ縄・わらじづくりなどを伝授してもらい体験する活動、などを行っている。

社会体育では、インディアカに最も力を入れているほか、グラウンドゴルフ、ゲートボール、カヌーといったものが盛んである。学生時代に体育で活躍していた青・壮年の人が少年スポーツを指導してくれており、少年期からスポーツは盛んという風土がある。また、学校の先生中心のレクリエーション活動も活発でウォークラリー、スポーツ・レク祭などもある。

また、産業界の取り組みではあるが、商工会議所を中心に、21世紀の熊野を考える会をつくり、学習会を年1、2回行っているほか、川上横町商店街では、国際化に対応するため、1千万円を基金としてその利子を運用して小学6年生の子を5人ほど海外短期留学させている。

(2) 御浜町

御浜町は、農業を基幹とした町で、特に「年中ミカンのとれる町」をキャッチフレーズに柑橘を基幹作物として栽培している、面積88.28 k²、人口10,163人の町である。また、御浜町は観光にも力を入れており、1987年6月には建設省に認定されたC C Z整備計画（海辺のふれあいゾーンづくり）についても積極的に事業を展開し、拠点施設であるパーク七里御浜モール“ピネ”もオープン、この近辺を重点的に整備しながら、ここで祭や巨大イベントを開催するなど、新しい町づくりに積極的に取り組んでいる。

こうした積極的姿勢は生涯学習に対してもみられ、1989年には生涯学習推進会議を設けて、生涯学習の推進に取り組んでいる。生涯学習推進会議は、社会教育委員と公民館運営審議会委員とによって構成され、年2回開催されて、町教育委員会の生涯学習に関する方針および活動

総括を審議している。この推進会議における方針決定を受けて、生涯学習活動の実質的な調整・推進は、公民館長会議（年3回開催）がその役割を果たしている。

中央公民館を頂点に、すべて独立館からなる6つの地区公民館（館長は非常勤）を有し、社会教育の充実とともに、公民館活動として婦人学級及び家庭教育学級、その他高齢者教室、スポーツ少年団等の活動も活発である。地区公民館では住民要求に応えた趣味・教養講座が主体（参加主体は農村婦人）だが、中央公民館は指導館として指導者養成、大規模イベントを主に行っており、その機能分担を明確にしている。また、特に尾呂志などでは高齢者が多いが、地区活動が盛んで、世代間交流などの取り組みも活発に行われている。公民館活動の活性化において、約4,500戸全戸配布される「公民館だより」が大きな力を発揮している。また、公民館は入門的なものとし、2年間は公民館の学級として行うが、その後は自主サークルとして自主活動できるよう育成することに心がけている。ほとんどの施設が毎日貸し館としてもしくは学級・講座で空きがないほど埋まっており、南牟婁郡一活発な学習活動が展開されている。このため、初心者学習成果の発表の場として「公民館まつり」を、上級者の発表の場として「町民文化祭」をそれぞれ用意している。

福祉センターは、1992年に完成し、高齢者の生涯学習の機会と場が充実した。しかし他方、福祉センターの完成により、これまで教育委員会社会教育課が調整していた高齢者の生涯学習は教育委員会、福祉センター（福祉課）それぞれで行われることになり、連携・総合化の点で問題をもつことになった。今後、高齢者（福祉）はもとよりあらゆる生涯学習事業について、その企画内容等について行政において全庁的な調整を行い、重複を避け、効率を上げることでより良い内容を住民に提供することが求められる。

また、ふるさとづくり事業として、富士山の麓に小・中学生を1週間派遣して外国人と交流させる国際交流事業を行っているほか、山海交流として長野県梓川村とみかんとりんごのフルーツ友好親善交流を町ぐるみで行い、学校教育・社会教育の分野でも同村と交流している。また、学校五日制が試行されたことにより、休みとなった第2土曜日を利用して小・中学生と地域の高齢者の世代間交流を兼ねた畑づくりが始められた。

町では、第3次長期総合計画において、「明るく住みよい豊かな町づくり」をテーマに活力ある地域にするため、国際化、過疎化、高齢化、情報化に対応できる資料の収集と人材育成を主体とした「御浜町ふるさと特派員制度（1992年度～）」、「御浜活性化塾（1991年度から）」といった事業に取り組んでいる。前者は、町出身者195人を特派員に任命し、町の活性化に対する提言・支援を得たり、町のPR活動に従事していただくもので、後者は、異業種の代表24名を塾委員とし、農業振興のための人づくり、組織づくり、農業活性化や地域資源を活用した農村活性化のための提案と活動をしていただくとともに、各種産業の情報交換と振興のための方策を検討することを目的とした事業である。こうした町づくり事業も生涯学習の振興、気風づくりに一役買っている。

婦人学級（中央公民館の行う婦人大学を含む）は、地区婦人会との共催で行われ活発であ

る。しかし、これ以外には関係団体との連携が全くと言ってよいほど行われていない。

御浜町では、高齢化が特に進んでおり、70歳以上の人が7人に1人以上と、2割に近づく勢いである。しかし、このことによって生涯学習が沈滞すると言うよりも、既に述べたように、高齢者の学習が盛んであるだけでなく、世代間交流など、元気な高齢者を活用した取り組みがなされて、町の活性化に寄与している。

生涯学習を活性化させる手だてとして、学級・講座の平日夜間ないし土・日開催の試みが行われている。地区公民館で行われるほとんどすべての事業は夜間に開催されており、中央公民館では、婦人大学が夜間（7：30～9：00）に、寿大学が土曜日・日曜日に開催されているほか、専門の職員を配置した上で土曜日・日曜日の開館を実現している。これは町が生涯学習に力を入れていることを示すもので、主催者側の公務員としての勤務体制を中心に考えるよりもむしろ、町民の実態にあった弾力的な講座の開催、施設の開館に努めているからである。ただし、このために職員は変則勤務を強いられており、一部の熱意ある職員の犠牲的精神に支えられていると言える。職員に過度の負担をしわ寄せをしない体制づくりが今後の課題となっている。

このほか、御浜町では、この地域の他の市町村と同様に、「担当職員が少なく、指導者の人材も乏しいため、十分な企画ができない」「地域の過疎化が進行している」「集落が分散、交通網が未整備のため、全町的な取り組みが難しい」との悩みを抱えている。

御浜町はまた、過疎化に対しては生涯学習はじめ、行政、各団体で県等の研修に出席して勉強していることがよい効果があると評価している。御浜町は、公民館の改修と、公民館内にある図書室の独立（図書館新築）の計画を持っているが、図書館だけでなく資料館との複合施設を作るべしとの構想を生涯学習担当者はもっている。

（3）紀宝町

担当者一人という中で、悪戦苦闘しながら、県や地区の仕事、広い町内で町のルーティンともいべき仕事をこなしていくのがやっとなで、担当者も意欲を持って取り組めていない。これは他の市町村にも、時に当てはまることで、生涯学習の担当者にはとりわけ、適所適材、スペシャリスト養成が求められるにもかかわらず、ローテーションを重視した人材配置、ジェネラリスト養成という人事政策ゆえにもたらされる困難である。

しかし、町としては、町づくりは人づくりであるとして、社会教育を重視し、社会教育基本構想を持って活動を進めようとしている。そのキャッチフレーズは「心豊かな人づくり」で、成人期、高齢期の文化活動・スポーツ活動に力を入れている。その中心は公民館で、9地区に配置された地区公民館は社会を明るくする運動を主眼に運営され、地区運動会、奉仕活動、レクリエーション等が行われている。また、体育施設には、町民グラウンドとテニスコート4面、町民体育館があり、広く利用されている。4つの小学校で夜間照明が完備されて開放されており、地域住民のスポーツ振興に供している。

なお、1992年度には、30年ぶりに地域の文化的伝統行事である「スズキ追い」が復活した。

こうした地域の文化伝統を守り育てていくことも今後の課題である。

(4) 紀和町

高齢者教室（133名参加）、婦人学級として踊り、生花、書道等の趣味講座開催、少年スポーツ教室、文化講演会の実施等、をこなしている。

鉱山資料館建設の計画があり、1993年10月に着工される予定である。町は、こうした鉱山跡や自然環境を生かして、都市住民に対して、自然とふれあう場を提供するグリーンツーリズムに力を入れ、町の活性化を図ろうとしており、町民にとっても、来訪者にとっても、ここから新しい生涯学習が芽生えていくであろう。

社会体育も盛んで、ソフトミニバレーボールをはじめ、テニス、ソフトボール、グラウンドゴルフの大会が開かれ、歩け歩け大会、軽スポーツ教室などが実施されている。

(5) 鵜殿村

鵜殿村は、紀州木材の集散地として知られた“木材の町”で、紀州製紙の工場のほか7つの製材工場がある。面積2,88k㎡と日本一小さな村の中に、人口4,711人、1,698世帯が居住している。

鵜殿村では、村民生活の中に潤いと安らぎを求める場所、さらには快適な空間づくりが必要になってくると考え、今後の状況を推察しながら、21世紀における村の地域づくりの基本構想の中心に自然環境の整備と人材の育成を据え、村政を進めている。「人材育成事業」（1990年度～）は、21世紀を担う青少年、すなわち、ふるさと作り推進・村活性化推進に寄与する人材の育成を図ることを目的として人材育成基金を創設し、5千万円を基金として積み立て、利息をもって各種事業を行っている。使途については、人材育成事業推進協議会で検討・決定している。

鵜殿村立図書館は、価値観の多様化、情報化、国際化と激しく激動する社会に対応すべく、文化的意欲を高めるための学習施設として、1991年度に建設された。建物は鉄骨造り2階建てで、1階には書庫、児童コーナー、事務室などがあり、2階にはテレビ、ビデオ等を備えた視聴覚室、親子の読み聞かせや講演活動などの場として利用できる研修室が設けられている。蔵書数は一般書、幼児・児童書、新聞・雑誌等約2万冊で、近い将来3万冊の蔵書をめざしている（ちなみに、現在の2万冊という蔵書数は尾鷲・熊野地区随一の内容である）。また、村の歴史に関する資料、村にゆかりの熊野水軍や製紙などの郷土資料の充実も計画している。図書館では、読書意欲の発掘・喚起に積極的に取り組み、幼児のための読み聞かせ教室や学校5日制対策も兼ねた、紙芝居や親子教室などの各種企画を実施し、生涯学習の中核的施設のひとつになっている。

鵜殿村在住の文化人・文化サークルが結集して1989年から鵜殿村文化協会が発足し、活動している。協会主催もしくは後援の講座や講演・公演も毎年幾つか開催されている。1992年8月現在、12の団体（サークル）が参加しており、行政（教育委員会）から一定の補助を受けているものの自主運営しており、村の文化活動の中核として活躍している。この協会は、公民館の

利用者・公民館講座の卒業生が主な担い手であり、また公民館講座の講師などの指導者を輩出する役目も果たしている。

鶴殿村は、村民の平均年齢約37歳で、就労する若者が多いという特色がある。こうした特色に対応するため、村では、勤労男女を対象に公民館講座やスポーツ教室を原則的には夜間に開催している。公民館講座の内容は、陶芸、料理、生け花、手芸、書道、七宝焼などで、女性のための教養講座（これと陶芸教室のみ昼間実施）もある。スポーツ教室は村立の体育館、テニスコート、屋外スポーツ場を活用して、ミニバレー、ソフトテニス、硬式テニス、ゴルフなどの教室が行われている。こうした施設は、教室が開催されないときにはサークル等によって利用され、空いていることがほとんどないほどに活用されている。

こじんまりとしていて小回りが利く関係で、公民館講座の開催や図書館作りに際して、地区委員（29人）を通して、全住民の意見・要望を徴するように教育委員会・村行政は心がけている。このように、村行政は、施設の利用時間を弾力化し、受講生が受講しやすい時間に講座を開講するとともに、住民の学習要求を調査を通じて捉え、それに即応したプログラムを用意するように努めており、高く評価できる。

また、各部局が独自に行うことによる人の取り合い、重複、参加者の多忙化を防ぐため、たとえば、高齢者教室は福祉課と一緒に福祉センターで行うなど、参加者（施策の対象者）の立場に立って、総合的に何をなすべきかを考えて、もっとも相応しいところを中心となって行うよう努めるなど、他部局との連携を積極的に図り、生涯学習関連事業を合理的に推進するよう努めている。この精神は教育委員会部局内でも生かされ、生涯学習の主担当は社会教育（公民館）だが、スポーツ教室は社会体育が、幼児教室は幼稚園の協力を得て図書館が、といった具合である。

村の経済を支え、若者人口を養う元となっている紀州製紙の工場は従業員の福利厚生施設として立派な体育館等を有しているが、従業員の半分以上が村民であるので、会社が従業員及びその家族を対象に行う、ストレッチ体操や気功・太極拳、ジャズダンス等に村が後援することで、企業の福利厚生活動を奨励・支援するとともに、村の社会体育の場の一つとして活用している。

しかし、如何せん県の中央部から遠く離れているという障壁は大きい。すなわち、県が講師名簿等を整備しても、北・中勢部が主で、熊野地域まで足を運んでもらいにくく、また、県主催の行事も、津地区が多く、せいぜい伊勢、尾鷲なので参加・活用が難しい。このため、講師を隣接する和歌山県新宮市在住者に求めるなど、やりくりしているのが現状である。

このほか、小さな村にもかかわらず、生涯学習関連施設は多く充実しているが、住民ニーズとの関係ではまだ少ないとの認識に立っており、テニスコートの増設、グラウンドの拡幅など、運動施設の改修・増設を計画している。

同様に、生涯学習関連企画の立案・実施に際して、前述のような努力をしており、他と比べると格段に充実しているが、住民ニーズとの関係では、担当職員が少なく財政的にも限られているため十分な企画ができないとの悩みがある。

5. 生涯学習推進状況に関するアンケート調査の結果

【1】生涯学習を推進するために設けられた特別の組織

ある <御浜町> 名称：御浜町生涯学習推進会議

時期：平成元年

機能：関係機関の連絡・調整。推進方策の策定。啓発。調査・研究。

なし（上記以外の全市町村）

【2】生涯学習推進上、重要な役割を果たしている施設

<尾鷲市> 公民館、文化会館、体育館、屋外スポーツ場、公園、小中学校、高校、カルチャーセンター・稽古塾、青年の家、天文科学館、民間（プール）

<海山町> 公民館、体育館、小中学校

<紀伊長島町> 公民館、資料館、集会所、体育館、屋外スポーツ場、公園、高校、公立（ふれあい広場マンドロ、若者センター）、民間（フィットネスホール、オートキャンプ場）

<熊野市> 公民館、図書館、資料館、市民会館、体育館

<御浜町> 公民館、図書館、福祉センター、町民会館、体育館、小中学校

<紀宝町> 公民館、福祉センター、体育館、公園

<紀和町> 体育館、屋外スポーツ場、野外キャンプ場、小中学校、コミュニティ・センター

<鶴殿村> 公民館、図書館、体育館、屋外スポーツ場

【3】生涯学習推進上の重点施策（5つまで）

<尾鷲市>

- (2) 生涯学習関連施設をさらに整備
- (5) 高齢者の生きがいに重点をおいた学習プログラム
- (10) 施設の利用時間の弾力化。受講生が受講しやすい時間に講座を開講
- (13) 世代間交流を促進するようなプログラムを用意
- (16) 指導者の発掘、育成

<海山町>

- (4) 過疎化への対応として、地域の活性化を図るような事業を用意
- (6) 学校教育と社会教育を有機的に連携
- (7) 生涯学習の重要性について、住民に対する啓発
- (13) 世代間交流を促進するようなプログラムを用意
- (16) 指導者の発掘、育成

<紀伊長島町>

- (5) 高齢者の生きがいに重点をおいた学習プログラム
- (9) 生涯学習の観点から他部局との連携、生涯学習関連事業を合理的に推進
- (10) 施設の利用時間の弾力化。受講生が受講しやすい時間に講座を開講

- (11) 住民の学習要求を調査を通じて捉え、それに対応したプログラムを用意
- (17) その他（英会話、パソコン入門など時代の要請に応えた講座を開設）

<熊野市>

- (5) 高齢者の生きがいに重点をおいた学習プログラムを用意
- (7) 生涯学習の重要性について、住民に対して啓発
- (8) 婦人会等の団体活動を活性化
- (10) 施設の利用時間を弾力化、受講生が受講しやすい時間に講座を開講
- (16) 指導者の発掘、育成

<御浜町>

- (4) 過疎化への対応として、地域の活性化を図るような事業を用意
- (6) 学校教育と社会教育を有機的に連携
- (8) 婦人会等の団体活動を活性化
- (10) 施設の利用時間を弾力化、受講生が受講しやすい時間に講座を開講
- (16) 指導者の発掘、育成

<紀宝町>

- (18) 特に重点をおいていることはない

<紀和町>

- (2) 生涯学習関連施設をさらに整備
- (5) 高齢者の生きがいに重点をおいた学習プログラムを用意
- (6) 学校教育と社会教育を有機的に連携
- (8) 婦人会等の団体活動を活性化
- (16) 指導者の発掘、育成

<鶴殿村>

- (9) 他部局との連携を図り、生涯学習関連事業を合理的に推進
- (10) 施設の利用時間を弾力化、受講生が受講しやすい時間に講座を開講
- (11) 住民の学習要求を調査を通じて捉え、それに対応したプログラムを用意
- (16) 指導者の発掘、育成

【4】生涯学習推進上の障害・問題事項（3つまで）

<尾鷲市>

- (3) 講座や学級への参加者が固定化している
- (7) 地域の過疎化が進行している
- (10) 生涯学習推進のための予算が少ない

<海山町>

- (3) 講座や学級への参加者が固定化している
- (7) 地域の過疎化が進行している

- (12) 集落が分散し、交通網も整備されていないため、全町的取り組みが困難

<紀伊長島町>

- (3) 講座や学級への参加者が固定化している
(6) 生涯学習推進の全庁的な合意が得られず、専ら教育委員会事務局の負担
(10) 生涯学習推進のための予算が少ない

<熊野市>

- (3) 講座や学級への参加者が固定化している
(4) 適当な指導者を見つけることが困難である
(5) 担当職員が少なく、十分な企画ができない

<御浜町>

- (5) 担当職員が少なく、十分な企画ができない
(7) 地域の過疎化が進行している
(12) 集落が分散、交通網が未整備のため、全町的な取り組みが困難である

<紀宝町>

- (1) 生涯学習関連施設が少ないあるいは老朽化している
(2) 講座や学級を開設しても参加者が少ない
(3) 講座や学級への参加者が固定化している
(5) 担当職員が少なく、十分な企画ができない
(6) 生涯学習推進の全庁的な合意が得られず、専ら教育委員会事務局の負担
(7) 地域の過疎化が進行している
(11) 生涯学習推進のための基本的な方向性がまだ定まっていない
(12) 集落が分散、交通網が未整備のため、全町的な取り組みが困難である

<紀和町>

- (5) 担当職員が少なく、十分な企画ができない
(7) 地域の過疎化が進行している
(12) 集落が分散、交通網が未整備のため、全町的な取り組みが困難である

<鵜殿村>

- (1) 生涯学習関連施設が少ないあるいは老朽化している
(5) 担当職員が少なく、十分な企画ができない
(9) 県の研修会等に出席したくとも、遠方のため、旅費や時間的な制約が著しい

【5】生涯学習推進上、近い将来に実現が予定されていること

<尾鷲市>住民意識調査の実施

<海山町>予定されていることは特になし

<紀伊長島町>公民館の新築、改修

図書館の新築、改修

<熊野市>運動施設の新築、改修（運動公園）

<御浜町>公民館の改修

図書館の新築

<紀宝町>予定されていることは特にない

<紀和町>その他施設の新築＝鉱山資料館（仮称）

<鶴殿村>運動施設の新築、改修（テニスコート2面増設、グラウンド拡張）

【6】生涯学習推進について日頃からお考えのこと

<熊野市>施設の未整備（不足）、指導者や担当職員の不足、財政上の問題、交通の便等で市内中心部の事業に対し、山間部からの人寄せが不便等々の制約の中で学習者の意欲を十分汲みきれていないのが現状。

（注1）東紀州地域の調査研究には佐武千恵子研究員も参画している。

第2節 伊賀・上野地域

1. 伊賀・上野地域の概況

伊賀・上野地域には上野市、名張市など2市3町2村が含まれる。地域全体では公民館が平均14館存在するが、伊賀町ではすべて単独館で28館あり、大山田村も27館と、この2町村で平均を引き上げている。また、単独館が占める割合は71.4%と、他の地域に例をみない多さである。公民館職員の平均は28.9人で、このうち専任職員比率は15.8%であり、職員体制が充実しているのは市部の上野市と名張市である。

公民館等の公的社会教育で開設されている教室・講座の中で、成人を対象とした教室・講座は平均27講座、平均参加者数744.4人にのぼる。特に、参加者数、開設数とも上野市が多く、郡部では伊賀町が多い。女性を対象とした教室・講座は平均18.3講座で、平均669人が参加している。上野市、名張市、伊賀町において講座や参加者数が多い。特に上野市は100講座1,915人ときわめて多い。高齢者を対象とした教室・講座については、平均8.6講座が開設され、471.4人が参加している。中でも、参加者数で名張市が、開設数で上野市が多い。

公立図書館は、上野市、名張市にあり、蔵書冊数は合計303,956冊である。名張市立図書館は近鉄名張駅の東側の高台にあり、郷土資料の充実、利用度の高さを目に見張るものがある。なお、上野市には点字図書館があり、目の不自由な方に点字およびテープ図書の貸し出しを行っている。

生涯学習推進のための組織があるのは、上野市、青山町、大山田村の3つである。名張市は、社会教育委員会議の「名張市生涯学習基本構想」に基づき、推進組織の設置を検討中であると回答している。また、上野市では、生涯学習推進委員会において「生涯学習推進大綱」を検討中である。

今日、平日の昼間に事業展開しているだけでは、真に住民の生涯学習振興を図ることはできなくなってきている。こうした問題点を配慮して、高齢者と家庭婦人だけが対象となりがちな公民館講座などの改善に取り組む自治体も少なくはない。例えば、名張市で、男の料理教室を開催するほか、就労を希望する女性への「パートタイム・カウンセリング」を実施し、アイリスプラン推進地域講座では働く女性の問題を取り上げるなど、勤労者向け学習プログラムの開発に力を入れている。大山田村では、職業準備を兼ねたコンピュータ教室を行っている。このほかに、上野市、阿山町、青山町、名張市で図書館等の施設の土・日開館を実施し、平日も名張市では夜6時まで、青山町では夜10時までの開館を実現している。ただし、いずれも専門職員の時間外での配置はできていない。こうした問題点に対して名張市、青山町、大山田村、阿山町では、自主サークルを育成し、住民が自主運営する力をつけて乗り越えてくれることを期待している。また、イベント等の土・日開催は、名張市、阿山町、大山田村が行っている。

民間企業との連携については、伊賀町では、企業の従業員および新規採用者を対象に同和問題研修会を実施しており、時に企業に出向いて行っている。大山田村では、公民館の外国語講座に交流を兼ねて企業から講師を派遣してもらっている。名張市では、同和問題研修会で企業への出張講座を実施し、企業で行う学習活動に講師を派遣、イベントプランニング業者に講師を紹介してもらう、体育課主催のゴルフ教室では民間のゴルフ練習場で優先的に予約させてもらうなどの連携が行われている。なお、上野市では、公民館運営審議会委員に勤労者住民を選定するなど、勤労住民の意見・要求が反映するように努めている。

悩みとしては、名張市、大山田村では講座・イベントの参加者数の低迷、上野市では地元企業（とりわけ中小企業）との連携が難しい点、青山町では講師・指導者不足が指摘された。この地域だけのことではないが、総じて行政の人事配置が専門的特殊的技術と知恵と経験を要するこの分野の特殊性を配慮したものになりきれておらず、行政の人事政策を改善し、生涯学習推進のエキスパートを作り出すくらいの思い切った工夫が求められていると思われる。この地域では、住民の現状にあわせて数多くの講座、学級が夜間に開催されるなどの工夫がなされていることが今回のアンケート調査から明らかになった。

2. 伊賀・上野地域各市町村の状況

（1）上野市

上野市は、人口61,508人、面積195.26k㎡で、伊賀盆地の中心都市として歴史のある街であるが、1965年末開通した名阪国道で一躍、内陸工業地帯として脚光を浴び、近代工業が相次いで進出し、今日に至っている。

市民の教育熱は高く、文化活動も盛んである。社会教育面では、各種団体、サークルが活躍し、市民展、夏季講座、演劇、音楽など郷土を明るくする運動、婦人教室、青年学級、土曜講座など多岐にわたっている。1993年度の公民館努力目標は「1. 生活文化の創造をめざす活力ある地域づくりの推進に努める」「2. 生涯学習の機会や場の拡充を図り内容の充実に努め

る」「3. 人権問題啓発活動の推進に努める」「4. 社会関係団体の育成・支援に努める」の4つである。上野市は、「文化薫る歴史のまち」をキャッチフレーズに、上野城、松尾芭蕉、忍者の里を中心としたまちづくり・文化振興を行っており、郷土の伝統的・民俗的な行事や新しい文化行事が目白押しである。市は公民館活動の柱の一つにこれら行事への協力を位置づけている。これは、行事への市民参加を促進し、市民のものとして根づかせるだけでなく、生涯学習活動およびその成果発表の場（これ自身立派な生涯学習だが）として文化行事を積極的に位置づけることになっている。

公民館活動では、中央公民館のほか分館が16あるが、これらは市役所の連絡所を兼ね、その所長が分館長を兼ねているので、ほとんどの場合、地域の団体活動のための集会所として機能しているにとどまっている。しかし、中央公民館では、上述したような公民館活動が担われており、他と比べて、成人・婦人教室、青少年教室は盛況である。特に、各地では人が集まらないという理由で開催されなくなってきた青年学級が健在なのが目を引く。内容は今の若者にマッチするよう英会話教室を中心にして参加者の交流を図るもので、勤労青年男女を対象にするため毎週月曜の19:30～20:40に行われており、盛況である。このほか、成人大学では地域の特性を生かして芭蕉講座と植物講座が、高齢者には趣味講座の「生きがい教室」と教養を学ぶ「悠々大学講座」が用意されている。小学校高学年生を対象とした「現代っ子教室」という手作りおもちゃなどの講座もある。また、近年の女性学ブームおよびその定着を受けて、消費者教育が内容の「生活講座」と斎王ら古代・平安期の女性像の学習を通して女性としての生き方を考える「ロイヤル講座」とがあり、後者は岸宏子女史という地元文化人を活用して行っている。最後に、上野市には点字図書館があり障害を持つ人の学習保障に力を入れていることは前節においてふれたが、中央公民館講座においても、「ひとみ教室」を開催して聴覚障害を持つ女性の学習を保障し、健常者との交流の場を作り出していることは特筆できる。

生涯学習を支える各種団体をみると、文化協会はかなりの伝統を持ち、しっかりとした活動を展開しているが、構成員の高齢化が進み、中年・若者の取り込みが課題となっている。また、サークル活動もたいへん盛んである。婦人会では、勤労婦人、パート労働に出る婦人が多く、農村部を除いて停滞している。また、ボランティアの登録・活用を積極的に進めている。

このほか、上野城や崇廣堂などの文化遺産の保存・修理、俳聖松尾芭蕉生誕の地として芭蕉祭（毎年10月12日）をはじめとする芭蕉顕彰の各種行事、毎年10月23日から3日間行われる関西三大祭の一つである上野天神祭、4月に行われる忍者まつり、などの文化活動も目白押しである。特に、芭蕉祭等の芭蕉顕彰行事は市内はもとより全国から優れた俳句を募集するなど、この行事自身が優れて生涯学習の場であるとともに、こうした晴れの発表・顕彰の機会を創出することで、生涯学習を動機づけ、促進する力となっている。

また、伝統工芸品として伊賀焼・伊賀組紐を産し、伊賀信楽焼古陶館・伊賀くみひもセンターを中心に、その振興を図っている。こうした展示館もまた、公民館等身近で陶芸や組紐を学習できる施設と機会が用意されていることによって、生涯学習を動機づけ、促進する力と

なっている。近年、上野城近くにオープンした「だんじり会館」は、上野天神祭のだんじりと鬼行列を常設展示するほか、300インチの3面マルチスクリーンでは上野市の風土と祭りをダイナミックに映し出し、上野市の観光・文化の拠点の一つとなりつつある。

上野市文化会館は、市民が身近に文化に親しむ機会の提供と文化創造の拠点として、市政50周年記念事業として建設されたもので、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建てで、1,200席の大ホール、楽屋、リハーサル室などのほか、展示室を兼ね備えた多目的室、会議室や展示ホールなどが整備されている。伊賀地域最大の文化会館として多くの文化団体等に広く利用されている。また、隣接するサンピア伊賀（厚生年金福祉施設＝ホテル、テニスコート、プール、アイススケート等を整備）や上野東公園と併せ、総合文化ゾーンとしての機能を持っている。このほか、近鉄伊賀神戸駅付近にある勤労者研修交流センターもまた、貸館として生涯学習の貴重な場を提供している。

勤労者の学習保障のための施策としては、青年学級（英会話教室）のように夜間参加しやすい時間帯に開設する講座を例外的に設置するほか、基本的には、多様な文化施設を用意し、土・日や夜間での利用の便を図り、あわせて自主サークルを育成・支援することで対応しようとしている。

なお、上野市では、1987年に生涯学習推進のための組織として生涯学習推進委員会を設置した。これは、市長を本部長とし、市長部局課長クラス・教育委員会事務局で幹事（15名以内）が構成されている。地区懇談会を開き、また企業からの聞き取りをするなどして市民の声を反映させる工夫をしながら、現在、「生涯学習推進大綱」（1995年3月予定）を検討中である。こうした形で行われる大綱作成作業はそれ自身がそれにかかわるすべての人の生涯学習となり、何よりも啓発にもなっている。市長公室政策課のイニシアティブで精力的に行われているが、住民の学習要求・文化意識を掘り起こしつつ行われているこの作業は、生涯学習を市民と市政にしっかりと根づかせ、住民本位の“まちおこし”につながるものである。また、そうしていくことが求められる。

（2） 名張市

名張市は伊賀・大和の境界における地域経済の中心地として緩やかに発達し、近年ベッドタウン化して急速な人口膨張を経験している市で、「美しい自然都市・名張一新しいふるさとの創造」を目標に、豊かな自然資源を生かして、人と文化が調和し、魅力と活力に満ちた美しいまち、名張の実現を目指して様々な施策を展開している。人口をみると、1954年の市制施行後15年間は3万人をわずかに上回る程度であったが、桔梗が丘、つつじが丘、その他多くの住宅団地の開発が進み、また蔵持、八幡の両工業団地の造成と工場誘致により、1990年には7万人を越え、その後も人口増加は続いている。1993年4月1日現在、面積129.76k㎡、人口76,392人の都市である。

名張市の生涯学習施策は大きく分けて、社会体育、図書館、公民館活動の3つからなっており、そのどれもが目を見張る充実度をもって展開されている。

<社会体育（生涯スポーツ）の振興>

市民のスポーツと憩いの場として、総合体育館、野球場、テニスコート、プール、陸上競技場、ゲートボール場を備えた名張中央公園があり、年間を通して広く利用されている。また、中央公園に隣接する国史跡に指定されている夏見廃寺を、誰もが身近に故郷の歴史や伝統的な文化と触れ合える「ふるさと歴史広場」として整備し、中央公園一帯が市民のスポーツ・文化・余暇活動の場、憩いの場、交流の場として提供されている。図書館・公民館と並ぶ生涯学習の一大拠点になっている。このほかの施設として、ソフトボール場・テニスコート・ゲートボール場などをもつ薦原公園やつつじヶ丘公園、南町の柔剣道場、八幡2号公園運動場（サッカー場を含み、夜間照明も完備）、青蓮寺C地区のテニスコートがあり、さらに、小・中学校の開放を通じて、市民のスポーツ要求に応えている。このうち、名張小、赤目小など、5校には夜間照明が設置されている。こうした施設の整備充実や学校施設の開放に加え、スポーツ教室の実施やクラブ・サークルの育成、「体育指導者バンク」を強化して指導体制を充実させることなどに努めている。この指導者バンクでは、スポーツリーダーを子供会や婦人会、老人会、PTA、さらには公民館講座などに派遣している。また、競技種目別の大会・イベントはもとより、10月10日の体育の日には「体育フェスティバル・明日をきずく名張市民の健康展」と題した市民参加のまつりを行っている。

<図書館>

この地域全体の概況（本章第1節）において述べたように、名張の市立図書館は施設および活動において目を見張るものがある。鉄筋鉄骨コンクリート2階建て、カルチャーパークの中にあって、閑静で美しい自然に囲まれて存在している。子どもの目線で考えた児童書コーナー、ミニステージ風のおはなし室、目の不自由な方のための対面朗読室、グループ学習室に、ゆったりとした読書席、和室もあって畳の上での読書も可能、CDやビデオも鑑賞できる、利用者に至れり尽くせりの図書館。もちろん、郷土資料室も充実しており、郷土が生んだ江戸川乱歩の作品や彼に関する資料が並ぶコーナーもとっても素敵である。図書館まで足を運ぶのはどうもという人のために、1972年より移動図書館「やまなみ号」が市内22ステーションを回っている。

幼児対象の「おはなし会」から、小・中・高校生対象の「ちびっこ映画会」、「動植物同定会」（採集した標本の名前を調べる会）、「星座教室」、「郷土かるた大会」、「郷土学習相談室」、大人も含めた「名作映画鑑賞会」「古文書研究会」「そみの会」など、知の集積としての図書館の機能を活かした多種多様な行事が開催されている。このうち、「そみの会」は、名張市の歴史や民俗を学ぶ会として市立図書館が主催し1988年より活動している読書会の一つで、現在60名余りの会員を擁している。活動内容としては、毎月1回の定例学習会の開催や現地見学、バスによるフィールド学習等を実施し、郷土に関する様々な研究を行っている。その成果は、毎年秋に開催される図書館の行事の一つである「郷土資料展」で発揮して好評を博している。また、幼児対象の「おはなし会」は、ボランティアによって支えられており、1992年

8月から活動を開始して、現在22名の協力会員がいる。

<公民館活動・文化活動>

市民文化においては、市民が豊かな人格を形成し、より健康的で文化的な生活を営むためには、市民自らの活動が大切であるとの立場から、各種公民館活動やサークル、婦人学級、高齢者教室などの育成に努めている。また、優れた芸術を享受し、創作活動にも参加できるよう、文化団体の育成、講演会や展覧会も行っている。13ヶ所の各地区公民館や青少年センターは、これらの文化活動の中心施設として重要な役割を果たしている。

名張の公民館活動は、学級・講座においても、自主サークルにおいても活発で、古くから社会教育の分野では全国的にも有名であるが、市は公民館を「コミュニティ広場」「生涯学習の拠点」と位置づけて様々な学習援助活動を行っている。中央・地区公民館で開催される学級・講座は合計71講座、参加者5,633人で、自主サークルは228団体、4,316人で、両者を併せると約1万人が活動していることになる。各地区では初心者対象に各種趣味講座を開催し、修了後はサークルへ移行することを勧めている。中央公民館では、より高度なものを中心に企画され、三重大学などの大学教授を中心に専門家が講義する「市民大学講座」、土曜日に開催される「おとこの料理教室」などを開催している。また各地区館では、それぞれの実情に応じて、家庭教育学級、婦人学級、中年（実年）学級、高齢者学級を開催している。このうち、赤目地区で開いている実年学級は、50代、60代の男性を対象にして、平日の夜8時から10時まで開催され、年10回の中で、郷土の歴史学習、税金の話、陶芸、健康教室、社会見学などの内容をこなしている。また、箕曲地区のぶどう教室は、趣味の園芸教室の一つだが、館長が青蓮寺に有する自分のぶどう園を開放して手ほどきしてくれるもので、日曜日に開催されるため、男性や就労者の参加が多い。また、体育課主管だが、就労者の愛好が多いバドミントン教室は平日の夜（7時～9時）開催され、参加者の便を図っている。

また、公民館活動の一環ではないが、働く人たちの生涯学習として、企業における同和問題研修会を出張講座の形で実施している。

<生涯学習フェスティバル等、イベント>

1993年度で既に23回を数えた市民文化祭（10～11月に公民館、図書館、青少年センターにおいて実施）、1～2月には公民館活動の学習発表会として公民館まつりが行われそれぞれ盛況であるが、さらに1993年2月末を第1回として、土・日の2日間の日程で巨大イベント「生涯学習フェスティバル」が開催されるようになった。こうした様々なイベント、まつりは、それ自身が生涯学習であるだけでなく、これを通して広く市民一般に生涯学習への体験的啓発を行うとともに、発表の場を提供することにより意欲づけを行うなどの学習支援としても機能している。

<生涯学習推進組織・体制>

1989年に、生涯教育推進委員会が教育委員会内につくられたが、社会教育委員会議と重複するため、機能しないまま立ち消えとなり、社会教育委員会議の報告書として「生涯学習基本構

想」が出された。現在これに基づいて活動していることになるが、その内容は「第2次公民館整備計画」と重複するところがあり、担当者の意識では「基本構想」の観点では動けていないという。社会教育課も生涯学習課と名称変更しているが、重要なのは、ネーミングなのではなく中身であり、生涯学習としての体系化・系統化である。名張市では、社会体育・社会教育が、豊かに活発になされ、その名称も生涯学習に変更されたが、体系化・系統化がほとんどなされていないとの印象を受ける。今後、住民の学習要求により効率的に応えるために、この点の解決が求められよう。また、学習参加者の広がりが無いとの悩みが今回のアンケート調査に対して寄せられているが、イベントコンサルタントに依頼した巨大企画だけでなく、より住民に密着した小企画を充実させ、住民の学習要求を掘り起こしていくことが必要なのではなかろうか。

（３）伊賀町

米作り中心の農村地帯から昭和40年の名阪国道開通を境に企業立地が増加し、農工調和のとれた町になりつつある。面積62.01k㎡、人口11,260人、世帯数3,053戸の町である。

小学校3、中学校2、高等学校1、保育所4、老人ホームおよび公民館、人権センター等、教育社会福祉施設の充実がなされている。平成4年4月にスポーツセンター（ナイター設備が完備された多目的グラウンド、テニスコート5面、ゲートボール上、遊具の芝生広場）が完成し、町民の文化、芸術活動の拠点となっている。また、人権センターは教育集会所・隣保館・児童館を統合し、人権を確立する学習に活用されている。

バイタリティ溢れるやり手の教育長を先頭に生涯学習に力を入れており、町を挙げて本を読む運動を展開している。小さな町のため図書館がないが、公民館図書室に3万冊の蔵書を目標に増やしており（現在1万冊）、巡回図書館を強化している。

公民館は土足のまま上がれるところというキャッチフレーズで設置運営してきており、気楽で使いやすいところとなり、文字どおり話が溢れるところになりつつある。余暇利用・生涯学習の要望を満たすため、公民館が主催する学級・講座はもとより各種文化団体の育成強化に努めている。公民館教室は生きがいを見つける講座という位置づけがなされ、小学生向けから高齢者向けまで11講座用意されており、夜間の部（午後8時～9時30分）も一部ではあるが用意されており、勤労者の学習の便を図っている。また、公民館サークルを文化協会として組織して活動の援助を図っているが、現在29の自主サークルが活動を展開している。

スポーツ活動では、9種目について協会があり、日常活動を展開している。スポーツ愛好会は、ゴルフ、3B体操、ソフトテニスの3分野があり、少年少女スポーツ教室も5種目で教室が開催されており、それぞれで男女ともに開催されている（混成を含む）。

「伊賀の二十一世紀を考える会」は、平成2年に発足、町内各界各層で活躍している町民代表50人の委員等で構成する委員会で、各班長を中心に3分散会に分かれ、地域づくり、福祉、生活環境問題などのテーマを調査・研究・討議しているほか、「まちづくりは、人づくりである」という考えにたって講演会を主催するなど、人材育成についても自主的な活動を行っている。

また、出前講座も検討しているが、今のところ実現できていない。とにかく、何もかも教えるというのは避けて、あくまで介助役に徹しようという姿勢で教育委員会は生涯学習に取り組んでいる。これは社会教育基本法の本質そのものであり、今日の住民サイドからの生涯学習を考えると、行政が立脚すべき視点ではないだろうか。意欲と思考・志向では先進をいく活動をしている伊賀町がきっと近い将来何らかの花を咲かせ、実を結ぶに違いないと感じられるものがあつた。

とはいえ、農業主体の小さな町であるので、生涯学習の活性化のためには指導者・講師の発掘養成がきわめて大切であり、行政も力を注いでいる。現状では、大阪を中心とした関西とのつながりが強く、そちらから講師を招いているが、旅費・講師料の点などで悩みがある。

(4) 島ヶ原村

平城の昔から島ヶ原村として1,200年以上続いている伝統ある村で、三重県の西玄関として京都・奈良・滋賀の3県と接するところにあり、大阪経済圏との交流も盛んで、小村ではあるが明治22年の町村制施行以来、独立村として堅実な歩みを続けている農林業を主体とする農村であるが、経営規模は小さく会社・官公署への勤め人が多い。村収入の約8割が勤労所得である。村の面積22.95k㎡、人口2,968人、世帯数792戸である。

「村の発展は人づくりにある」を村政の重点として、長年にわたって積極的な財政投資を実施してきた結果、教育環境は充実している。児童・生徒の育成面では、PTAの積極的な協力の下で、学校・家庭・地域社会が一体となって、教職員を先頭に小規模ながら特色ある学校づくりを推進している。また、社会教育面では、人生80年時代における生涯学習という視点から、幅広く各年齢層にわたって公民館活動を積極的に展開し、各種教室（7教室）、各種学級（2学級）、文化サークル（19グループ）等、充実した展開を見せている。その他生涯学習の新機軸として、親子セミナー（0～3歳児対象）、島ヶ原村むらおこし塾の創設、年輪の集い（40・60歳対象）、コンピュータ初級講座（一般社会人対象）等、特色ある事業として長期展望にたった人材育成に取り組んでいる。

地域づくり推進事業と関連して注目すべき生涯学習事業として「むらおこし塾」がある。ふるさと創生企画調整委員会の討議で生まれた人材育成事業として、村をもっとよく知りたい、村を少しでも楽しいものにしたい、そんな思いにかられた20代～40代の青年20数名を募集し、2ヶ年を履修期限として取り組んでいる。村の現状や課題を学習したり、各界の講師を招聘しての講演会などを重ね、塾生独自の企画による風ごもりといったユニークなイベントなど多彩な催しを展開し、機関誌「しまとびあ」も発行している。

また、鯛ヶ峰地区には、木津川沿いの約10haに、芝生広場やオートキャンプ場、カヌー広場を整備し、あわせて村の情報発信基地として多彩なイベント・講演会を行える施設として「村民ふれあいの里」が整備され、生涯学習振興に寄与している。

(5) 阿山町

「伊賀米」の主産地として知られる農業を基幹産業とした町で、面積72.97k㎡、人口8,541

人である。人間性豊かな町づくりを町の基本方針に掲げ、教育振興に力を入れている。

“人づくり”を町政の基本としているだけに、家庭・学校・社会教育のすべてを結びつめる教育推進に努めている。社会教育にあっては、生涯学習の観点から、幅広い公民館活動を主軸に、学習機会の提供や指導者育成等に努めている。しかし、生涯学習の推進にあたっては、推進組織の確立、基本方針の策定といった基盤整備そのものが課題となっており、担当者にも自覚され、鋭意努力されているところである。

中学校1、小学校4（組合立1を含む）、公民館（社会福祉センター併設）1、町立保育所4、海洋センター（体育館、プール）といった施設を有している。公民館を中心に行われている学級・講座を列挙すると、子どもチャレンジ教室（月1回）、末広学級（町外の歴史探訪）があり、サークル・教室では、女声コーラス、レザークラフト、ちぎり絵、書道、囲碁、木彫り、生花、日本舞踊、俳句、大正琴などがある。社会同和教育にも力を入れており、社会人向けの連続講座を毎年開催している。文化講演会、町民展、ふれあいまつり（町民文化祭）といった機会を通じて、活動の発表の場の提供をし、活動の裾野を広げようとしている。

現在さらに整備拡充が進んでいる阿山町運動公園は総面積11.1haで、多目的グラウンド、テニスコート、サッカー場、ゲートボール場、野外サーキットコース、体育館、プール、艇庫などが整備され、各種スポーツ行事をはじめ、町の様々なイベントの場として活用されている。また、各種スポーツ教室も開催され、人気を呼んでいる。

さらに、ふるさとの森も現在造成中で、歴史資料館をメインに、キャンプ場、研修室、野外劇場などが設置される予定である。

第3セクターとして成功している「モクモク」が体験コーナーなどを設けて活況を呈し、競合する部分が出始めているが、教育委員会社会教育課では協力体制を模索しようとしている。

（6） 大山田村

県の西部、伊賀盆地の最東端に位置する四方を山に囲まれた東高西低の内陸盆地型の純農村で、東部が山林地帯、西部が田園地帯となっている。面積95.98k㎡、人口6,267人、世帯数1,630戸で、耕地面積は1割弱、8割強を山林が覆う村である。基幹産業は農林業で、名実ともに農林業の村として成長を遂げてきたとの自負が村行政にはある。

大山田村では村づくりのテーマを高く掲げ、村づくりを進めている。そのテーマとは、「文化ストック化するMURAおおやまだーさらに豊かに、田園未来21ー」である。新しい村づくりとして、平成2年度には「おおやまだ田園未来21塾」を設置した。この組織は、農業従事者22名をメンバーとするもので、農業農村活性化構想「元気のでる、農業農村活性化プラン21」を提言するとともに、「どろんこ田植え」などのミニイベントを開催し、みんながイキイキとして取り組み、かつ元気がでる農業・農村づくりをめざして、村の活性化をリードしている。

また、大山田らしさを全面に出した地域づくり構想として、「RUN・らん・ランド おおやまだ／RUN・LEARN・LAN・DO OYAMADA」をコンセプトとして設定し、大山田ふるさと創生資金を発展的に解消した「ゆめさき基金」（5億円目標）を活用して、コ

コミュニケーション施設「村立国際風呂コンベンションセンター」などのユニークなイベント、景観整備事業を展開しつつある。これらの施設が生涯学習の場として、活用されることが期待されるほか、こうした創意工夫あふれる取り組みそのものが優れてこの村の生涯学習運動となりつつある。

小学校2、中学校1、保育園2、中央公民館1、公民館分館23、農村環境改善センター（コミュニティセンター）、生活改善センター2、郷土資料館が整備され、B&G海洋センターをも活用して、地域住民一人ひとりが創造性豊かな人間性と主体性ある行動力を持ち、より文化的で豊かな住みよい地域にするため“生き甲斐ある文化的な村づくり”を目標に、総合的な人づくり対策が積極的に実施されている。

シベリアなどから渡ってきた冬鳥たちでいっぱいになり、バードウォッチングで賑わう真泥池を活用して、真泥池ふれ愛ハートランドづくりを進めており、既に野鳥の森がオープンし、グリーンコンサートなどのイベントも開催された。四季を通じて自然観察や森林浴が楽しめる、自然と人間がふれあう場として整備されてきている。

大山田村では、近年、過疎化、高齢化の進展の中で幾多の困難を抱えているが、限られた予算・スタッフの条件下で知恵を絞り、生涯学習振興をめざしたイベントを開催し、旧来の社会教育を再編し、活性化させようと様々な工夫を凝らしてきている。公民館の外国語講座に交流を兼ねて企業から講師を派遣してもらう活動などもその一つである。

（7）青山町

青山町は基幹産業である農林業を中心に、かつて伊勢参宮街道の宿場町として栄えた阿保地区の商工業で成り立っている町で、町全体の80％を山林面積で占めている。福祉施設、文化スポーツ施設、圃場整備、木材原木市場などの整備を遂行し、青山高原を中心とした観光開発など、新しい町づくりと人づくりに力を入れている。面積109k㎡、人口11,513人、世帯数3,200戸である。

小学校5、中学校1、私立高校1、公民館1、青山ホール1、文化センター1、健康管理センター1、保育所5、私立幼稚園1といった生涯学習関連施設がある。平成6年度には、町民の自主的な芸術・文化活動の進展と町民の文化振興を目的とした、多目的施設を有する青山ホールがオープンした。また、町民の生活文化向上のため、各地区の生活改善センター、公民館などの新改築を推進している。

平成3年度から事業を進めてきた青山町屋外運動場（町民グラウンド）は、余暇活動志向、長寿社会を反映した健康づくりへの関心の高まりに応えるとともに、スポーツを通してのコミュニティ強化を図ることを目的としたもので、近々完成の予定である。同施設は、青山町の自然環境を利用した運動公園整備構想の一環としてつくられ、2haの多目的広場の周囲には散策道が設けられ、憩いの場として活用されることを町では見込んでいる。

また、青山高原を活用した各種スポーツ・文化行事を行っているほか、「青山ふるさと創生委員会」を設置するとともに、町民・職員からのアイデアを募集して、「豊かな自然とその中

で培われた文化を生かし、自然文化を考えるにふさわしい施設整備のためのエリアを確保すべし」との提言を受け、その結果、「青山町ふるさと創生基金」を設置して、町の資源である森林を活用した地域づくりを進めている。

しかし、生涯学習を今後推進していく上で、担当職員数や予算の不足に伴う企画の制約、公民館講座参加者の固定化、婦人会等の関連団体の活性化、などの問題点が寄せられている。

3. 生涯学習推進状況に関するアンケート調査の結果

【1】生涯学習推進のために設けられた特別の組織

ある <上野市>上野市生涯学習推進委員会

時期：昭和63年

機能：推進方策の策定。

<名張市>名張市生涯教育推進委員会

時期：平成元年

機能：（現在休止中、再編を検討中）

<阿山町>公民館運営審議会、社会教育委員会

時期：昭和30年

機能：関係機関の連絡・調整。啓発。推進方策の策定。

<大山田村>社会教育委員会

時期：未回答

機能：未回答

<青山町>社会教育委員会

時期：昭和30年

機能：推進方策の策定。

なし 島ヶ原村、伊賀町

【2】生涯学習推進上、重要な役割を果たしている施設

<上野市>公民館、図書館、文化会館、体育館

<名張市>公民館、図書館、文化会館、集会所、体育館、屋外スポーツ場

<伊賀町>公民館、文化会館、青少年センター、集会所、体育館、屋外スポーツ場、野外キャンプ場、小中学校、高等学校

<島ヶ原村>公民館、福祉センター、体育館、野外キャンプ場

<阿山町>公民館、体育館、屋外スポーツ場、

<大山田村>公民館、資料館、体育館、小中学校、その他公立施設（農村環境改善センター、B&G海洋センター）

<青山町>公民館、集会所、体育館、小中学校

【3】生涯学習推進上の重点施策（5つまで）

<上野市> 未回答（項目 6 参照）

<名張市>

- ① 生涯学習関連施設をさらに整備
- ② 生涯学習の重要性について、住民に対する啓発
- ③ 婦人会等の団体活動の活性化
- ④ 世代間交流を促進するようなプログラムを用意
- ⑤ 学習情報提供の充実

<伊賀町>

- ① 学校教育と社会教育の有機的連携
- ② 婦人会等の団体活動の活性化
- ③ 施設の利用時間の弾力化。受講生が受講しやすい時間に講座を開講
- ④ 住民の学習要求を調査を通じて捉え、それに対応したプログラムを用意
- ⑤ 学習情報提供の充実

<島ヶ原村>

- ① 生涯学習関連施設をさらに整備
- ② 推進組織を確立し、基本的方向性を検討
- ③ 学校教育と社会教育の有機的連携
- ④ 学習情報提供の充実
- ⑤ 指導者の発掘・育成

<阿山町>

- ① 生涯各期にわたる学習プログラムの用意
- ② 高齢者の生きがいに重点おいた学習プログラム
- ③ 学校教育と社会教育の有機的連携
- ④ 生涯学習の観点から他部局との連携、生涯学習関連事業を合理的に推進
- ⑤ 施設の利用時間の弾力化。受講生が受講しやすい時間に講座を開講

<大山田村>

- ① 生涯各期にわたる学習プログラムの用意
- ② 過疎化への対応として、地域の活性化を図る事業を用意
- ③ 高齢者の生きがいに重点おいた学習プログラム
- ④ 施設の利用時間の弾力化。受講生が受講しやすい時間に講座を開講
- ⑤ 学習情報提供の充実

<青山町>

- ① 生涯各期にわたる学習プログラムの用意
- ② 過疎化への対応として、地域の活性化を図る事業を用意
- ③ 高齢者の生きがいに重点おいた学習プログラム

④ 学校教育と社会教育の有機的連携

⑤ 婦人会等の団体活動の活性化

【4】生涯学習推進上の障害・問題事項（3つまで）

<上野市>未回答（項目6参照）

<名張市>

① 担当職員が少なく、十分な企画ができない

② 住民が急増し、多様化する学習要求に応じていくのが難しくなってきた

③ 県の研修会等に出席したくとも、遠方のため、旅費や時間的な制約が著しい

<伊賀町>

① 生涯学習関連施設が少ない（老朽化している）

② 生涯学習推進のための予算が少ない

③ 生涯学習推進の基本方向がまだ定まっていない

<島ヶ原村>

① 講座や学級への参加者が固定化している

② 担当職員が少なく、十分な企画ができない

③ 生涯学習推進の全庁的な合意が得られず、専ら教育委員会事務局の負担となっている

<阿山町>

① 生涯学習関連施設が少ない（老朽化している）

② 講座や学級への参加者が固定化している

③ 担当職員が少なく、十分な企画ができない

<大山田村>

① 講座や学級への参加者が固定化している

② 生涯学習推進の全庁的な合意が得られず、専ら教育委員会事務局の負担となっている

③ 住民が高齢化し、学習プログラムに偏り

<青山町>

① 講座や学級への参加者が固定化している

② 担当職員が少なく、十分な企画ができない

③ 生涯学習推進のための予算が少ない

【5】生涯学習推進上、近い将来に実現が予定されていること

<上野市>未回答（項目6参照）

<名張市>公民館の新築、改修。生涯学習指導者バンクの設置。住民意識調査の実施。

<伊賀町>公民館の改修。図書館の新築。町民体育館・プールの新築（平成10年予定）。

歴史資料館の新築。生涯学習推進組織の設置（平成7年6月頃）。生涯学習指

指導者バンクの設置。

<島ヶ原村>予定されていることは特はない

<阿山町>予定されていることは特はない

<大山田村>教育集会所の設置（同和教育推進）

<青山町>運動施設の新築、改修

【6】生涯学習推進について日頃からお考えのこと

<上野市>「上野市生涯学習推進大綱」を策定中。

<名張市>

当市は伊賀の南部に位置し、近鉄大阪線を利用しての京阪神への通勤圏内にあり、住宅地開発により、人口増加が著しく、公民館、図書館、体育館等生涯学習施設及び学校の体育館、運動場の開放による利用も年々増加しています。このような状況の中で、勤労者の大半が大阪を中心に市街に通勤している点、青年団活動の衰退等により、成人男性の学習活動がスポーツ活動に集中していること、公民館活動においても活発でありながらも学習課題のマンネリ化ができていること等から、今後、住民の学習ニーズを把握し、要求する課題や現代的課題の学習の場を提供するとともに、情報発信提供の方法、近隣市町村との連携などを整備改善していかなければならないと考えます。

<伊賀町>

阿山郡内の各町村及び上野市では、各々公民館教室をはじめ各種講座等の運営を行い、生涯学習推進に力を注いでいるが、予算・指導者等の関係から実施される企画は、内容や数に必然的に制約があり、多様化した住民のニーズに十分応えられない。そこで、住民がいつでも自分の希望する内容の学習を受けられるため、近隣市町村間の情報のネットワーク化とその活用が望まれる。

<大山田村>

成人男子を社会教育の場に参加してもらうことがたいへんむずかしい。公民館教室の在籍を5年として運営しているが、原則の5年を適用すると教室が成り立たないものができたりする場合があること、また、5年経っても在籍の希望が多い。

阪神・淡路大震災と緊急事態管理

疋 田 敬 志

本論稿は、1996年2月24日に行われた三重短期大学地域問題総合調査研究室主催、第8回地域問題研究交流会『防災と街づくり－阪神・淡路大震災をふまえて』における報告に加筆修正を加えたものである。

(目次)

はじめに

1. 緊急事態把握体制の不備と初動の遅れ
2. 地方自治体の緊急事態管理に関して
3. 災害対策基本法及び自衛隊法の一部改正に関して

結びにかえて

はじめに

今回の大震災において、初動体制のどうしようもない遅れが、尊い人命や住民の安全・財産の保全に関して被害を拡大したことは間違いない。

防災問題の専門家によれば(註1)、災害等における危機管理(Emergency management)は災害が発生するまでを対象とするリスクマネジメントと発生してから後を対象とするクライシスマネジメントに分けて考察することが適切とされるが、ここでは後者のクライシスマネジメントの問題のうち、初動期を緊急事態と呼び、そこでの危機管理の問題のみを取り扱う。

緊急事態管理につき、①「戦後の憲法や行政上の法律は、戦前の軍事・警察国家への反省に立って、私権の大幅な制限や強い公権力の行使を必要とする緊急事態に対応する制度を全く用意してこなかった」②「戦後のわが国は、長い間、左翼的イデオロギーに阻まれて、こうした論議をすること自体がタブーとされてきた」などの理由を挙げて、「初動体制の遅れや、各行政機関の一元化されないバラバラな対応」を「批判することは自由であるが、正直なところ、いまの行政には、このような異常な事態の下で独断専行的に行動する権限もなければ法的手段も与えられていない。」として、行政責任を不問にふそうという論者も存在するが(註2)、事態を正確につかみ、今後の教訓をくみとる必要性からいえば、必ずしも適切な態度とはいえない。

また、一方で、今回の緊急事態に対する政府・地方公共団体の対応能力の欠如の構造と原因を正確に問うことなく、「国家緊急権」なる観念のもとに国家の非常措置権限の一方的強化を唱える「読売総合安保政策大綱」のごときものを声高に叫ぶ動きもある。(註3) 基本的人権

の保障実現という行政の存在理由からして、このような考えがいかなる意味において正当化されるのか十分な吟味がなされねばならない。

1. 緊急事態把握体制の不備と初動の遅れ

今回の震災における初動体制の遅れとは何を指し、その原因とそのことによりどの程度被害が拡大したのかが見積もられねばならない。このことのトータルな検証は専門家にゆだねるとして、ここではとりあえず、人命救助に意味のある72時間を初動期とし、この時期にどのような問題があったのかを、当時の新聞やその後のテレビ報道（註4）を手がかりに、考えておく。

(1) 村山首相の災害把握の遅れ

大規模災害時の首相への情報伝達経路は図1の通りであるが、この情報伝達経路を経て、当日午前5時46分に地震が発生してから、首相に第1報が報告されたのが1時間44分後の7時30分であった。こうした遅滞が起こったのにはいくつかの条件が重なった。最大の失態は、災害情報を統括すべき国土庁防災業務課が宿直体制をしいていなかったため、早期の情報収集になんら対応できなかったことである。第2の不幸は、首相に災害情報を伝えるべき任にある警察庁出身首相秘書官が、当日朝父親の葬儀で北九州におり、これに変わるべき態勢がなんら措置されていなかったことである。この事態をさらに悪化させたのが、被災地が被害情報を把握・報告できないほど混乱しているという想像力が国土庁側に全く欠如しており、現地からの報告がないまま自ら特段の情報収集活動を行わず、被害報告が現地から寄せられるのを漫然と待っていたという事実である。

現地の混乱は極に達していた。兵庫県警本部は、マニュアルでは、ポートアイランド内の兵庫県警港島庁舎に災害対策本部を設置する予定であったが、液状化現象で予定施設が使えず、ポートアイランドと神戸本土を結ぶ橋梁の接合部に段差ができ交通も不通であったため、一旦生田署に、その後県警生田庁舎に災害対策本部を設けたのが午前10時であった。また、兵庫県では県防災係長は7時の段階で他の職員の登庁もなく孤立無援で市民からの電話による問い合わせにおわれ、被害状況の把握の目処がいっさいたっていないかった。また、貝原兵庫県知事の登庁は8時20分であり、知事が登庁した時点で対策本部に出勤できた職員はほんの数人だった。その後、数時間にわたって兵庫県においては自衛隊派遣要請の根拠となるべき死傷者数等の数値情報をなんら的確に把握することができず、自主的な派遣要請をなす事もできずに推移した。また、首相サイドにおいても事態は同様で、テレビでの概括的断片情報から災害の規模の深刻さが想像できるにもかかわらず、首相に何らかの進言や情報伝達を行うべき官邸スタッフが不在のまま事態は推移し、官邸の事務方の責任者ともいうべき石原信雄官房副長官は8時50分ようやく出勤し、午前9時20分から予定通り開催されてしまった月例経済報告関係閣僚懇談会に出席した首相や関係閣僚からはなんらかのイニシアティブが発揮される気配もなかった。

図1 災害情報の首相への伝達経路（NHKスペシャル 阪神・淡路大震災③「危機管理・政府はどう動いたか。」より作成）

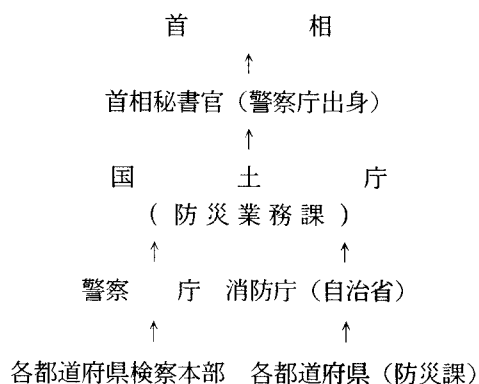
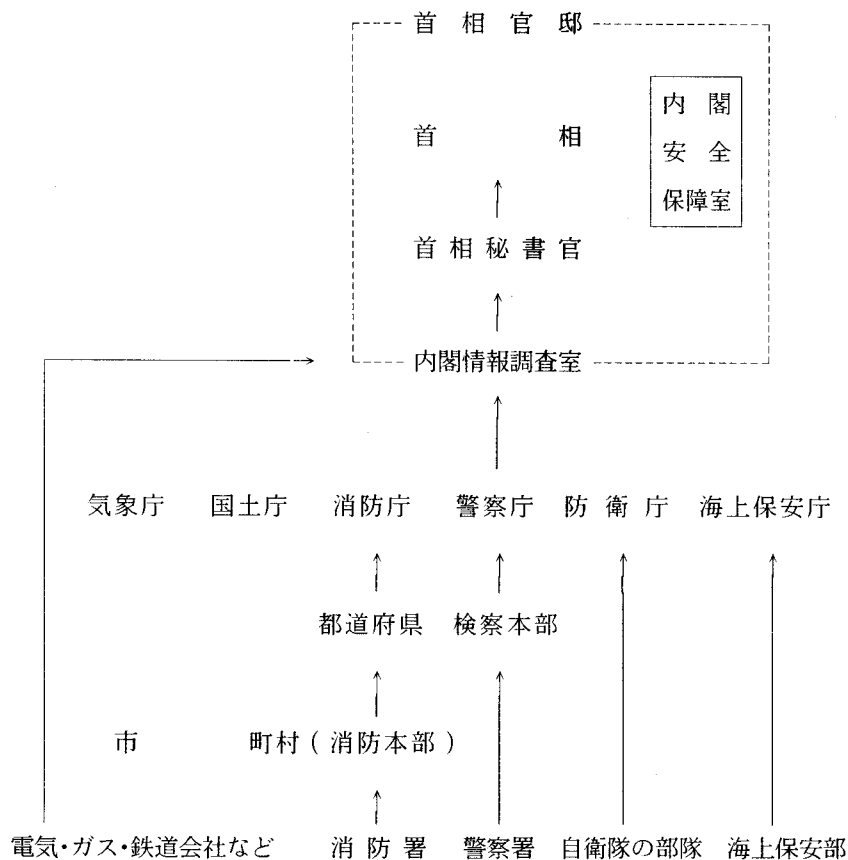


図2 内閣情報調査室に一本化された「災害時の政府の情報伝達システム」
（朝日新聞95.7/17、17面「阪神大震災から半年」特集より）



この初動時での、官邸の災害の規模と被害の深刻さへの感覚の欠如と現地の事態への想像力の欠如は致命的であり、被害状況把握をあらゆる可能性をくみ尽くして全力で行う大臣や高級官僚の一人にも恵まれなかったことは、阪神淡路間の住民のみならず全国民にとっての不幸であった。

この間の問題点は、現行法下でも当然整えられていなければならない基本的な被害把握・情報伝達システムに欠陥があったことと、大規模災害が、被害情報を把握・報告すべき県庁所在地を含んで起こった場合の対応策が想定されていなかったことであり、後者が致命的であった。

この点で、図2のように、現行の災害対策基本法下での改革が行われ内閣情報調査室への情報収集の一元化と宿直体制が整備され若干の改善が行われたが、この場合でも県庁所在地の都市を直撃する災害が起こり現地が被害の実態把握能力を失った場合の対処システムはなんら確立されていない。また、災害が首都を直撃し、霞ヶ関一帯と都庁を含む地域を大規模災害が見舞った場合の被害情報把握体制・危機管理体制はまったく確立されていない。（註5）

（2）自衛隊の出動の遅れと投入部隊数等の不十分さ

1）自衛隊の出動の遅れ

緊急事態発生時の人命救助には、どうしても救出要員を現地に即時・大量に派遣することが決め手となる。今回の震災では、現地の警察職員と消防職員の被災当日からの動員率は、他の行政職員に比して相当高かったが、いかにせん被災規模と被災者数に対してその人員は十分とはいえなかった。現行制度下では、自衛隊の災害出動が如何に迅速かつ大量に行われるかが初動期に人命を少しでも多く救うには決め手とならざるをえなかった。この点からいえば、自衛隊の出動は遅れ、さらにその動員数も十分とはいえなかった。

1月18日付の新聞によると、貝原俊民兵庫県知事の派遣要請により、1月17日当日午後、第三師団（司令部兵庫県伊丹市）と第二混成団（同・香川県善通寺市）の陸上自衛隊員約1000名が派遣されたという。（註6）また、19日までに1万3000人に増加した。

ここで、自衛隊法による災害派遣の要請手続を簡単にみておこう。

先ず、自衛隊法第83条1項は、「都道府県知事その他政令で定める者（海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長―自衛隊法施行令第105条）は、天変地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官またはその指定する者（方面総監、師団長、駐屯地指令）に要請することができる。」（註7）とし、自衛隊災害派遣要請の第一次責任者を都道府県知事としている。この点で、今回の震災が兵庫県知事の所在する神戸を中心に起こったことが自衛隊の災害派遣の初動の遅れをもたらす客観的要因となった。

次に、自衛隊法第83条2項は、「長官またはその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天変地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。」とし、自衛隊側の要請を待たないでの自主出動権限も定めていたが、

現地部隊からの問い合わせに対し、防衛庁首脳はシビリアンコントロールの観点から自主出動をとどめたといわれている。

通常、都道府県知事は派遣要請に際しては、自衛隊法施行令第106条の定める以下の手続きをとることになっている。すなわち、「法第83条〔災害派遣〕第1項の規定により都道府県知事及び前条各号に掲げる者が部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。第104条〔治安出動の要請手続〕第2項及び第3項の規定は、この場合について準用する。」

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
- 5 その他参考となるべき事項

この規定が兵庫県側を逡巡させたのである。被害の数値情報が、当日午前10時になっても皆目つかめない兵庫県側は、自衛隊側の派遣要請に関する問い合わせにも要領を得なかった。最後は自衛隊現地側が次の規定に従って、電話による要請があったと理解してよいですねと兵庫県側を押し切って出動にいたったのであった。

すなわち、自衛隊法施行令第104条2項は、「前項の出動の要請は、文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信もしくは電話によることができる。」とする。さらに、自衛隊法施行令第104条3項は、「前項ただし書きの場合においては、事後においてすみやかに、文書を提出するものとする。」と規定する。

今回の自衛隊の出動の遅れの原因を関西地方における地方自治体と自衛隊による災害訓練のなかったことに帰そうという主張が一部にあるが（註8）、出動の遅れは兵庫県が被害把握能力を喪失していたこと、兵庫県側が被害の数値情報把握を自衛隊災害派遣の要件と考えすぎたこと、道路の損壊による部隊の現地到達の遅れ、自衛隊の現地各部隊が出動に積極的であったのに、防衛庁長官はじめ防衛庁首脳がこれに消極的だったことなどが主因であるとみるのが適当であろう。（註9）

2）投入部隊数等の不十分さと救出要員の即時大量投入体制の整備

より問題であるのは、自衛隊大量動員のイニシアティブが内閣によってとられず、現地投入の量的規模が決定的に不足したことが問題だったとの反省が、当時内閣内で最も実質的にイニシアティブを発揮しやすかった石原官房副長官によっても自覚されていないことである。（註10）

1995年9月現在、消防庁では、全国で1000人規模の「緊急消防援助隊（救助チーム、医療チームを都道府県ごとに編成）」、警察庁では、4000人規模の「広域緊急援助隊」の創設を決定しているというが、これとて量的には不十分であるから、結局自衛隊の災害出動による大量投入に頼らざるを得ないが、この場合、出動要請から現地到着までの時間を短縮する出動システ

ムの整備と、救出機材の装備・部隊の訓練が自衛隊についてなおも十分計画されていないのは重大な問題といわねばならない。

自衛隊の合憲・違憲問題は一応おくとしても、自衛隊は明らかに軍隊であり、災害救助を主たる任務とする機関ではないから、この際、自衛隊の定員・予算を削減して、緊急災害救助組織を創設し、国内の災害や国連の非軍事的人的支援部隊とすることの適否が本格的に検討されてよい。

新聞報道によると、震災直後、米国の緊急事態管理庁（FEMA）のような独立機関を日本にもつくるべきだとの意見も強かったが、「二月下旬の政府調査団によるFEMA視察を境に『組織づくり』への意欲は急速にしぶんだ。FEMAが約2500人のスタッフをもち、年間予算は約8億ドルに上るといった条件が壁になった」という。（註11、註12）

（註1）「減災をめざす危機管理と兵庫モデルの提案」河田恵昭（『都市政策』第79号）

（註2）成田頼明 「阪神・淡路大震災と行政の対応—行政法的視点から」『書斎の窓』1995. 6

（註3）この点で成田頼明氏は次のように指摘する。「緊急事態を想定した法の枠組みがないという口実で古い警察緊急権の理論や超法規的措置をもち出してすべてを正当化することは危険と思われる。」成田頼明、同上

（註4）NHKスペシャル 阪神・淡路大震災③「危機管理・政府はどう動いたか。」

（註5）この点では、石原信雄氏も次のように語っている。「東京に目を転じた場合、政府の中枢がダメージを受けた際の対応は、正直言って、ほとんど検討されていない状況です。官邸なり政府の機関、中枢は機能しているという前提でいろいろな防災計画ができており、論議もなされています。それら中枢機能がマヒした場合、どこがバックアップをするかを早急に決めなければいけないと思います。そこが非常に大きな問題で現在、ブランク状態にあります。」（石原信雄『官邸2668日』226頁 NHK出版 1995.5）

（註6）朝日新聞・大阪本社版 紙面集成 『阪神大震災』1995. 1. 17～2. 17、19頁また、事後のテレビ報道によれば1月17日当日に出動した自衛隊員は2300名とされている。（NHKスペシャル 阪神・淡路大震災③「危機管理・政府はどう動いたか。」）

（註7）参照 棟居快行「自衛隊災害派遣をめぐる」（ジュリストNo.1070 17頁 1995. 6. 20）

（註8）石原信雄 前掲 223頁

（註9）NHKスペシャル 阪神・淡路大震災③「危機管理・政府はどう動いたか。」

（註10）石原信雄 前掲 「IX 阪神・淡路大震災の反省と今後」には、そのような反省はない。

（註11）朝日新聞1995. 7. 17朝刊、17面「阪神大震災から半年」特集

（註12）大泉光一氏によれば（『クライシスマネジメント—危機管理の理論と実践』同文館1993.6）、米国緊急事態管理庁（Federal Emergency Management Agency : FEMA）は、みずから開発した統合的危機管理システム（Integrated Emergency Management System : IEMS）という以下の6つの要素により構成されるモデルにしたがって緊急事態管理を行っているという。

①被害分析（hazard analysis）

- ②能力評価（capability assessment）
- ③緊急時対応計画（emergency planning）
- ④メンテナンス能力（capability maintenance）
- ⑤緊急時対応策（emergency response）
- ⑥復旧努力（recovery efforts）

2. 地方自治体の緊急事態管理に関して

（1）緊急の整備課題（註1）

地方自治体の緊急事態管理に関して整備すべき課題は多方面にわたるが、ここではそのすべてを取り扱うのではなく、緊急の課題に絞って検討した。また、緊急の課題のうちでも道路交通については今回は触れなかった。

1) 被害実態の情報収集体制と情報空白の解消－この点では、被害の数値情報が被災現地で把握できない事態は、被害が深刻であるほど当然起こりうるので、これに変わる被害情報の把握方法の確立と、被害の数値情報が正確に把握できない場合でもどのような事態にしたいれば被害の概括情報でも自衛隊等の派遣要請をなしうるのかの基準づくりが必要である。

川崎市では、地震発生後、市内の震度計と連動して震度分布、液状化危険度、建物被害、道路被害、橋梁被害、ライフライン被害、河川堤防被害、斜面崩壊、火災被害、人的被害を予測し、被害に応じた応急対策の指針を示す「震災対策支援システム」を開発し、実用化を図っているという。また、東京消防庁も「地震被害予測システム」を開発したというが今後を見守りたい。

2) 防災通信ネットワーク（消防庁が都道府県と結ぶ消防防災無線ネット、国土庁が51の防災機関と結ぶ防災無線ネットワーク、都道府県防災行政無線ネットワーク、市町村防災無線ネットワーク）の充実と衛星通信系によるバックアップシステムの整備が必要である。

3) 無線通信情報の地域的一元管理の必要性－神戸市において消防応援車両が共通波使用の混信により無線使用不能となった反省にたち、無線通信情報の地域的一元管理が必要である。

4) 救急医療体制の確立に関しては、今回の震災では神戸市の救急医療の要と位置づけられていたポートアイランドに位置する神戸中央市民病院が交通の途絶と、水冷式自家発電の機能マヒで役立たなかったことを考えると、医療機関の建物・施設の耐震・耐火化が重要であり、また、大阪市の救急医療機関をはじめとする近畿一円の医療支援ネットワークが役だったことから、医療支援ネットワークの一層の強化が必要である。さらに道路の損壊・道路の渋滞で救急搬送が効率的でなかったことから、ヘリコプター救急体制の確立がどうしても必要である。

5) 大震火災対策の強化－ここでは、消防水利の確保が水道の破壊で容易でなかったことから、耐震性防火水槽の街区ごとの整備と、都市部における空中消火の研究開発が延焼防止のためにどうしても必要である。

(2) 広域支援システムの確立

被災地においては、災害救助の核となる地方自治体職員自身も被災者であるから、通常時の職員動員は望むべくもない。したがって、災害救助時の行政活動を支えるには他地方公共団体の職員の支援（註2）とボランティアの協力が重要となる。この点で現行災害対策基本法制下の制度は全く不備である。都道府県知事は応援要請を行う権限を有するが、普段からの連携と協力マニュアルの作成、それに従った合同訓練の実施なしには緊急時には有効に機能しないことは明白である。この点で、国の防災基本計画の改定（1995年7月18日）に対応して行われた三重県地域防災計画（『三重県地域防災計画－震災対策編－』平成7年10月改定）などでも、広域合同防災訓練の実施の必要性を、「県は、近隣府県との相互の応援体制を確立するために、地震等による大規模な災害が発生し、被災府県等が独自に十分な応急対策活動が実施できない場合を想定した広域合同訓練を実施する。」として重視しているが、広域防災会議の創設と相互の応援体制の確立が必要であろう。

（註1）この部分については魚谷増男氏の以下の論稿に依拠した。魚谷増男「地方自治体の震災時の危機管理（1）（2）」（自治研究第71巻第7号、第9号）

（註2）他地方公共団体職員の応援の必要性和効率性について

筆者自身、神戸市と名古屋市に震災発生後1週間以内にボランティア登録したが、神戸市からは特段の特技（医師等医療関係者、電気技師、土木・建築作業従事者）がない場合は、寝食につき自己の責任で行い現地入りするよう連絡を受けただけであり、名古屋市からは保健事務業務が出来るか、もう少し年齢が若ければ派遣要請を行いうるとの連絡をいただいたのみであった。筆者の狭い経験から推し量ってみれば、ボランティアにはボランティアの活躍場面が十二分にあることが今回の震災で実証されたが、被災自治体が第一に欲するのは専門的技能者と他自治体職員であることがわかる。

3. 災害対策基本法及び自衛隊法の一部改正に関して

(1) この間の政府の災害対策体制の改善策

内閣総理大臣は、1995年3月28日に「防災問題懇談会」を設置し、自然災害に対応した国・地方公共団体等による防災体制の在り方について検討を行い、同懇談会は、国の災害対策体制の在り方等について所要の法改正を行う必要があるとの提言を同年9月11日に行い、これらにしたがって、この間、一連の災害対策体制の改善が行われてきた。主なものは以下の通りである。

- *1995年2月 大地震発生後における一次情報の収集と官邸への連絡体制の強化に関する閣議決定
- *1995年6月 交通規制に係る災害対策基本法の改正
- *1995年7月 防災基本計画の全面改定
- *1995年10月 自衛隊法施行令の改正、建築物の耐震改修の促進に関する新規立法、消防組織法の改正

これらの措置は、阪神淡路大震災における災害対策体制の不備に対する反省から行われたもので、一定の改善と評価できるが、「大地震発生後における一次情報の収集と官邸への連絡体制の強化」などにしても、既に述べたように、「官邸なり政府の機関、中枢は機能しているという前提でいろいろな防災計画ができており、論議もなされています。それら中枢機能がマヒした場合、どこがバックアップをするかを早急に決めなければいけないと思います。そこが非常に大きな問題で現在、ブランク状態にあります。」といった事態は解決されておらず、十全なものとはいえない。

(2) 1995年12月1日成立の「災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律」及び「自衛隊法の一部改正」について

これらの阪神淡路大震災の教訓を踏まえた一連の防災関連施策の制度面における見直しの中心的なものとして標記改正が行われた。

改正全体の詳細は、『時の法令』NO. 1514（平成8年1／30号）などを参照されたいが、これまで論じてきた緊急事態管理に関する私の論点との関係のある改正内容を紹介しておく。

1) 改正の主なポイント

①災害対策基本法第8条（施策における防災上の配慮等）の第2項1～11号に掲げる国及び地方公共団体の防災上の実施努力事項に若干のものを加えた。このうち、私の論点との関係では、次のものが評価に価する。

10号 地方公共団体の相互応援に関する協定

②災害対策基本法第23条（災害対策本部）

- ・第1項中、「地方防災会議の意見をきいて」を削り、都道府県知事または市町村長が、災害対策本部を機動的に設置できるようにした。

- ・あらたに第5項を追加し、災害対策本部に、現地災害対策本部をおくことができるとした。

③災害対策基本法第24条、第25条（非常災害対策本部の組織）

- ・第24条後段の「内閣総理大臣は、国家行政組織法第8条の三の規定－法律の定めにより特別の行政機関を置くことができる（正田）－にかかわらず、臨時に総理府に非常災害対策本部を設置することができる」及び、第24条2項の削除により、内閣総理大臣は、発災後の速やかな措置に資するため、非常災害対策本部の設置につき閣議を要しないこととなった。

- ・第25条第6項を追加し、非常災害対策本部に非常災害現地対策本部をおくことができるとした。

- ・また、同法第28条第3項を追加し、非常災害対策本部長（「国務大臣をもって充てる」第25条第1項）が、その権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができるとした。

④災害対策基本法第28条の2の追加（緊急災害対策本部の設置）

- ・「著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において」は、内閣総理大臣が、緊急非常事態の布告がなくても、閣議にかけて、緊急災害対策本部を設置することができるとし、その長は内閣総理大臣をもって充てることとした。（第28条の3追加）

・緊急災害対策本部に、緊急災害現地対策本部をおくことができるとした。（第28条の3第8項）

⑤災害対策基本法第53条（被害状況等の報告）

・第1項への追加により、市町村が被害状況の報告をする際における報告先を、通信手段の途絶等により都道府県に報告ができない場合にあっては、一時的に内閣総理大臣に変更することなどの若干の改正が行われたが、現地の都道府県、市町村が的確な被害情報把握や被害状況の数値情報を把握できない事態に対処する具体的改正は行われていない。

⑥災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）

・第5項を追加し、都道府県知事は、「当該災害の発生により市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは」、市町村長が実施すべき措置の全部または一部を代行実施しなければならないとした。

⑦災害対策基本法第63条～第65条、第82条、第84条（災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限）

・これまで、第63条第2項において、「市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき」に、警察官または海上保安官に認められていた警戒区域設定権限等（当該区域の立入制限、禁止、退去命令を含む）を、同条第3項の追加により、「市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができるものがその場にいない場合に限り」、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行についても認めた。

・第64条で、災害緊急時に市町村長に認められ、特別の場合に警察官または海上保安官に認められる各種応急公用負担権限を、第64条第9項の追加で、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行についても認めた。

・第65条で、災害緊急時に市町村長に認められ、同条第2項で特別の場合に警察官または海上保安官に認められる「当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる」権限を、同条第3項の追加で、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行についても認めた。

・第82条、第84条の追加改正は、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に第64条、65条で災害緊急時の行政権限行使を認めたことに伴う損失補償等、損害賠償等の措置をととのえるものである。

・上の改正にあわせて、自衛隊法第94条の2「第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第5章第4節に規定する応急措置をとることができる。」との改正も行われた。

上の改正は、災害発生時に大量の人的部隊を現地に即応態勢をもって派遣できる組織が存在しない現状ではやむをえないものとも評価できるが、やはり大きな問題を抱えているといわね

ばならない。自衛隊の憲法上の合憲性に疑義があるままでその機能を増大させていくことには憲法上大きな問題がある。また、自衛隊はその性格はあくまで軍隊であって、災害救助部隊としては根本的に適切な組織とはなりえない。災害緊急時とはいえ、自衛隊が、現地部隊の判断で現地に部隊を出すことができ、さらに現地で一定の場合行政権限を合法的に行使して、立入禁止区域を設定したり人的公用収用までなしないとすれば、そのシビリアンコントロールの面からも重大な危険の可能性があるといわざるをえない。先にも述べたように、この際、自衛隊の定員・予算を削減して、緊急災害救助組織を創設し、国内の災害や国連の非軍事的人的支援部隊とすることの適否を本格的に検討すべきである。

⑧災害対策基本法第68条の二の追加

- ・市町村長は都道府県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求めることができるとした。
- ・市町村長が前項の要求を都道府県知事にできない場合には、防衛庁長官又はその指定するものに通知することができるとした。

これは、1995年10月、防衛庁が防災業務計画を改定し、部隊等が都道府県知事等と連絡が不能である場合に、市町村長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合に自主派遣を行うといった自主派遣の規準の改定を追認したものである。

⑨災害対策基本法第109条の二の追加－緊急措置の追加

災害緊急事態に際し法律の規定によっては被災地の救助に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合において、国会が閉会中である等の場合の内閣の政令制定権を認めた。

上記改正に際して、参議院は付帯決議（1995年12月1日）をおこなっているが、これを資料として註に掲げるが、国民の不安に十分応える踏み込んだものとなっているとはいいがたい。

（註1）

結びにかえて

今回の阪神淡路大震災を自分なりに調査研究してみて（註2）、未だに解けない疑問は、初動体制がどうしてこうも遅れてしまったのかという疑問と、若干震度が弱いとはいえ、1994年1月17日午前4時31分にロサンゼルス市を襲ったノースリッジ地震に比べどうしてこうも被害が大きくなければならなかったのかという事である。ノースリッジ地震では、マグニチュード6.7、震源の深さ18km、死者61名、負傷者9,348名、罹災建物14,000（最大見積もり）出火件数100であるのに対して（註3）、阪神淡路大震災では、マグニチュード7.2、震源の深さ20km、兵庫県内の被害だけでも1995年2月20日集計で死者5,394名、負傷者32,898名、全壊建物81,206、半壊建物62,826、全焼7,119、半焼337、出火件数502と桁違いである。

（註4）この両災害の被害の差違のうちどこまでが自然的で不可抗力のもので、どの部分が社会的・人為的なものであるかを今後とも見極め、減災の立場に立った努力が、行政関係者、研究者、住民相協力してすすめられることを願うものである。

最後に私の提言として災害対策に関する緊急事態管理における緊急の検討課題を改めて掲げておく。

1. 被害の数値情報が把握できない場合の自衛隊災害派遣要請を概括情報で行う際の基準作りが必要である。
2. 広域緊急支援体制を構築するため2県間の応援協定にとどまらず圏域的広がりをもった応援体制・応援協定が必要である。
3. 当面、自衛隊につき災害救援用の装備を配置し訓練を義務づけるとともに、できる限り速やかに、緊急事態管理組織の創設を検討する。

(註1) 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1. 災害発生時の国の適切な初動体制を確保するため、情報収集体制を強化し、夜間の災害発生にも対処しうる体制の整備に努めること。
2. 国及び都道府県は、市町村長が警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、経費等の必要かつ適切な支援を行うよう努めること。
3. 非常災害対策本部及び緊急対策本部の設置に当たっては、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、当該災害の規模その他の状況に応じる設置基準について早急に検討を行うこと。
4. 活動火山周辺地域など二以上の市町村の区域にわたり、警戒区域を設定しなければならない災害が生じるおそれのある地方公共団体においては、必要に応じ、あらかじめ相互応援協定を締結する等により協力体制の整備、充実に努めること。
5. 非常災害時において、中央防災会議の委員に対する情報連絡体制を整備するとともに、中央防災会議と緊急災害対策本部等との連携を保ちつつ、実効ある緊急措置を円滑に行うよう努めること。
6. 自衛隊による災害応急対策を円滑に行うため、災害派遣を命ぜられた自衛隊の活動に伴う負担については、財政的にも所要の配慮を行うよう努めること。
7. 国及び地方公共団体は、大規模災害による被災者等を支援するため、全国地方公共団体等が拠出する災害相互支援基金の制度の創設について、早急に検討を行うこと。
8. 国及び地方公共団体は、自主防災組織、警察、消防、自衛隊、ボランティア等が一体となった、より実践的な防災訓練を行うとともに、住民の防災意識の普及、啓発に努めること。

(註2) 筆者は、1995年1月下旬約1週間にわたって、三重短期大学法経科Ⅱ部42期生森剛史君と、淡路島を含め兵庫県被災地のほぼ全域(神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市、伊丹市、淡路島各町)を徒歩または自転車により、調査見学した。

(註3) 国土庁防災局監修 『1994ロサンゼルス近郊地震(ノースリッジ地震)の記録』 ぎょうせい 1994.9

(註4) 日本建築学会 『1995年兵庫県南部地震災害調査速報』 1995年3月

近世三重県域における人口動態研究(1)

—— 紀州藩勢州松坂領一志郡松ヶ島村の「増減帳」利用の試み ——

茂木陽一・加納佳奈・小林千恵・渡部英子

はじめに

近年の近世史研究において人口史或いは民勢史研究は一つの大きな流れを作ってきている。従来の教科書的な近世社会のイメージに対して、人口史研究はその実証成果によって大きな修正を施してきた。単に、家数や人口数の増減の変化のみを見るのではなく、庶民の人口学的行動そのものに着目することによってあらたな観点からの立論が可能になっている。

例えば、分家や絶家と各経営の階層性との連関を追求することによって、従来の農民層分解論に対して、より具体的な肉付けを行う可能性が出てきている。鬼頭宏氏による甲山村の分析によれば、上層農家がその出生力の高さによって分家を生み出す一方で、下層農家はその出生力の低さによって家族の再生産ができなくなり、村外への流出や絶家を引き起こす。こうして下層農家が絶家した後へ百姓株を相続する形で上層農家の分家がとって代わるという事態は、単純に下層農家が没落し上層農家が土地と財産を集積するというような理解では、もはや農民層分解論を構成することが出来ないことを示唆している（鬼頭宏1978）。

或いは、斉藤修氏が明らかにしたように、都市と農村に於ける性比の違いにもとづく出生力のギャップにより、農村から都市への人口流出が生じることが、全体としての近世日本社会の人口バランスを保つメカニズムであり、近世後期にいたって農村部の小商品生産の展開と在郷町の簇生によって農村から都市への人口流入がストップすることによって、特に大坂に見るように、都市の人口再生産の危機が訪れることなどは、都市支配の危機が幕藩制全体の動揺と崩壊をもたらす契機になることを考えると極めて重要な論点を提起しているのである（斉藤修1987）。

このように、人口史研究は従来の近世社会や近世の支配構造に関するイメージを次々と塗り替えようとしているが、この研究がよってたつ最も重要な礎石は、大量のデータ分析による実証的根拠に他ならない。あれこれの歴史理論をひねくり回すよりも足下にある豊富な史料を歴史認識の武器として活用することに成功したことに人口史研究の優位性があるといえる。

しかし、そのようなデータ分析は未だ十分に確立した史料処理の方法論を持っているとはいえない。日本の近世社会は世界史的に見ても前近代としては例外的に豊富な人口史料をうみだし、かつ相当大量にその史料が受け継がれてきている。ところが、宗門改帳に代表されるそれら人口史料は、時期によって、また地域によって、作成される種類も量も大きな偏差を持っている。人口史研究による近世日本社会像の豊かな再構築を果たすためには、各地域に残存する近世人口史料をできるだけ収集・保存するとともに、その史料の特質の批判的吟味をすすめる

ことによって、できるだけ多くのデータをそれらから引き出す方法論を組み立てることが必要である。

本稿は、今後、我々が三重県域に残存する近世人口史料の発掘と利用をすすめていくための基礎作業として、それら三重県域の人口史料がどのような特質を持ち、どのような方向でデータの処理をしていくべきかを探るための試みである。今回はその第1回として紀州藩伊勢領の人口史料について検討する。具体的には、松坂市立図書館郷土資料室所蔵松ヶ島村文書中の「宗門家並人別御改増減帳」を対象として、上述の課題に迫っていきたい。

なお、今回の分析は、95年度三重短期大学法経科第一部経済史演習参加者との共同研究報告としてまとめたものである。以下の行論中、「松ヶ島村の人口動態」の「2. 出生」は小林千恵が、「3. 死亡」は渡部英子が、「4. 結婚」は加納佳奈が分析を担当している。但し全体の文責は茂木にある。また、貴重な史料の閲覧・利用の便宜をはかっていただいた松坂市立図書館郷土資料室に感謝したい。

三重県域における近世人口史料の残存状況

三重県域における近世の人口史料は現在どの程度発掘・確認されているのであろうか。三重短期大学法経科経済史研究室の93年度演習参加者との共同作業によって把握した三重県内人口史料は、尾鷲組大庄屋文書を除いても1200点弱にのぼる。それらのうち、特に利用しやすい帳面・簿冊の史料は、明治5年までの期間で見るとおよそ450点である。さらに、それらのうち宗門改帳はおよそ半分の252点存在し、本稿で分析しようとする増減帳は112点存在する。これは、1993年度までに刊行されている県内の史料所在目録類からの集計であるから、脱漏やその後の発見の分を考えるとこの数倍の史料が存在していると思われる。

特に、簿冊史料のうち300点以上、宗門改帳のうち66点は、久居市立図書館所蔵の久居藩大庄屋信藤家文書に含まれている分である。またそれらとは別に、尾鷲組大庄屋文書に含まれる人口関係史料は、宗門改帳類499冊、戸口帳13冊、戸籍関係32冊、他所縁付願5冊、養子縁組願1冊、出稼願68冊、行方不知関係3冊、旅人送出扣22冊、八才以上調1冊、船行遊女渡世願1冊、出稼調28冊、惣人数目録書上帳関係1314冊、合計2087冊という膨大な量にのぼっている。

一大庄屋の所蔵史料で、これだけの点数が確認できるのであるから、全県下を精査すればこの数倍の史料は把握できると思われるが、現在明らかになっているこれらの近世人口史料に関してみても決して少なくない量である。そして、その人口史料は決して宗門改帳に限られるものではない。上述の紀州藩尾鷲組内で作成される人口史料についてみれば、「惣人数宗門直改帳」の他に、「戸籍」、「戸口帳」、「浦組人数舟数鉄砲数改帳」、「惣人数指引帳」、「八才子惣人数家舟網牛鉄砲数改書上帳」などを主要なものとして確認することができる。

人口史料の基本になる宗門改帳は作成範域となる藩毎にその様式が大きく異なっている。後述するように、紀州藩領域では、8才以上にならないければ宗門改の対象とならないし、宗門改

自体も6年毎にしか行われぬ。そこで紀州藩領域の近世期の人口動態把握をするためには、このような限界をもつ宗門改帳以外の人口史料を利用することが必要となってくる。宗門改との関連を軸とした、これら人口関連史料相互の関係とそれら史料の提供する情報の信頼度、そしてそれによって明らかにできる人口動態の程度を具体的に示すことが、今後の三重県域における近世人口史研究の発展にとって何よりも重要な課題になっている。

紀州藩領域での人口動態研究の困難さ

上述した三重県域の人口史料の所在において飯高郡以南の南勢・東紀州地域はそのほとんどが紀州藩領である。そこで確認できる人口史料もまた尾鷲組大庄屋文書をはじめとして非常に多数にのぼる。

日本の歴史民勢学を開拓した第一人者である速見融氏は、この紀州藩域の人口史料を利用した分析を行われ、三重県域における人口史研究の先鞭を付けられた。氏は尾鷲組大庄屋文書の豊富な史料を利用した「紀州尾鷲組の人口趨勢―増減書上帳の検討を通じて―」の中でこう述べられている。「和歌山藩下における人口資料としては、通常の場合中心となる宗門改帳が不完全なため、むしろ他の史料に拠らざるをえない。同藩の宗門改帳は、六年毎、子午の年に『宗門直改帳』が作成され、八歳以上のものが登録されたにすぎない。したがって、われわれが今迄行ってきた連年の宗門改帳の整理分析による詳しい人口学的諸指標の検出は、ここでは不可能である」（速見融1971）。しかしながら、氏は宗門改帳に代わる史料として連年作成される「八歳子家数人数網数其他増減書上帳」に着目され、この史料を利用することによって人口趨勢の検討を果たされている。

速見氏の指摘するとおり、紀州藩の宗門改帳は特殊な形態である。第一に、子午の年、すなわち6年に一度しか作成されない。第二に、宗門改帳に記載されるのは数えて8歳以上になった男女であり、乳幼児の記載が見られない。第三に、宗門改帳が各村毎に作成されて領主に提出されるのではなく、大庄屋の手元で作成されて大庄屋から領主に提出される。

このような特徴をもつゆえに、速見氏は他の地域でのような宗門改帳を利用した詳しい人口学的諸指標の検出が不可能であると断じられたのである。

しかし、「宗門改帳」を利用した紀州藩領域での詳しい人口学的諸指標を得る試みは不可能なのであろうか。あるいはまた、「増減帳」は、宗門帳の代替として利用できる人口史料という位置付けでよいのであろうか。

以下の分析で明らかになることを先回りして述べてしまうと、「増減帳」は、速見氏が指摘したように人口趨勢を理解する重要な史料であり、一見紀州藩領域の宗門改帳に代替し得るような性格を持っている。しかし、それはたまたま「増減帳」にそのような性格があったのではない。「増減帳」と「宗門帳」は相互に別系統の史料として作成されたのではなく、基本的に同一の人口史料なのである。即ち、「増減帳」、「宗門改帳」を作成する村レベルでの作業からみれば、毎年作成される「増減帳」のうち、子午の年に作成されるものが「宗門改帳」なの

であり、相互に補完しあって紀州藩における広義の「宗門改帳」を構成しているのである。

であるから紀州藩領においては、この「増減帳」と「宗門改帳」をセットにした分析が、他領域での「宗門改帳」分析に相当することになるのである。ただ、その場合でも紀州藩領域に於いては、8才未満の幼児の人口動態についてのデータが得られないという点での限界は残ることになる。ところが、以下で我々が分析の対象とした紀州藩勢州領の「増減帳」は、前年に出生した数え年2才の幼児を前年生子として記載している。とすれば、紀州藩領域での人口動態研究の困難さは、二つながらに「増減帳」によって克服できる可能性があるということになる。

対象地域の性格

1. 松ヶ嶋村の概況

松ヶ島には、戦国期には伊勢国守護北畠氏の家臣日置大膳亮の居城細頸城が置かれていた。その後、北畠氏を継承した織田信長の次男信雄は、天正8（1580）年、細頸城の地に五重の天守閣を築き、この地を松ヶ島と改めた。

信長没後、秀吉によって南伊勢の地が平定され、天正12（1584）年、蒲生氏郷が南勢の地を与えられ、日野城から移って松ヶ島城主となった。氏郷は天正16（1658）年、松ヶ島南西の四五百の森に築城して、これを松坂城と名付け、松ヶ島の城下町をそっくり松坂に移すことにした。この際、松ヶ島には百姓と獵師だけを残し、社寺をはじめ町民ことごとく松坂の城下に移住するよう厳しく強制されたという（福江1959）。

こうしてかつて繁華な城下であった場所も田畑に改められ、かつての名残は地字名の中に残るのみの純農村として近世の松ヶ島は存在することになった。

近世期において、松ヶ島は紀州藩松坂領として松崎浦や美濃田村等とともに新松ヶ島組に属していた。明治初年の新松ヶ島組の大庄屋は「勢州三領大庄屋胡乱者改姓名」によると西黒部村地士の道過喜市である（松阪市1982）。松ヶ島村の「増減帳」は安政4年分が喜多村千五郎宛であり、安政6年からが道過喜市宛になっているから、道過が大庄屋となったのは安政5から6年の間であろう。

明治2年の「大指出帳」によって松ヶ島村の概況をみると（松阪市1981）、本高492.37石、新田高205.413石、合計700石弱、反別にして田32.2町、畑・屋敷29町、合計60町余の村である。

家数は47軒で、そのうち庄屋・肝煎が各1軒、歩行が2軒、本役が14軒、半役が11軒、無役が18軒となっている。

8歳以上の人数は194人で、男96人、女98人の構成である。村内の寺は1軒で高田宗専修寺末寺の永福寺である。

産業としては「作間稼無御座候、女は少々つつ毛綿稼仕候」とあるように、農間に木綿稼ぎをする他は農作が中心の純農村である。

百姓の他に田中満三郎と丸林利兵衛が地士として記載されているが、丸林利兵衛については「右利兵衛義、慶応三卯七月病死仕継目未得御願不申上候」と記されている。また、清水岩蔵

が代々名字帯刀御免として書き上げられている。この年の庄屋は十右衛門と満三郎、肝煎は弁之助であった。

松ヶ島村の戸口については、元禄7（1694）年に戸数77戸、安永4（1775）年に54戸、8才以上人口226人、文政4（1821）年に41戸、162人と報告されている（福江1959）。これからすると18世紀初頭以降、松ヶ島村の戸口は減少を続け、天保末年がボトムであったと思われる。

2. 地士・帯刀人について

この松ヶ島村に居住している地士と帯刀人とは、どのような存在なのであろうか。「地士考」（松阪市1981）には、「紀藩祖頼宣公元和五年、紀勢五十五万五千石に就封するや、伊勢の内十八万石其治下に属す、領土は伊勢国司北畠氏の旧領にして遺臣諸処に土着す、寛永年間其家筋由緒を取調られ其筋目あるものは之を地士として厚遇せらる、これ紀州領地士の濫觴なり」とあり、戦国期の土豪で土着した者を一種の郷士身分とした制度である。奥熊野の地士は堀内主膳の被官であったといわれている（尾鷲市役所1969）。ただし、「爾来の藩主其制を守り筋目正しき者にあらざれば、縦ひ苗字帯刀は免さるとも地士には申付られず、故に相続の願書にも『〇〇筋目の者に御座候云々』と記せり、……因に地士相続申付の辞令には、『何之誰何之願之通地士相続申付候』とあり、帯刀人には『何之誰何之願之通苗字帯刀指免候』と区別せり」（「地士考」）とされるように、地士はその後に取り立てられる苗字帯刀人とは区別される存在で、より士分に近い身分であったようである。そのため、宗門改についても一般の百姓身分とは異なり「和歌山藩領民一般の宗旨改は七箇年目に行ひしが、士分に限り毎年三月之を改めて誓書を出さしめ且之に花押を用ふ、即ち紀州勢州に属する地士は毎年『宗門御改一札』、紀州に於いては郡奉行宛、勢州に於いては大庄屋宛に差出せり」と、武士身分と同様に取り扱われた。したがって、松ヶ島村の「増減帳」においても、地士である田中家は子午年においても、家内何人内男何人女何人と記すだけで、名前や年齢は記載しないのが通例であった。

田中家系図によれば、田中家はもと一志郡小川村に居住し木造左衛門佐の家臣であったのが、天正12年の兵乱以後、松ヶ島に土着し百姓を営むようになった。五代二郎兵衛氏継の時松ヶ島村の庄屋となり、その後代々松ヶ島村の庄屋を勤める事になる。明和2年、田中十右衛門聖房の時に由緒の廉をもって紀州藩地士となり、その後代々地士を相続している（福江1959）。

帯刀人は松ヶ島村では清水、乾、丸林の3家を確認できるが、いずれも「増減帳」に家族も書き上げられているから、地士とは異なる身分としての取扱いをうけている。このうち、丸林利兵衛は天保9年の「増減帳」で地士となっているが、同11年の「増減帳」では、「代々苗字帯刀人」と記され、同12年の「増減帳」からは地士と記されている。「大差出帳」の記載にあるように、慶応3年の当主の死去の後、地士の相続を願い出なかったため、慶応4年の「増減帳」には地士として記載されず、苗字も名乗っていない。

地士は、頼宣によって設置された当初、紀州領52名、勢州領8名の60名に過ぎなかったが、その後、多額献金者や地方功労者などが地士に取り立てられていき、元禄14（1701）年には勢

州三領で169名、天保12（1841）年には381名に増加し、「紀州領、松坂領、田丸合わせて十二万石余、此内村村に多くは一人或いは二人（又無之所もあり）地土あり。」（『南勢雜記』下巻）という状況になっていた。

したがって、この地土に関するデータが得られないことは、紀州領の「宗門改帳」、「増減帳」を通じた限界の一つである。

増減帳の史料性格

1. 紀州藩領における宗門改制度について

紀州藩領内における宗門改制度はどのようなものであったろうか。

『南紀徳川史 第十冊』中の「人別宗門改」には次のように記されている。

一、先年は惣改と申候て在々八歳以上人数郡奉行例年春廻りの節大庄屋組切に改印形見届候処其以後八歳に成候者並他所より入り人々大庄屋改に成申候其上にて組切に改候大庄屋誓文状郡奉行へ差出申候……

一、八歳に満候子供並他所他村より前年改以後入人之分毎年春之内一組切に大庄屋相改宗門改の一札に判形取其上にて誓文状を以郡奉行へ相達候

一、村々人数増減は毎春庄屋肝煎相改大庄屋へ出し組々総人数増減之書付大庄屋より郡奉行へ差出其上にて奉行所へ相達候……

この記述は「五十六年以前万治三年」とか「二十年以前元禄九年」とある事から、享保元（1716）年のものと考えられるが、これによれば、毎年春、8歳になった者と入人を改めて、大庄屋が藩に報告することになっていた。そして、各村庄屋・肝煎は大庄屋に対して毎年的人数増減を報告するというのである。

尾鷲組大庄屋記録には宝永5（1708）年以後、毎年「八歳子宗門改帳」が残されている。また、6年毎の子午の年に「宗門直改帳」が作成されたとしている。また、宗門改の方式として「尾鷲組大庄屋行事大略覚帳」の記載によれば、毎年8才児に対する宗門人別改の実施時期は2月で、出入人などの増減目録を3月上旬までに役所に提出した。一方、6年毎に、他国他所へ出稼ぎに出ている者を呼び戻した上で、大庄屋が寺などで惣人別改を実施した。文化13（1816）年の惣改に際しては、「一、他国入帳の男女又は他組より入人、八歳子等は同日惣判前に別段印形並軸判を取可申答に候間、……」と触れており、予め8歳児や出入人については事前に別帳で調べておくように指示している（尾鷲市役所1969）。

松ヶ島村における宗門改や人口関係の取り調べはどのように行われていたのだろうか。【史料1】に示した寛政8（1796）年5月の「勸農之儀ニ付三御領取メり一卷」にはその方式と共に人別調帳の書式が記されている。

これをみると、かなり詳細な調査を毎年行うこと、そして2歳児についても調べることを前提にしている。この書式に従った持高家数人別調帳が作成されていれば、それは十分に宗門帳の限界を埋めることが出来るはずである。

さらに、同史料は人別帳作成の手順についても触れている。

これによると、大庄屋は4ヶ月毎に生死、養子縁組等の増減をチェックし、手元にある人別帳に書き込むことが命じられている。そして、そのデータを元に組下の百姓への指導をすることが要請されている。

今のところ、尾鷲地域の「増減帳」には、2才生子の取調は含まれていないし、伊勢国内の紀州領についても2才生子の取調が明かとなる「増減帳」はそれほど確認できていない。しかし、この「勸農之儀ニ付三御領取メり一卷」に示されている三御領が勢州三領のことだとすれば、伊勢領に関しては、「増減帳」の利用によってかなりな程度の人口データを獲得することができるのである。松ヶ島村「増減帳」は、その意味でも重要な位置を占めている。

2. 「増減帳」の特徴

松ヶ島村の「増減帳」については次のような点を確認する事ができる。

(1) 時期的には文政9（1826）年戊正月の「宗門家並人別御改増減帳」から明治4（1871）年未正月の「切支丹宗門御改人数増減帳」まで、46年間にわたって21冊の「増減帳」が残存している。

(2) 「増減帳」の記載様式は基本的には【史料2】に示したとおりであって、

- A) 最初に宗門改文言、
 - B) 次に旦那寺別に戸主名の書上、
 - C) 次に前年の旦那寺別の戸数、8才以上の村総人口、8才以上の男女別人口の書上、
 - D) 次に前年度中の8歳児登録者、嫁入り、婿入りなどの増加人数の書上、
 - E) 次に、前年度中の死亡、嫁出、習出などの減少人数の書上、
 - F) それらを差し引きした前年度中の人数の増減、
 - G) その増減をC)に加除した当年の戸口の書上、
 - H) 最後に前年度中の生子の書上、
- という構成になっており、この構成は一貫して変わらない。

また、【史料3】として、一志郡八重田組上之庄村文政六年未正月の「切支丹宗門御改家並人数増減帳」を示した。これと比較した限りでは、A)、B)、C)、D)、E)、F)、G) 迄は同じであるが、その後に続くH) 部分がない。その代わりに「未八十才以上」として当年の80才以上になった高齢者の書上を付している。

3. 天保11年と明治3年の「増減帳」の特殊な位置

この松ヶ島村「増減帳」の史料価値を高めているのは、天保11（1840）年と明治3（1871）年については戸主名のみならず家族の書上が見られることである。いってみれば、この両年については「宗門帳」が存在しているのと同様な意味を持つ。しかも、「宗門帳」としてではなく「増減帳」の系列において家族構成が判明するのである。

天保11年の「増減帳」の様式は【史料4】に示したとおりである。

構成は、【史料2】の文政9年のものと同じである。表紙も「天保十一子正月 切支丹宗門家並人別御改増減帳 新松ヶ島組松ヶ島村」となっていて、他のものと同一である。明治3年のものも、同じく「明治三年午正月 切支丹宗門家並人別御改増減帳 松ヶ島村扣」となっている。ただ旦那寺別の戸主名の記載部分で戸主名だけでなく、各家族成員の氏名とそして年齢が記載されているのである。したがって、この部分に関していえば、宗門改帳と同様であり、異なるのは戸主名の下に印形が捺されていない事と、旦那寺の請印がない事である。

また、天保11年の増減帳は非常に多くの抹消と書き込みが行われている。

天保11年と明治3年はそれぞれ子年と午年であるから、これらの特徴は次のように考えれば合理的に説明できる。

紀州藩領では、6年毎に惣改と称して宗門直改帳の作成が行われ、また毎年増減帳の作成が行われていた。これらは、大庄屋が作成して郡奉行に提出する事になっていたが、実際には、各村単位で下調べが行われ、大庄屋は毎年春に巡村して各村で作成されている下帳をもとにして宗門直改帳や増減帳を作成していた。

したがって、実際の戸口データは村々の庄屋・肝煎によって調査されていたのである。各村での調査は、松ヶ島に限っていえば、全て増減帳として行われていた。6年毎に作成される増減帳は各家毎の家族名・年齢まで記載し、それを宗門改帳の下調べとした。それ以外の通常年の増減帳については、子午年の増減帳を基礎台帳としてそれに加除を加えたものを参考に作成された。つまり、実際の作業を行う村レベルでは増減帳作成作業が継続的に行われ、6年毎の総改はその年の増減帳の下調べを転用したのである。

とするならば、子午年の年の増減帳を基礎にそれ以外の年の増減帳のデータによって補足することで、連年宗門帳が残存しているのと同様な分析結果が得られる事になる。

松ヶ島村の場合残存している子午年の増減帳は、2冊に過ぎない。1840年と1870年の30年間の隔たりは双方に登場する家の家族構成を全く異なるものとしてしまっている。そもそも、戸主の名称が異なるためにどの家とどの家が連続しているのかを確認できないものが相当数にのぼるのである。

したがって、この両者を直接に比較してもその30年間に生じた家族構成の変動を推し量ることはほとんど不可能なのである。しかし、「増減帳」の系列において両年のデータが得られることは、この30年間の「増減帳」のデータを処理することによって、家族構成の変化を追跡しうるであろう事を予想させる。

また、もしそれが可能ならば、幕末期の30年間に於いてどのような人口変動が生じていたのかについての材料を提供することにつながるだろう。

4. 「増減帳」の史料処理

「増減帳」のデータを利用するための史料処理作業は次の手順で行われた。

(1) 「増減帳」の一覧表化作業

まず、各年についての増人、減人、生子について、図表 1 に示した「松ヶ島村人口変遷カード」を作成した。増減帳のデータは、大づかみにいって旦那寺別の各戸主の書上の部分と、各年毎の増人・減人、生子についてのデータから成り立っている。このカードは後者についての基礎シートの役割を果たす。

次に、増減帳に出現してくるすべての戸主名を旦那寺別に縦軸に並べ、横軸にはその家に関する変動記事を書き込んでいった。この作業によって作成された松ヶ島村家族復元テーブルの一部を示したのが図表 2 である。

(2) 各家の連続・不連続の確定

この際、異なる戸主名、あるいは同じ名前であっても時期の離れている戸主名の場合、その連続・非連続を確定するために、次のような方法を採用した。

第一に、改名の事実が記載されている場合は、それにしたがった。第二に、改名の事実が記載されていない場合、家族構成・年齢・増減帳の記載位置などから連続・非連続を同定した。第三に、それ以外で確定できない場合は、他の史料、例えば「小払帳」などの末尾の連署部分の印判を対照して、同一のものは同じ家の連続と判断した。第四に、以上の処理でも特定できないいくつかの戸主については不明家とした。図表 3 にはこの作業によって作成された「松ヶ島村家別系統表」の一部を示した。

(3) 家族復元

増減帳基礎テーブルを作成した後、個別の家族について天保から明治までの家族復元を行うため、図表 4 のような家族復元シートを作成した。

このシートの中で、何方所かは史料の欠落のため確定できない変動があるが、それらについては（ ）内に推定をいれることとした。

ここに示した正円寺旦那佐右衛門家や甚右衛門家の場合でいえば、1827～1834年、1837、1839年、1842～1853年、1858、1864、1869年の増減帳が失われているために、人口変動を確定できず一定の幅のある期間内で推定をせざるを得ない部分がある。これは、他の家族についても同様である。

5. 増減帳の史料的限界

以上の処理によって個々の家族の変動についての復元を試みようとしたのであるが、この処理によって増減帳による家族復元が可能となるための条件は次の如くである。

- a) 村内・村外を問わず人口の自然増減、社会増減が記されていること
- b) 記載されている死亡、出生、8才登録が脱漏無しになされていること。
- c) 記載されている年齢が正確であること。

以上の条件がそろふことによって、紀州藩領の宗門帳のもつ限界を克服して家族復元を果たすことが出来るのだが、実際の作業を通じて得た結論は何れの点においても大きな制約を松ヶ島村の「増減帳」は持っているという事である。

第一に、人口の社会増減に関する部分は村外とのものに限られ、村内での他家への移動は記載されないこと、第二に、死亡、出生、8才登録が全く脱漏無しになされているとはいえないこと、第三にしばしば年齢表記のズレが見られることなどが、制約条件として挙げられる。

それでは、「増減帳」を利用して行った家族復元が、全く実態と乖離しているかと言えば、そうとはいえない。

特に第二、第三の制約に関して、もう少し具体的に考えてみよう。

現在残されている「増減帳」は文政9戊（1826）年から明治4未（1871）年までの46年の期間の内の21年分21冊である。もし、2才児登録が正確に為されているとするならば、その6年後には、死亡するか転出等によって村外に出ているかしなければ、再び8才児として「増減帳」に出現するはずである。

そのような対応関係にあるのは、(1)天保6（1835）年と天保12（1841）年 (2)嘉永7（1854）年と安政7（1860）年 (3)安政2（1855）年と万延2（1861）年 (4)安政3（1856）年と文久2（1862）年 (5)安政4（1857）年と文久3（1863）年 (6)安政6（1859）年と元治2（1865）年 (7)安政7（1860）年と慶応2（1866）年 (8)万延2（1861）年と慶応3（1867）年 (9)文久2（1862）年と慶応4（1868）年 (10)元治2（1865）年と明治4（1871）年の10組である。この10組のケースについての対応関係を検討してみると、次のようなことがわかる。

8才児登録をされた41名のうち、2才児の書上と同定できたのは26名、確実ではない者も含めると29名、およそ70%の者が一致した。この数値を見る限り、脱漏はおよそ3分の1程度と見られる。

しかし、年齢の幅を前後に1年ずつ伸ばしてみると、確認対照できる者の数はさらに増える。

例えば、安政2年の2才生子は、8名が書き上げられている。これに対応する万延2年のハ才子登録4名の内、同定できるのは3名である。残る1名については、安政2年庄次郎女子「とら」とあるのが、万延2年の庄二郎妹「長」と対応するが、年齢と戸主については一致するが、名前と続柄が一致しないので確定できない。安政2年の2才生子の残り4名は、満三郎男子作蔵、平七男子勝助、藤蔵男子藤吉、源右衛門女子「ます」である。これらの内、作蔵と藤吉は万延2年の翌年、文久2年の「増減帳」に記載されている。したがって、かりに庄次郎女子「とら」と庄二郎妹「長」が同一人物であるとするならば、8名中6名の残存が確認できることになる。

また、万延2年の生子は7名が記録されている。このうち、対応年である慶応3年で確認できるのは、3名に過ぎない。しかし、残る4名の内、七右衛門女子「みと」と彦右衛門女子「すへ」は、慶応4年の増減帳に記載されている。熊次郎男子伊之助と甚右衛門男子岩蔵は慶応2年の増減帳で8才登録されている。つまり、万延2年の生子は、全員生存して8才登録を

うけていることになる。ただ、年齢の記載が前後に1年程度ずれているために、正確に対応する年度にあらわれるわけではないのである。

万延2年の事例は、この2才生子の書上がほぼ正確に行われていること、そして、対応する年の前後も含めて確認できない者については、「増減帳」の記載の不正確さではなく、死亡や養子による他出などで記載されないのだと、判断することができるだろう。そして、養子による他出ということでは、そもそも養子縁組みが家の継承のために行われるものであって、幼児の保護のためではないことから15才以上の男子が対象になるという性格のものであることや、実際にあらわれてくる事例でも8才未満での養子縁組みは少ないから、2才生子の行方ということに関しては、養子縁組みによる村外への移動は例外的なものとして処理し、2才生子から8才登録までの減員を幼児死亡として考えて大過ないように思われる。

このように、「増減帳」の記事は、十分な正確さという点では問題が残るが、ある程度においては、実際の家族を復元することは可能である。

しかし、この家族復元を制約している別の要素がある、それは残存する「増減帳」に見られる何回かの中断期間である。上述した第二と第三の限界は、「増減帳」が完全に連続していればある程度克服しうるものである。しかし、所々で中断があると、「増減帳」での年齢表記が持つ本来的な不正確さにより、その中断を含む前後3年分について正確なデータが期待できなくなってしまうのである。

松ヶ嶋村の人口動態

以上の処理作業によって、抽出した松ヶ嶋村人口データに基づき、松ヶ嶋村の幕末期人口動態にどのような特徴がみられるか、そしてそれはどのように説明できるかについての分析を試みた。

1. 自然増減と社会増減の全体的推移

全構成員の年齢がわかる天保11年と明治3年について図表5に示した「年齢階級別人口構成表」を作成してみると、いくつかの特徴が明らかになる。

第一に天保11年の人口構成で目につくのは、女子の人口分布が縦に長いのに、男子の人口分布では、60代以上がほとんど見られない事である。その一方で、男女の人口数はほぼ同じであるから、15才未満の年少人口の割合が、女子の場合男子よりも低くなっている。

第二に、上の特徴と関連するのであるが、男性の有配偶率が30代以上で約80%に達しているのに対し、女性の場合、50代以上の有配偶率が14%にすぎないという特徴がある。

つまり、この村では男が女に比して短命であり、女は50代以降で配偶者を失った場合はほとんど余生を単身で過ごす。一方、男の30代以降の有配偶率が高いという事は、男が配偶者を失った場合は、たいてい再婚、再々婚するという事を示している。

また、長命の女性が多いことと、年少人口での女子の割合が低い事は何らかの関係をもって

いるのかもしれない。

第三に、このような特徴は明治3年の人口構造では、かなりな程度変化している。男性の年齢構成からみると60才以上の高齢者の数はかなりな程度回復している。ここからすると、天保11年の構成は天保クライシスの影響が高齢の男性により強くあらわれた可能性がある。

また、人口数は男女とも大きく増加している。この増加は主として15才から20才にかけての年齢層で著しい。このことは、安政開港以降の時期に出生数が増加した事を予想させる。

第四に有配偶率の構成についても次のような変化がみられる。全体に人口が増加したにもかかわらず夫婦組数は減少している。したがって、婚姻数の増加によって出生が増加したというよりも、個々の夫婦の出生力が増大した事による人口増加というパターンが想定できる。また、10代での婚姻が消滅している事にみるように晩婚化が男女ともに進んでいる。

以上の点を自然増減と社会増減の動きと関連させて考えるために、図表6「松ヶ島村人口増減表」を作成した。これで見ると、次のような特徴を指摘できる。家数については、文政から天保期にかけては42～44軒でほとんど変化がないが、嘉永期以降明治までは46～48軒と平均して4軒ほどの増加がみられる。8才以上の人口数は天保7、9年の155名ををボトムとしてその後増加に転じ、元治元年に205名に達している。この人口増加は、嘉永年間以降の出生子数の増加によっているのは明かである。つまり、全体として自然増によって人口増加が果たされているのであるが、家数の増加が1割程度にとどまっているのに対し、人口増加は、ボトム時の3割以上の増大になっている。

したがって、平均世帯員数も天保7年が3.6人であるのに対し、元治元年は4.4人と増大している。このことは、嘉永期以降の人口増大が、1夫婦当たりの出生数を増大させる事によって結果したものであることを示している。

2. 出生

ここでは、2才生子の記録と8才登録の記録を対照させる事で判明する特徴を考えてみたい。

(1) 2才生子の生存状況

2才生子の内、その5～7年後において確認できる者の割合を出してみると、図表7の様な結果が得られる。この2才から8才までの生存状況は、必ずしも死亡による者だけでなく、転出等による者もあるし、記録の脱漏も含まれている。

それを念頭において考えると、2才生子での男女の数は女子の方がやや多いが、8才登録の時点では、男子よりもやや下回る。それも、天保期頃の女子の生存確認数が男子に比べて低い。天保7、8年頃の大飢饉が影響し、その後に流行病などが追い打ちをかけたためではないだろうか。では、なぜ男子よりも女子の生存確認数が低いのだろうか。おそらく、この地域では手工業の発達度合いが低く、女子の労働力需要が少ないため、農作業や家の後継者としての男子の方の生存が重視されるという事情が働いていたのではないだろうか。そのため、飢饉の際の体力の低下や流行病の影響から子供を守ろうとする努力、いわば生存努力が男子の方によ

り強く働いていくのではないだろうか。

(2) 出産・出生間隔

次に、出産・出生間隔を考えるために、天保11年の「増減帳」から、兄弟姉妹の年齢差と子供の人数別の家数を示したのが図表8である。ここには8才未満児は反映されないし、途中での死亡などがあるため、出産・出生間隔をそのまま表しているわけではないが、ある程度の反映であると考えることができる。ここでみる限り、出生間隔は1、2年置きが多くみられる。また、子供数は1、2名が多くみられる。他地域から嫁入りした事例を見ると30代での結婚が多い。したがって、やや高齢の出産開始が多くなり、そのことが、出生間隔の短さと、子供数の少なさに結果しているのではないだろうか。予想される乳児死亡数や8才未満児の幼児死亡などを考慮にいれても、松ヶ島村の出生数はそれほど多くはなく、そのことは結婚年齢の遅さによって引き起こされていると理解できるのではないだろうか。

3. 死亡

「増減帳」に記載されている各年の死亡記事から図表9「平均死亡年齢表」を作成した。この表からは、男性の総死亡平均年齢が女性のそれよりもやや低いということしか読み取れない。男女とも平均死亡年齢は、50代そこそことなっているが、実際の死亡年齢の分布を見るために、図表10として10年毎の「年齢階級別死亡者数グラフ」を作成した。これをみると、死亡数は年齢と共に次第に増加して行き、60代でピークを迎え、それからまた減少していく。このグラフでは、50代に谷があるのが注目される。近世では平均寿命が短かったというのが一般的なイメージであるが、若年で死亡する者が多ければ、生き延びた者はその分だけ永い余命を保つ事になる。したがって、80、90代まで生きた者がいても不思議はないといえよう。

さらに、松ヶ島村でも少なからず天保飢饉の影響があったのではないだろうか。天保11年には死亡者数がかかなり増えているし、年齢的にみても壮年に属する者が多く死亡している。死亡原因については、どれも病死とされているためそれ以上の事は判明しないが、天保飢饉の影響で体力の低下がもたらされ、疫病などによる死亡が通常年より増加した可能性を示しているのではないか。これは、天保11年単年度ではなく、史料の残る天保5、7、9、11、12年全体を通じた平均死亡数を見ると、5.2名となり、文政8年から明治4年の全期間を通じた年平均死亡数3.9名を上回っている事からもいえるのではないだろうか。

近世の女性の死亡については、出産に伴う死亡が多いことが指摘されているが、松ヶ島村では出産可能年齢での女性の死亡はさほどめだってはいない。ただ、30代後半から40代前半の女性の病死は高年齢出産の影響を考える事ができるのではないだろうか。例えば、天保5年の病死平七妹(38)、天保7年病死徳平妻(36)、安政6年病死三郎兵衛妻(41)、安政7年病死半兵衛娘(36)、元治2年病死弥五郎妻(36)、同年病死新六妻(39)が、該当する年代の死亡であるが、中でも三郎兵衛妻は、安政3年での出産が確認できる。このことは、出産による体力の衰弱の可能性を示しているのではないだろうか。どのような上層農民であっても、近世にお

いて出産の安全を保証できるような技術と設備はおそらく無かっただろうと思われる。

4. 結婚

婚姻に関わる記事は、原則として村外者とのものであり、村内者同氏での婚姻や養子縁組などのデータは欠けている。したがって、ここで扱うデータだけでは松ヶ島村の婚姻に関する実態の一部しか明らかにできないのであるが、それでもいくつか重要な指摘をする事が可能である。

(1) 結婚年齢

平均婚姻年齢についてみると、男は38.6才、女は27.8才である。図表11として女子の5才毎の年齢階級別結婚者数のグラフを作成してみると、やはり、26～30才が最も多く、30～35才がそれに続く。

この数を見ると、江戸期の婚姻年齢としては予想外に高いように思われる。これは、村外との嫁入・嫁出しか扱っておらず、また、再婚・再々婚も含むために必然的に婚姻年齢は高くなる。江戸期では、女性はたくさんの子供を産む。女性の再生産年齢（16～50才）を考慮に入れると、27.8才という婚姻年齢では、多くの子供を産む事は少し無理があるのではないだろうか。

だが、この女性の晩婚を示す数字には、他の要因も含まれているのではないだろうか。江戸期においては、女性は出産・育児だけでなく、労働力としても大きな役割をはたしている。娘の嫁入りをできるだけ遅らせて、その分働かせる必要が、多くの農民家族には存在していたのではなかろうか。

(2) 婚姻率

また、8才以上者および15才以上者に占める有配偶者の比率を天保11年と明治3年とで比較したのが図表12である。

これを見ると、天保11年の15才以上有配偶率は男55%、女49%。明治3年では男41%、女38%となる。絶対数においても比率においても明らかに明治3年の方が晩婚の傾向を強めている。そして、60才以上の高齢者が配偶者を失う可能性を考えて、15才から59才の期間に関してみると、天保11年の男53%、女61%に対し、明治3年の男42%、女32%となり、女性に関しては晩婚化の傾向がいっそう強調される結果となった。

これは、一つには村における家の果たす規制が幕末になるほどゆるんで来ている事を示しているのではないだろうか。家を形成、継承する事を前提としない個人の生存が拡大して行く、例えてみれば、江戸期における農村社会の都市化現象という事を想定できるかも知れない。

(3) 夫婦間年齢開差

次に、夫婦間の年齢差について考察してみる。天保11年と明治3年の事例の平均をとってみると、天保11年で5.66才、明治3年で2.97才、両方を平均すると4.32才となる。しかし、年齢差階級別にみると、5才未満がほとんどであり、妻の方が年上のケースも少なくない。10才を越えるのは例外的なケースである。明治3年の方が、年齢開差が少なくなるのは、女性の晩婚

化が進行した結果であると思われる。

このかなり年の離れた夫婦を個別に検討すると、天保11年の長次郎夫妻（夫54、妻30）や明治3年の弥五郎夫妻（夫41、妻26）の場合は、男性の側が再婚、再々婚しているケースである。中年の男性が、妻と離死別した後、年齢の離れた若い女性と再婚するというパターンがあったと思われる。

(4) 通婚圏

「増減帳」記載の婚姻記事から嫁・贅入、嫁・贅出の相手村を地図上に落としてみると図表13のようになる。これを見ると、ほとんどが松ヶ島村周辺の村であり、松ヶ島村からおよそ6kmの範囲が通婚圏であったと考えられる。種々の日常生活の交流なども同様な範囲で行われていたのであろう。

ただ、この通婚圏で注意すべきなのは、一般の百姓身分の通婚圏が割合に限定された範囲であるのに対し、地土や帯刀人などの通婚圏は郡を越えて相当遠隔地にまで広がっている事例がみられる。このことは、身分差によって通婚圏も異なってくることを示すものである。

ま と め

以上の分析結果をまとめてみると、次のような点を指摘できるだろう。幕末期の松ヶ島村の人口変動は、大づかみにみれば、18世紀初頭以降の戸口数の減少を安政開港以後の時期に脱却し、全体として人口は増大傾向に向かった。

そして、その増大は、婚姻数の増加によるのではなく、個々の夫婦の出生数の増大によって果たされた。出生数の増大は一方で、晩婚化傾向の強まりと平行して進んだ。このことは、近世期における人口コントロールが個々の夫婦の出生抑制や出生活動の強化によって基本的に果たされる事を示している。そして、全体としての人口キャパシティの維持のために村内の夫婦組数は顕著な増大・減少を示さない。したがって、人口数の増大は同時に次の世代の人口数をコントロールするための晩婚化という規制を生み出すのである。村外との婚姻関係が顕著な変動をもたらさないとすれば、この婚姻によるコントロールは、主として村内で行われる。そのことが、村内の未婚の適齢期男女の増大をもたらすのである。

幕末期から明治期にかけての人口増大は、このことからすると、夫婦組数に対する規制が外れる事によって、持続的なものに転化していくという見通しを得られるのではないだろうか。もしそれがなければ、幕末から明治初年にかけて人口が一時的に増大するが、晩婚化が進行する結果、次の世代の出生数は抑制をうける事になり、止めどない人口増加は実現しない筈である。

近世社会の人口コントロールメカニズムは、人口増大の期間に次の世代での人口増大を抑止する規制が働くという形で安定化を果たしているのである。持続的な人口増加は、このようなメカニズムが動揺・解体する事によってもたらされるのではないか、という視点を今後の人口動態分析に導入する必要があるのではないだろうか。

松ヶ島村に即してみた、幕末期南勢地域の人口動態の特徴は上述した如くであるが、「増減

【史料1】

「勸農之儀ニ付三御領取メり一卷」(松阪市1982年、140-145頁)

(前略)

一、百姓家内人数並持高当作高等、人別調帳草案之通相認一村二冊ツ、指出し可申候 但壹冊は役所へ指出 壹冊ハ大庄屋元へ差置可申候

...

上ハ書 松坂御領何組何村百姓持高家数人別調帳

家内何人	何人男	何人女	何右衛門年	女房年
			男子たれ年	何村たれ方に奉公弟誰年
			病身姉たれ年	御願申上江戸他国行伯父たれ年
			盲人伯母たれ年	

一本田高何程

一新田高何程

一高何ほと 何村ハ入高

内 何程 宛作

残り何程 外に何程宛作 何程何村ハ同断

メ何程 手作

奉公人何人 何村誰悴たれ年 何村誰女子たれ年

牛馬

作間稼何仕候

家内何人 何人男 何人女 弱者何兵衛年 女房年 男子何

一無高

高何程 宛り作

高何程 中地右同断

小以何程

作間稼何仕候

一本田高何程 漬者何蔵中地

家数合何十軒 内何軒寺 何軒漬者 何軒弱者 何軒後家孀

残何十軒 ケ成ニ百姓仕候

人数合何百何十人 内何人男 何人女 但八歳以上

何人 二歳以上七歳以下 一八歳以上十四歳以下

内 何人 六十歳以上 一他国他領奉公人

何人 作奉公御用稼 一病身もの

一 盲人 残何十人

外に何人 奉公人御用

牛馬何匹 内何匹牛 何匹馬

...

右之通村中相調書上申処相違無御座候、以上

辰何月

庄や

肝入

...

人別帳村々ハ指出候上大庄屋並村役人取扱ノ心得之趣左之通

一、人別帳を以毎年春之内ニ大庄屋組下村々へ入込、村役人並頭百姓等呼出し、百姓之内及老年候而も悴無之者ハ早く致養子候様、尤其村内ニ似合敷養子可致もの有之候ハ、右を養子に致候様致世話、子供多キ筋ハ株分亦ハ女房呼取並縁付支統し有之筋其外家内之模様ニ随ひ厚致世話、百姓相統致候様熟と取扱可申事

一、後家孀等ニ而作方不致株ハ、右之趣ヲ以株相統致候様厚世話いたし可申事

一、右夫々申談取扱之趣帳面其株々へ下ケ紙認指出可申候、尤右之趣ヲ以年々相調可申候

一、人数並地方ニ掛り候諸願筋右帳面へ引当如何之品無之様取扱可申候

一、家内人数割合ハ当作高無数百姓ハ、歳敷相調人数相当当作相増セ可申候、尤株々ニ而模様替り候義ニ付其模様ニ随ひ入念相調可申候

但村高相当ハ家数格別多他地方手余不申村方其趣相心得可申事

一、四月七月十月正月右四ヶ月に三ヶ月ツ、の生死並養子縁組其外共、出入之筋有無之書付村方ハ為指出大庄や元ニ有之候人別帳ハ朱にて右書付候趣、其株々へ直シ候上、書付ハ役所へ指出し可申候

但右村々ハ出候書付之惣メ一組限大庄や書付も添差出し可申候

一、家居新建並建直其外蔵諸建物新建亦ハ減方とも前件人別四ヶ月目調書ハ一所ニ村方ハ差出可申候、尤本家新建増ハ人別々帳へ書加へ可申候

但右村々ハ出候書付之惣メ一組限大庄屋元書付も添指出し可申候

一、毎春順在之節読聞セ候御定書小前夫々ハ弥以能行届候様、大庄や廻在いたし候節御定書村限ニ百姓亭主分不

残読聞セ夫々御書付之趣承知仕、御定之趣ニ少も背申間敷との請書為致、毎年印形取右帳面相違可申候

但読聞セ之節寺社方地土在住之面々出席為致、地土之義ハ連印いたし候筈

一、廻在之節御年貢皆済ハ勿論之事、縄俵米拵等之義小入用減方、或ハ博打御制禁其外心得違無之様得と相示可申事

...

【史料2】

「文政九年 宗門家並人別御改増減帳」（松阪市立図書館郷土資料室所蔵）

※（【史料2】【史料4】については、原史料そのままの翻刻を必ずしも必要としないので、所蔵者の要請にしたがい、戸主名の一字を欠字として□で示した。）

【▼は改丁、□は抹消、<>は割注を示す】

（表紙）

文政九年戊正月
宗門家並人別御改増減帳

松ヶ島村

▼

就切支丹御改一札之事

一、私共並妻子下人借家二居申者男女八才以上親祖父之代ニも切支丹宗門ニ不能成候先年御改之通相違無御座候
他国江参り候男女罷歸り次第相改判形為仕其内親類共ニ請合申候其上他国参り居住仕候もの有之候ハ、弥入念
宗門先祖之儀堅相改可申候若偽申ニおひては切支丹しゆらめんと日本神可蒙御罰者也

戊正月

▼

高田宗松坂正門寺	同	同
一、甚□衛門	一、佐□衛門	一、作□衛
同	同	同
一、伊□衛門	一、甚□郎	一、太□兵衛
同		
一、庄□衛門		
同宗松坂本覚寺	同	同
一、宇□	一、十□良	一、平□後家
同	同	同
一、弁□	一、六□衛	一、此□
同	同	同
一、平□	一、与□衛	一、万□

▼

（中略）

禅宗松崎浦海禅寺	同	同
一、丸林利□衛	一、利□衛門	一、五□衛
同	同	同
一、逸□	一、伝□衛	一、新□
高田宗一身田末寺		高田宗松坂大信寺
一、薬□寺大圓		田中十□郎

▼

家数四拾貳軒

内

七軒	高田宗	松坂正門寺旦那
拾六軒	同宗	松坂本覚寺旦那
貳軒	同宗	松坂大信寺旦那
貳軒	同宗	松坂願證寺旦那
壹軒	同宗	一身田 末寺
四軒	天台律宗	松坂来迎寺旦那
四軒	高田宗	松崎浦大誓寺旦那
六軒	禅宗	同浦海禅寺旦那

▼

西惣人数 百六十三人内<八十貳人男八十壹人女>但八才以上

禅宗松崎浦海禅寺

一、逸□男子善市 年八才
 禪宗松崎浦海禪寺
 一、新□女房津領久米村新六娘貰申候
 高田宗松坂本覺寺
 一、平□養子二同領阿坂村平助弟藤藏貰申候
 同宗松坂大信寺
 (抹消)
 一、〔田中貞□同領黒野村石井辰右衛門妹呼申候〕
 小以三人増人内<貳人男壹人女>

▼
 一、十□郎妹みさ
 同人津領久米村善助妻二遣申候
 一、彦□母 病死 年九十八
 一、徳□衛母 同 年八十二
 一、市□衛後家 同 年七十一
 一、次□左衛門後家 同 年七十六
 一、宇□母 同 年八十
 小以六人減内不殘女

▼
 指引ノ三人減女

成年惣人数百六十人内<八十四人男七十六人女>

外ニ酉年生子
 一、平□男子龜之助 二歳 一、与□衛男子松之助 貳才
 一、喜□男子富三郎 貳才 一、大□男子年若丸 貳才

▼
 小以四人男

右之通村中相改書上申候処相違無御座候已上
 文政九年戌正月 松ヶ島村肝煎 利□衛
 同村庄屋 十□郎
 喜多村五郎兵衛殿

【史料3】

(野田・中村1958年、329頁～332頁)
 表紙

文政六年未正月 扣 切支丹宗門御改家並人数増減帳 八重田組上之庄村

就切支丹宗門御改一札之事

一、私共妻子下人借屋ニ居申候男女八才以上先祖代々切支丹宗門ニ少シ之内も不被成先年御改之通相違無御座候
 附り他国他所江来り居候との罷歸り次第判形仕らせ可申候其親類共御請合可申上候自今他国他所ノ参り居住仕候
 との有之候ハ、弥宗門先祖之儀入念堅ク相改可申候若偽におゐては切支丹しゅうめんと日本之神可蒙御罰もの也
 松坂領上之庄村

文政六年未正月

禪宗上之庄村永善寺旦那
 一、とわ 一、善六 一、八太郎
 一、半兵衛 一、友吉 一、覺吉
 一、文助 一、清八 一、善助
 一、善兵衛 一、八右衛門後家 一、六次郎
 一、嘉吉 一、与平次 一、武吉
 一、久作 一、万蔵 一、弥三郎
 (中略)
 禪宗松崎浦海禪寺末寺 禪宗上之庄村永善寺末寺
 一、永善寺 元龍 一、長久寺 無住

家数合五十式軒

内

壹軒 禪宗松崎浦海禪寺末寺
壹軒 同宗上之庄村永善寺末寺
十八軒 同宗同村同寺旦那
式十壹軒 天台律宗松坂来迎寺旦那
五軒 高田宗松坂大信寺旦那
六軒 同宗松坂真台寺旦那
小以

右之通相調べ書上申候以上
文政六年未正月

未御改人数増減目録

去午御改

一、人数二百十九人 内<百五人男 百十四人女>但八才以上
増人

一、庄兵衛男子弥五郎 年八才

小以一人

右天台律宗松坂来迎寺旦那

減人

一、善兵衛男子庄蔵 此もの病死仕候 年十

一、吉右衛門 年七十九

一、同人男子伴蔵 年三十七

右両人口にしれもの共旧里切義絶仕候

小以三人

増減

差引貳人減 但男

当未御改

一、惣人数二百十七人 内<百三人男 百十四人女>但八才已上
未八十才以上

一、才吉祖母 年九十一

一、孫市母 年八十五

一、文右衛門父 年八十二

一、同人母 年八十一

一、嘉吉母 年八十一

一、与市父 年八十

一、半兵衛母 年八十

小以七人 内<二人男 五人女>

右之通相しらへ書上申候以上

文政六年未正月

青木半右衛門殿

村役人

【史料4】

「天保十一年 切支丹宗門家並人別御改増減帳」（松阪市立図書館郷土資料室所蔵）
（表紙）

天保十一子正月
切支丹宗門家並人別御改増減帳
新松ヶ島組
松ヶ島村



就切支丹御改一札之事

一、私共並妻子下人借家ニ居申者男女八才以上親祖父之代ニも切支丹宗門ニ不罷成候先年御改之通相違無御座候
他国江参り候男女罷歸り次第相改判形為仕其内親類共ニ請合せ申候其上他国が参り居住仕候もの有之候ハ、弥入
念宗門先祖之儀堅相改可申候若偽申ニおひては切支丹しゆらめんと日本之神可蒙御罰者也
子正月



高田宗松坂正門寺

一、佐口衛門後家 年三十八
 女子るみ 年十
 女子よう 年十二
 一、惣口 年
 女房 年

同

一、〔甚口衛門 年廿六〕
 弟安次郎 年廿
 〔母親 ○ 年四十四〕

同

一、万口 年四十四
 女房 年四十
 〔女子みせ 年廿〕
 男子梅松 年八才
 女子みゑ 年十才
 女子とめ 年八才



同

一、庄口郎 年三十六
 女房 年廿七
 女子 年八才さと
 妹のぐ 年廿三
 〔母親 六拾八〕

(中略)



高田宗一身田末寺

一、薬口寺大円 年五十四
 女房 年四十三
 女子きやう 年廿貳
 男子光若丸 年拾四
 女子くの 年拾三
 男子やす若丸 年拾
 男子 年十一

天台律宗松坂来迎寺

一、新口衛門 年五十
 女房 年四十七
 男子林之助 年十四
 兄新之助 年五十貳



同

一、常口 年十四

同(禅宗松崎浦海禅寺)

一、利口衛門口口 年三十七
 弟吉蔵 年三十四
 〔母親 年五十九〕

天台律宗松坂来迎寺

一、庄口郎 父 年五十七
 女房 母 年五十四
 男子常四郎 年廿六
 女房 年廿六
 男子庄蔵 年廿貳

同

一、〔柳口郎 年十五〕
 〔弟又次郎 年八才〕

〔母親 年三十七〕

同

一、茂口衛門 年十八
 〔姉すへ 年廿貳〕
 〔母親 年四十五〕

高田宗松坂大信寺

地土家内六人<三人男三人女>
 田中十口衛門



家数四拾三軒

内

十	七軒	高田宗	松坂正門寺旦那
十六	拾五軒	同宗	松坂本覚寺旦那
	貳軒	同宗	松坂大信寺旦那
	壹軒	同宗	松坂願證寺旦那
六	五軒	高田宗	松崎浦大誓寺旦那
	壹軒	同宗	一身田 末寺
六	六軒	禅宗	松崎浦海禅寺旦那
四	〔五軒〕	天台律宗	松坂来迎寺旦那

小以

▼

亥

惣人数 百五十八人内<七十五人男八十三人女>但シ八才以上

禪宗松崎浦海禪寺旦那

一、伝口衛男子増次郎 年八才

同

一、新口男子芳松 年八才

高田宗松坂本覚寺旦那

一、覚口衛門女子りつ 年八才

同

一、弥口郎女子熊の 年八才

同宗松坂正円寺

一、万口女子との 年八才

同宗松坂大信寺

一、三口兵衛女子くたの 年八才

(中略)

▼

小以拾貳人増人内<男五人女七人>

一、宇口娘ぬい 〆年廿八

是ハ一志郡中道村銀助妻ニ遣シ申候

一、茂口衛門姉りと 〆年廿三

是ハ獵師村繁五郎妻ニ遣シ申候

一、甚口郎娘はつ 〆年廿六

是ハ塚本村増次郎ヘ遣シ申候

(中略)

一、庄口郎母親 同(病死)

〆〔拾貳人内<壹人男拾壹人女>〕 〆九人内<壹人男八人女>

指引壹人減人女

三人増人男

▼

子

惣人数百〔五十七人〕六拾壹人内<七十九人男八十貳人女>但シ八才已上

外ニ亥年生子

一、弥口郎男子弥助 二才 一、新口男子鹿次郎 二才

小以貳人男子

▼

右之通村中相改申候処相違無御座候已上

天保五年子正月

松ヶ島村肝煎 庄口郎

同村庄屋 十口衛門

喜多村五口兵衛殿

松阪郷土資料室所蔵松ヶ島村文書

年次

() () 年 () () 月

庄屋 肝煎 宛先

戸数〔 〕軒【正円寺〔 〕戸、本覚寺〔 〕戸、大信寺〔 〕戸、願証寺〔 〕戸、一身田末寺〔 〕戸、
来迎寺〔 〕戸、大誓寺〔 〕戸、海禪寺〔 〕戸】

地土・帯刀人 ① ②

[illegible]

【図表2】「松ヶ島村家族復元テーブル」（部分）

[illegible]

【図表 3】「松ヶ島村家別系統表」

年 号	文政 9	天保 6	天保 7	天保 9	天保 11	天保 12	嘉永 7	安政 2	安政 3	安政 4	安政 6	安政 7	万延 2	文久 2	文久 3	元治 2	慶応 2	慶応 3	慶応 4	明治 3	明治 4
西 曆	1826	1835	1836	1838	1840	1841	1854	1855	1856	1857	1859	1860	1861	1862	1863	1865	1866	1867	1868	1870	1871
正円寺 旦那	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門	甚右衛門
正円寺 旦那	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門	佐右衛門
正円寺 旦那	作兵衛	作兵衛	作兵衛	(絶家)																	
正円寺 旦那	伊右衛門	伊右衛門	伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	乾伊右衛門	伊右衛門	伊右衛門
正円寺 旦那							伊助	伊助	伊助	伊助	伊助	伊助	伊助	伊助	伊助	伊助	伊助	伊助	(絶家)		
正円寺 旦那	甚太郎	甚太郎	甚太郎	甚太郎	甚太郎	甚太郎	(絶家)														
正円寺 旦那	太郎兵衛	太郎兵衛	太郎兵衛	太郎兵衛	太郎兵衛	太郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛	多郎兵衛
正円寺 旦那	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎	庄五郎
正円寺 旦那							惣平	惣平	惣平	惣平	惣平	惣平	惣平	惣平	惣平	惣平	惣平	惣平	惣平	惣平	惣平
正円寺 旦那							万蔵 (旦那寺更)	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵
正円寺 旦那							甚五郎 (旦那寺更)	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎
正円寺 旦那											伝吉 (分家)	伝吉	伝吉	伝吉	伝吉	伝吉	伝吉	伝吉	伝吉	伝吉	伝吉
本覚寺 旦那	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵	万蔵															
本覚寺 旦那	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎	甚五郎															

【図表 4】「松ヶ島村家族復元シート」

【佐右衛門家】

(Bは出生、Dは死亡、Mは結婚を示す。() 内に入れた場合は、推定を表す)

年次	戸主名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
1825												
1826												
1827												
1828												
1829												
1830				(B)								
1831												
1832				(B)								
1833												
1834												
1835						女子たのB	伯母78D					
1836	佐右衛門	佐右衛門	女房									
1837		(D)			女子るみ8							
1838	佐右衛門 後家											
1839												
1840	佐右衛門 後家		後家38	女子よう12	女子るみ10							
1841												
1842												
1843												
1844												
1845												
1846												
1847												
1848												
1849												
1850												
1851												
1852												
1853									(B)			
1854												
1855												
1856										男子幸松B		
1857	佐右衛門 後家											
1858					M			佐七31養 子入M				
1859	佐右衛門								常吉8		(B)	
1860												
1861												
1862										幸松8		
1863	佐右衛門											(B)
1864								(D)				
1865	佐右衛門 後家										男子金次 郎8	
1866												
1867												
1868												
1869												男子佐七8
1870			母親72		後家40				彦吉18	幸松15	金次郎12	佐七8
1871												

【甚右衛門家】

(Bは出生、Dは死亡、Mは結婚を示す。() 内に入れた場合は、推定を表す)

年次	戸主名	0	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1825														
1826	甚右衛門													
1827														
1828														
1829														
1830														
1831														
1832														
1833														
1834														
1835	甚右衛門	甚右衛門 43D												
1836	甚右衛門													
1837														
1838	甚右衛門													
1839		甚右衛門 48D												
1840	甚右衛門		甚右衛門 26	弟安次郎 20	母 44									
1841	甚右衛門													
1842	(D) (M) (M) (B) (B) (D)													
1843														
1844														
1845														
1846														
1847														
1848														
1849														
1850														
1851														
1852														
1853														
1854	甚右衛門						男子林平 8		男子房吉 B					
1855	甚右衛門							男子三之助						
1856	甚右衛門									男子辰次 郎B				
1857	甚右衛門													
1858								(D)		(D)				
1859	甚右衛門									男子岩藏B				
1860	甚右衛門								房吉 8			男子定吉B		
1861	甚右衛門													
1862	甚右衛門												女子きよB	
1863	甚右衛門													
1864												(D)		
1865	甚右衛門									岩藏 8				
1866	甚右衛門													
1867	甚右衛門													女子ひさB
1868	甚右衛門													
1869													きよ8	
1870	甚右衛門			甚右衛門 51		女房48	林平23		房吉17		岩藏12		きよ9	
1871	甚右衛門													

【図表 5】「年齢階級別人口構成表」

天 保 11 年

	女人口	同有 配偶	同百 分率	男人口	同有 配偶	同百 分率	合計 人口	同有 配偶	同百 分率
年 齢 階 級									
80才～	1		0%				1		0%
70才～	9		0%				9		0%
60才～	6	1	17%	2	2	100%	8	3	38%
50才～	5	2	40%	8	7	88%	13	9	69%
40才～	16	13	81%	14	10	71%	30	23	77%
30才～	14	10	71%	12	8	67%	26	18	69%
20才～	12	5	42%	19	6	32%	31	11	35%
15才～	9	4	44%	9	2	22%	18	6	33%
8才～	18		0%	25		0%	43		0%
不 明									
合 計	90	35	39%	89	35	39%	179	70	39%

明 治 3 年

	女人口	同有 配偶	同百 分率	男人口	同有 配偶	同百 分率	合計 人口	同有 配偶	同百 分率
年 齢 階 級									
80才～									
70才～	6	1	17%	5	1	20%	11	2	18%
60才～	6	2	33%	2	1	50%	8	3	38%
50才～	8	3	38%	8	7	88%	16	10	63%
40才～	16	9	56%	16	10	63%	32	19	59%
30才～	11	7	64%	13	8	62%	24	15	63%
20才～	19	9	47%	17	4	24%	36	13	36%
15才～	15		0%	15		0%	30	0	0%
8才～	18		0%	25		0%	43	0	0%
不 明									
合 計	99	31	31%	101	31	31%	200	62	31%

【図表 6】「松ヶ島村人口増減表」

年 号	文政 9 戌	天保 6 未	天保 7 申	天保 9 戌	天保 11 子	天保 12 丑	嘉永 7 寅	安政 2 卯	安政 3 辰	安政 4 巳	安政 6 未	安政 7 申	万延 2 酉	文久 2 戌	文久 3 亥	元治 2 丑	慶応 2 寅	慶応 3 卯	慶応 4 辰	明治 3 午	明治 4 未
西 暦	1826	1835	1836	1838	1840	1841	1854	1855	1856	1857	1859	1860	1861	1862	1863	1865	1866	1867	1868	1870	1871
家 数	42	43	43	44	43	43	47	47	46	46	48	47	47	47	47	47	47	46	45	44	45
正円寺	7	7	7	6	7	8	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	9	8	8
本覚寺	16	16	16	17	16	15	16	16	16	16	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
大信寺	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
願証寺	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
一身田末	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
来迎寺	4	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
大誓寺	4	5	5	5	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
海禪寺	6	5	5	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8
人 数	160	156	155	155	161	157	170	173	176	176	178	182	184	191	193	202	204	203	201	204	202
内 男	84	76	76	74	79	77	83	85	87	86	88	92	94	97	99	104	105	104	101	105	104
内 女	76	80	79	81	82	80	87	88	89	90	90	90	90	94	94	98	99	99	100	99	98
増 加	3	1	4	6	12		3	6	5	5	1	6	5	9	6	0	6	5	4	17	4
内 男	2	1	3	2	5		2	4	4	2	1	4	3	3	4	0	5	3	1	10	2
内 女	1	0	1	4	7		1	2	1	3	0	2	2	6	2	0	1	2	3	7	2
減 少	6	6	5	4	9	4	3	3	2	5	4	2	3	2	4	3	4	6	6	7	6
内 男	0	4	3	2	1	2	2	2	2	3	2	0	1	0	2	1	4	4	4	1	3
内 女	6	2	2	2	8	2	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	6	3
出 生	4	2	5	4	2	2		8	10	10		5	7	4	6	4	5	8	5		3
内 男	4	1	2	1	2	1		5	2	7		3	4	2	2	2	2	2	1		2
内 女	0	1	3	3	0	1		3	8	3		2	3	2	4	2	3	6	4		1
八歳未満																				34	
内 男																				16	
内 女																				18	

【図表 7】「二歳生子八歳登録対照表」

年 次	二歳生子 (内 女)	5 年後 確認数	6 年後	7 年後	その他
天保 6	2 (1)	2 (1)			
天保 7	5 (3)				2 (1)
安政 2	8 (3)		2 (1)	2 (0)	
安政 3					
安政 4					
安政 7					
万延 2	7 (3)		3 (1)	2 (2)	
文久 2	4 (2)		3 (2)		1 (0)
文久 3	6 (4)			4 (2)	
元治 2	4 (2)	4 (2)			
合 計	61(29)	8 (4)	22(10)	8 (4)	3 (1)

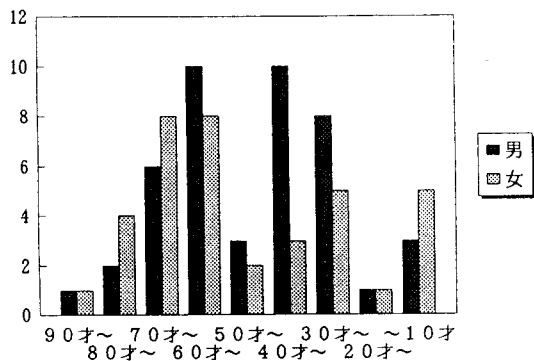
【図表 8】「出産・出生間隔」

年齢差	件 数	子供数	件 数
1 才	6	1 人	1 1
2 才	10	2 人	1 1
3 才	4	3 人	3
4 才	4	4 人	3
5 才	4	5 人	2
6 才	1		
7 才	2		
8 才	1		
9 才	2		
合 計	34		30

【図表 9】「平均死亡年齢表」

年 次	西 暦	死 亡 人 数			平均死亡年齢		
		男	女	全 体	男	女	全 体
文政 9	1826	0	5	5		81.4	81.4
天保 6	1835	4	2	6	64	23.5	50.5
天保 7	1836	3	2	5	50.3	57	53
天保 9	1838	2	2	4	不明	不明	
天保11	1840	2	7	9	48	48.6	48.4
天保12	1841	0	2	2		69.5	69.5
嘉永 7	1854	2	0	2	50		50
安政 2	1855	2	0	2	24.5		24.5
安政 3	1856	2	0	2	59		59
安政 4	1857	3	2	5	28	63.5	42.2
安政 6	1859	2	2	4	35.5	52.5	44
安政 7	1860	0	2	2		47.5	47.5
万延 2	1861	1	2	3	70	64	66
文久 2	1862	0	2	2		44	44
文久 3	1863	0	0	0			
元治 2	1865	1	2	3	37	37.5	37.3
慶応 2	1866	3	0	3	50		50
慶応 3	1867	4	1	5	51	49	50.6
慶応 4	1868	4	2	6	64.3	80.5	69.7
明治 3	1870	4	4	8	61.8	56.5	59.1
明治 4	1871	3	2	5	59	37	50.2
合 計		41	40	81	51.3	56.1	53.7

【図表10】「年齢階級別死亡者数」



【図表11】「女子五歳年齢階級別結婚者数」

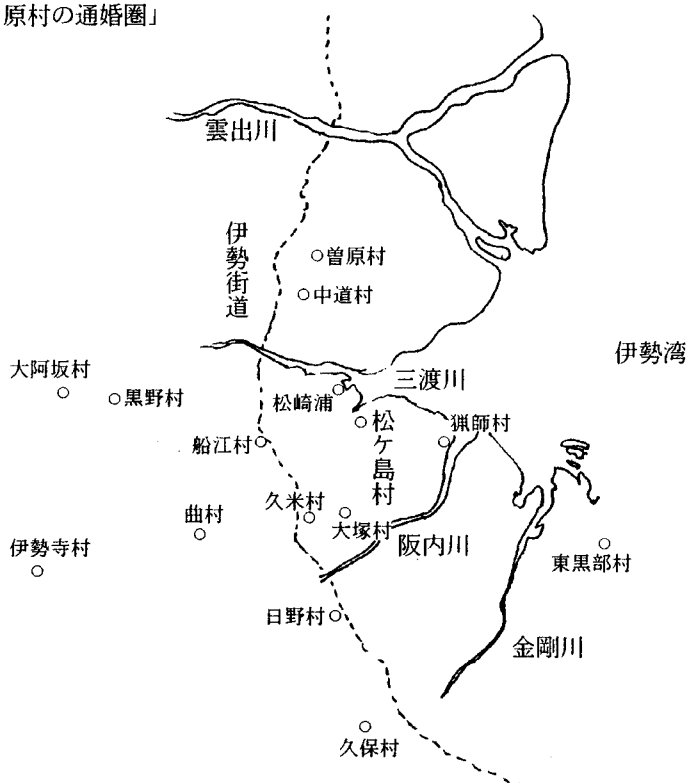
年 齢 階 級	件数
36 ～ 40 才	1
31 ～ 35 才	4
26 ～ 30 才	6
21 ～ 25 才	3
16 ～ 20 才	2
合 計	16

【図表12】「松ヶ島村の有配偶率」

	天 保 11 年			明 治 3 年		
	男	女	全体	男	女	全体
有 配 偶 者 数	35	35	70	31	31	62
8 歳 以 上 人 口	89	90	179	101	99	200
有 配 偶 率	39.3 %	38.9 %	39.1 %	30.7 %	31.3 %	31.0 %
15 歳 以 上 人 口	64	72	136	76	81	157
有 配 偶 率	54.7 %	48.6 %	51.5 %	40.8 %	38.3 %	39.5 %

*「増減帳」に書き込んである全ての事例を集計したので、「増減帳」帳尻とは数値が一致しない

【図表13】「島ヶ原村の通婚圏」



「外国人労働者の就職経路及び担当職種に関する調査」

— 予備調査の結果報告 —

尾崎 正 利

1 調査の趣旨

三重県内における外国人労働者数は、続く不況による有効求人倍率の低下や、生産調整による作業量の減少が輸送用機械器具、電気機械器具製造業等の一部産業に顕著にあらわれている状況下において、外国人登録者数の推移からみると、一時期ほどではないにせよなお増加傾向を堅持している。例えば、日系人労働者の多数を占めるブラジル及びペルー国籍者の登録数の推移は、1991年12月で4,726人、92年6月5,959人、同年12月6,469人、93年6月7,051人、同年12月7,208人となっている。このことは2年間で53パーセントの増加を示し、景気低迷の嵐に見舞われたこの1年間でも、11.4パーセント増加したことになる。

これらの数値の解釈については、公表される統計に年齢別数値がなく、登録地と就労地の不一致等不確定要素が多く、またいわゆる資格外就労者の実態が統計の網にかかってこないため、困難である。しかし出入国管理局の発表によれば一昨年、平成4年1月から12月までの被強制退去手続き者数は67,824人（内女性14,640人）、内稼働地が三重県であった者は、1,104人（内女性368人）、総数の1.8パーセントを占めている。さらに、昨年6月から7月にかけて行われた1993年度第3回集中摘発の実施の結果、三重県を潜伏地とした被強制退去手続き者は、83人（内女性21人）に達し、総数3,058人（内女性984人）中の2.7パーセント、第9位を占めている。この数値からただちに、三重県に所在する資格外就労者が、30万人と推定されている全国の不法就労者の1.8パーセントないし2.7パーセント、すなわち5,400人ないし8,100人であると推計できないことは言うまでもないが、外国人登録者総数に対する三重県登録者数の比率である1.34パーセントを超えていることは云える。

この結果、三重県においては、全国の不法残留者総数の1パーセントを若干超える程度の人数が残留しているものと見込むことが可能であると思われる。このことから、三重県内で就労する外国人労働者数は、外国人登録者9千人を上限とする数と、資格外就労者数3千人（1%推計）から6千人（2%推計）程度、併せて1万2千人から5千人が考えられることを、分析の前提とすることが出来る。

この推計数が県内の産業活動からみて多いのかどうかは不明であるが、1993年12月時点においては、少なくとも減少傾向を見せず、微増ではあるが、一貫した増加傾向を示していることは既に述べた。この原因については様々に想定され得る。しかし中でも主要な、かつ雇用政策

を考える上で重要な原因としては、① 外国人雇用に新規に参入する産業（例えば、サービス業）の存在、及び② 生産工程等の合理化の進展によるいわゆる「3K職種」の独立化・顕在化、（「職場」ではなく、職種であることに注意。一般的に職場環境の改善や合理化の達成により就労希望が増加するが、しかしそのために職場内の職種間に格差が生じ、補助的・労働集約的な職種が再生産される場合がままある）、③ 高学歴社会の進展に伴う高卒製造要員の絶対的な人手不足の恒常化、等が挙げられる。最後のものは、一時的には、不況等に伴う生産調整の過程で、外国人労働者が縁辺的労働者として、女子パートターマーと共に最初に整理の対象とされる場合が想定されるが、絶対的な人手不足状態が解消されない限り、景気の回復に伴い雇用増の主要な原因となることが予測される。これは日本人労働者との互換が可能な職種であるが、前2者は互換が困難な職種に属する。今回の調査は、これら三つの原因の存在を仮に前提として、各産業において外国人の就労実態を調査し、三つの原因が、それぞれ及び相互に、雇用に及ぼす影響を分析しようとするものである。そのために、外国人労働者の地域間、職種間の移動、及び担当職種と労働需給関係の実態の解明が必要であると考えられたので、この仮説に基づいて、前記三つの原因と外国人労働者の雇用実態との関連を調査するために、今回の予備的調査を実施することとした。

2 調査対象事業所・労働者の概要

予備調査の対象とした事業所は、1992年6月、三重県商工労働部の行った実態調査対象事業所の内、雇用数が比較的多く、雇用経験が比較的豊かな事業所を、製造業を中心に、加えて各種の製造業が網羅できるように新たな事業所も含めて選定し、さらに今回の調査目的の一つである職種間移動の状況を調査する目的で、前回調査で回答のなかった旅館業で、雇用数及び経験の比較的豊富な事業所を追加した。調査対象事業所には、1993年9月から12月にかけて調査票を送付し、回収した。

結局調査対象企業としてアンケートを送付したのは、製造業13社、サービス業1社、建設業1社の合計15社（回答10社）とした。その内訳は、サービス業・旅館業1社（回答1社）、製造業・輸送用機械器具製造業5社（回答3社）、電気機械器具製造業2社（回答1社）、鑄鉄鑄物製造業1社（回答1社）、食品製造業2社（回答1社）、繊維製品製造加工業2社（回答1社）、ゴム製品製造業1社（回答1社）、陶磁器製造業1社（回答なし）、建設業1社（回答1社）であった。地域別では、北勢地域7社、中勢地域5社、伊賀地域1社、南勢地域1社となった。

回答事業所における外国人労働者雇用総数423人の内訳は、次の通りである。

表1

外国人労働者雇用数

単位 人

業 種		雇 用 労 働 者 数		
製 造 業	内 訳	雇用外国人労働者数	全雇用労働者数	雇 用 率
	輸送用機械器具製造業	213	6,415	3.3%
	電気機械器具製造業	55	535	10.3%
	鋳鉄鋳物製造業	19	307	6.1%
	食品加工製造業	34	512	6.6%
	繊維製品製造加工業	13	542	2.4%
	ゴム製品製造業	66	500	13.2%
サ ー ビ ス 業		22	341	6.5%
建 設 業		1	12	8.3%

調査対象外国人労働者の国籍、及び男女別数は、次のようになった。

表2 外国人労働者国籍別、男女別数

単位 人

	総 数	男 子	女 子
ブ ラ ジ ル	368	206	162
ボ リ ビ ア	6	1	5
パ ラ グ ア イ	2	0	2
ペ ル ー	1	1	0
バングラディシュ	1	1	0
中 国	2	1	1
タ イ	1	0	1
日 本	42	26	16
全 外 国 人 労 働 者	423	236	187

これら国籍別外国人労働者数から、以下の属性分類については、ブラジル国籍者を対象にして見ていくことにする。なお、すべての調査対象外国人労働者の平均年齢は、32.6歳である。

まず平均年齢は、31.4歳で、若干低めであるが、これは日本国籍者の平均年齢（44.3歳）が高めに推移していることから国籍による特徴とは言えないであろう。男女別では男子が32.2歳、女

子が30.5歳となっている。

外国人労働者全体の5歳刻みによる年齢階層別数を見ると、20歳から24歳が97人（男子49人、女子48人）と最も多く、次いで25歳から29歳の96人（男子42人、女子54人）、30歳から34歳の65人（男子37人、女子28人）と続き、15歳から19歳の24人、4歳以上の84人も注目される。

以下の表は、ブラジル国籍者についての男女別年齢階層別数である。男女ほぼ同じ傾向を示していることが分かる。

表3 ブラジル国籍者男女別年齢階層別人数 単位(人)

	～14	～19	～24	～29	～34	～39	～44	～49	～54	～59	～64	65以上
男	0	14	48	40	35	21	14	13	8	10	3	0
女	0	8	41	47	28	10	6	9	11	2	0	0

3 雇用の状況

調査で回答のあった外国人労働者の雇用の状況は、次のようになっている。

(1) 雇用の経路

調査対象事業所に、どのような経路で雇用されるに至ったかを、ブラジル国籍者・男女別でみることにする。

表4 ブラジル国籍者男女別就職経路 単位(人)

紹介機関	総数	男子	女子
日系人雇用サービスセンターの紹介	5	3	2
公共職業紹介所の紹介	0	0	0
海外新聞求人紙	4	1	3
国内の新聞求人紙	0	0	0
雇用している外国人労働者の紹介	77	50	27
直接会社に応募の連絡があった	28	16	12
構内下請業者による売り込み	19	19	0
海外の関連会社からの斡旋	96	41	55
協同組合その他からの斡旋	0	0	0
同業者・知人による斡旋	60	29	31
海外の斡旋業者の紹介	46	27	19
国内の斡旋会社の紹介	17	4	13

今回の調査においても、外国人労働者間のネットワークが雇用に大きな効果を発揮していることが明らかとなった。雇用している外国人労働者の紹介が、なかでも368人中77人、20.9パーセントに達している。対照的に、公共の職業紹介機関による斡旋は、日系人雇用サービスセンターの5

人、1.2パーセントに過ぎなかった。

調査事業所によって異なるが、海外の斡旋業者が介在しない場合又は海外関連企業が存在し

ない場合には、会社への直接応募も雇用の有効な手段となるが、後で見るように県内、県外からの転職組が相当見られることから、今後の増加が見込まれる。調査対象外国人労働者423人中、来日後調査対象事業所に最初に雇用された者は、319人、75.4パーセントを占めている。ブラジル国籍者では、278人、75.5パーセント（男子144人69.9パーセント、女子134人82.7パーセント）となっており、女子の比率が高い。今後は国内転職のケースの増加が予測されるので、公共職業紹介機関の比率がそれに伴って増加することが予想される。

（2）雇用前後の就労業種

雇用前の状況として、国内転職の状況を調査した。調査対象労働者423人中、来日後調査対象事業所が初めての雇用事業所であったものは、319人、75.4パーセントであった。国内転職者104人中県内転職が最も多く、28人を数える。地域別では東海地域からの移動が最も多く、愛知27人、静岡5人の県内を含め計60人、次いで関東地域の神奈川9人、埼玉6人、茨城5人、千葉、栃木がそれぞれ1人、計22人となっている。その他長野が3人と東海道ベルト地域からの移動が顕著である。ブラジル国籍者でみると、とりわけ男子労働者にそうした傾向が見られる。いずれの地域も、自動車関連製造業や電機機械器具製造業の立地が集積しており、東海地域では特にブラジル国籍者の集中がみられるところであり、これらの地域内での移動がかなり見られることは、地域での労働市場を構成しているものと考えられる。

移動前に雇用されていた事業所の業種では、自動車関連製造業が32人、30.8パーセント、造船及其他製造業がそれぞれ12人、11.5パーセント、次いで電気機械器具製造業8人、7.7パーセントであり、鉄鋼・鋳物製造業、食料品製造業、建設業その他サービス業が続く。ただし、不明が28人、26.9パーセントと項目の第2位を占めているために、項目間の割合になお変動要素があることに注意する必要がある。

次に、これら国内移動を行った労働者達が就労した事業所は、自動車関連製造業47人、45.2パーセント、その他製造業44人、42.3パーセント、食料品製造業12人、11.5パーセント、料理・旅館等サービス業1人となっている。移動前後の業種については、自動車関連製造業では共通性、すなわち業種内での移動が顕著に見られますが、これは自動車産業の下請部門において外国人労働者の需要がなお存在することを示すものと理解できる。なおこれが中小規模企業間内の移動なのか、大規模企業から中小規模企業（より下位の下請）への移動なのか調査からは不明である。しかしその他製造業で就業している労働者の前事業所の業種は多様であると共に、自動車関連製造業の9人が注目される。このことは、自動車関連製造業の受入総数の減少を表すものと理解することができ、また造船業から食料品製造業へ7人、その他製造業へ4人移動していることにも注目してもよいであろう。

表5 国内移動者前府県（男女） 単位 人

府県名	全 体	ブ男女	ブ男子	ブ女子
栃 木	1	1	1	0
茨 城	5	5	1	4
埼 玉	6	3	1	2
千 葉	1	1	1	0
神 奈 川	9	8	6	2
長 野	3	3	3	0
静 岡	5	4	3	1
愛 知	27	26	18	8
三 重	28	27	20	7
滋 賀	5	5	3	2
奈 良	1	1	1	0
大 阪	2	2	2	0
愛 媛	1	1	1	0
不 明	10	3	1	2
初 来 日	319	278	144	134

表6 国内移動者前業種（男女） 単位 人

前 業 種	全 体	男 子	女 子
自 動 車	32	23	9
電気機械器具	8	4	4
鉄 鋼 鑄 物	2	2	0
造 船	12	9	3
金 属	0	0	0
食 品 製 造	2	1	1
建 設	1	1	0
そ の 他 製 造	12	9	3
料 理 旅 館	0	0	0
卸 小 売	0	0	0
運 輸 通 信	0	0	0
その他サービス	3	2	1
農 林 漁 業	0	0	0
芸 能 興 業	0	0	0
そ の 他 産 業	4	3	1
不 明	28	17	11

表7 移動者の業種変更の態様（現自動車）

単位 人

移動前業種	直接雇用 (間接雇用)	移動前業種	直接雇用 (間接雇用)	移動前業種	直接雇用(間接)
自 動 車	16 (6)	造 船	1 (0)	そ の 他 製 造 業	4 (1)
電気機械器具	7 (0)	食 品 製 造	0 (1)	その他サービス	3 (0)
鉄 鋼 鑄 物	0 (1)	建 設	1 (0)	そ の 他	1 (0)
				不 明	5 (0)

表8 移動者の業種変更の態様（現食品製造業）

単位 人

移動前業種	直接雇用	移動前業種	直接雇用	移動前業種	直接雇用
自 動 車	1	造 船	7	そ の 他 製 造 業	4
電気機械器具	0	食 品 製 造	0	その他サービス	0
鉄 鋼 鑄 物	0	建 設	0	そ の 他	0
				不 明	0

注 食品製造業では間接雇用者はいない

表9 移動者の業種変更の態様（現その他製造業）

単位 人

移動前業種	直接雇用	移動前業種	直接雇用	移動前業種	直接雇用
自動車	9	造船	4	その他製造業	3
電気機械器具	0	食品製造	1	その他サービス	0
鉄鋼铸件	1	建設	0	その他	3
注 その他製造業では間接雇用者はいない				不明	23

(3) 就労の期間

国内合計滞在期間では、1年半から2年未満が最も多いが、半年から1年未満乃至3年から3年半未満にはほぼ均等に分布し、4年以上が再び増加して、それらに続く47人、11.1パーセントに達している。この傾向はとりわけ女子に顕著であり、ブラジル女子では、21人、13.0パーセントに達する。いずれも3.5年から4年未満の数値が著しく低下している。このことは、複数回の来日が相当あると考えることが出来るが、途中減少については不明である。現事業所での就労期間については、ブラジル国籍者では1.5年から2年未満が最高値を示している。しかし女子については3年から3.5年未満が最高値であり、4年以上も15人、9.3パーセントある。

これらのことから、一人が国内で就労する期間は少なくとも3年のラインを突破しているものと考えることが出来よう。もっとも、ブラジル国内法により3年以上継続する海外就労は途中の帰国（一時帰国でよい）がない場合にブラジル国籍を喪失せしめるとする規定との関係上、国内への完全な定住化の見込みは少ないと考えて良い。

表10 就労期間及び滞在期間

単位 人

期 間	就労男女	男子	女子	滞在男女	男子	女子	期 間	就労男女	男子	女子	滞在男女	男子	女子
半年未満	23	16	7	17	10	7	3-3.5未満	50	21	29	53	23	30
0.5-1未満	62	35	27	56	32	24	3.5-4未満	17	10	7	13	8	5
1-1.5未満	63	43	20	61	41	20	4年以上	30	6	24	47	16	31
1.5-2未満	72	45	27	63	36	27							
2.2.5未満	53	36	17	58	40	18							
2.5-3未満	53	24	29	55	30	25							

4 三類型と外国人労働者雇用の特徴

最後に、外国人労働者を雇用する事業のタイプと就労構造、就労経路の関連について、述べておくこととする。これは調査の趣旨において、分析道具としての事業の種類を三つに分けたが、その分類に従って何らかの有意な結論が導き出されるかどうかである。その分類の内容と趣旨は次の通りである。

① 新規に外国人労働者を採用するに至ったサービス産業がある。これは、従来から地元のパートタイマー女子労働者を中心とする不安定就労者層に依存してきた産業であって、地元労働力の高齢化や事業規模の拡大による地元労働力の枯渇による労働力不足に対応する必要から、外国人労働者の雇用に乗り出した産業である。例えば旅館業、飲食業がこれに当たる。最もこれらの産業でも次に述べる②の合理化による職務の明確化に伴う清掃雑役業務の独立化による人手不足要因による雇用があるが、それら不足部分を地元で充足できなくなっていることから、①に含めて検討することとした。また芸能関係外国人労働者の雇用は、こうした産業においては古くからある雇用の形態であるが、それらの業務が独立した形態を持つ大規模事業所を別にすれば、本来の芸能を含めて関連娯楽施設における接客業務全般に関与し、または雑役業務を付加的に担当する場合もあり、これは若年女子労働者の不足とも関係するものであると推定でき、結局①に含めて検討することとした。

② 生産工程等の合理化の進展による、いわゆる「3K職種」の独立化、顕在化した事業。一般的に職場環境の改善や生産工程の機械化・合理化により就労希望者が増加するが、しかしそのために職種間に格差が生じ、補助的・労働集約的職種が再生産される場合がある。大規模事業ではそれを下請に転嫁することにより解消可能であるが、中小規模の下請業では職場内に取り込まなくてはならない。さらに下請けの規模・内容によっては当該下請け事業所全体が補助的・労働集約的な作業により占められる場合も多くみられる。産業構造の階層化の中での「3K」事業所の存在がみられる。こうした補助的・労働集約的職種については、事業内格差が明確であり、賃金の低さもあって求人が困難である。この類型は産業の種類を基準とするものではなく、職種を対象としているところに特徴がある。製造業が主たるものであるが、①で触れたようにサービス業においても作業環境の整備や担当職務の細分化・明確化等の近代化により、こうした職種が出現することになる。調査では製造業に絞ってこうした職種の存在と外国人労働者の雇用関係を見ることにした。

③ 高学歴社会の進展にともなう高卒製造要員の絶対的な人手不足の恒常化に伴い外国人労働者の雇用を図る場合がある。製造業に特有の現象であり、女子のパートタイマーでは代替不可能な職種も多い。直接外国人労働者を雇用する場合もあるが、構内下請業者の参入が顕著なタイプである。このタイプの特徴は、労働力としては基幹労働者とほぼ同じであるが、しかし

雇用の形態が不安定であるために、マージナルな労働者として、パートタイマーやアルバイト等と同様に不況期における雇用調整の対象となることが予想される。

以下において、これら類型に従って外国人労働者雇用の特徴を見ることにする。

まず①の類型に属する調査対象事業所は、サービス業（旅館）1事業所である。雇用外国人労働者は22人、男子11人、女子11人で、タイの女子を除きいずれもブラジル国籍者である。年齢は相当高く、平均で46.5歳、男子53.4歳、女子41.7歳である。職種は女子1人の接客業務を除き、いずれも配膳、清掃を職務とし、男子がすべて配膳を担当し、女子が配膳、清掃を担当する区分けはあるが、年齢等の区分はないようである。両者を比較すればどちらかということ配膳はいわゆる力仕事の部類に入ることが、こうした区分に現れているのかも知れない。いずれにしても担当業務に性差は見られない。

国内移動の労働者は1人（長野県、電気機械器具製造業・製作作業補助員）で、経路は雇用労働者の紹介である。その他の労働者は調査対象事業所が日本での最初的使用者であり、経路も、同業者・知人による斡旋、海外の斡旋業者の紹介が大半を占め、2人が雇用労働者の紹介となっている。国内滞在期間は、国内移動の1人が3年から3.5年未満となっている他は、1人を除き2年を越えず、半年から1.5年未満が主流を占めている。

ヒアリング調査等も加味して特徴を考えれば、サービス業のこうした職種は製造業に比較して賃金水準（所定内、月額15万円程度）は低い方であること、特殊な技能や体力は必要でないこと、接客業特有の人的保証が必要であること等が業種の事情として認められ、こうした要件が数値（年齢、就職経路等）に現れているものと理解できる。なお調査対象事業所が外国人労働者を雇用し始めたきっかけは、客室の増設に伴う従業員の確保問題であったとのことである。近隣地域の労働力需給関係の逼迫が雇用の直接の動機である。地方に所在するサービス業で生じる問題の一つである。人的保証要件が外国人労働者雇用の大きな障害となっているようである。とりわけ、初めて外国人労働者を雇用する場合には、この問題の解決が不可欠となる。経路調査において、何等かの人的保証を見込める経路に限られていることも、そうした事情を現すものと理解できる。導入時には、同業者が集まって共同で雇入れのルートを作り、対処したようである。なお、職種は1人を除き直接客に接しない業務に従事するが、これはヒアリングによれば言葉の問題が主たる理由である。現在客室係が高年齢化してきており、言葉の障害が克服できる場合には、職域の拡大もあり得るとのことであった。

次に②に属する労働者の特徴を見ることとする。こうした職種に従事する外国人労働者を雇用していると考えられる調査対象事業所には、輸送用機械器具製造業3社、ゴム製品製造業1社で該当するとみられる職種があった。雇用外国人労働者は105人、男子76人、女子29人である。国籍別ではブラジル国籍が93人、男子68人、女子25人、ペルー、バングラディッシュが男子でそれぞれ1人、中国が男女それぞれ1人、日本が8人、男子5人、女子3人となっている。平均年齢は32歳、男子34.0歳、女子29.8歳で、青年・壮年層で占められているという

表11 移動前府県 単位 人

府 県 名	男 女	男 子	女 子
栃 木 県	1	1	0
茨 城 県	4	1	3
埼 玉 県	3	1	2
千 葉 県	1	1	0
神 奈 川 県	2	2	0
長 野 県	2	2	0
静 岡 県	4	4	0
愛 知 県	13	10	3
三 重 県	16	12	4
滋 賀 県	1	1	0
大 阪 府	2	2	0
愛 媛 県	1	1	0
不 明	10	6	4
初 来 日	45	32	13

る。また国内移動者でもこの順位は変わらないが、構内下請業者の比率が減少(15%)し、雇用している働者の紹介が71.7パーセントと増加している。

この類型に属する外国人労働者の就職経路の特色としては、その他の類型で上位を占めている、海外関連会社からの斡旋、同業者・知人による斡旋、海外の斡旋業者の紹介等がほとんど見られないことである。反面雇用している外国人労働者の紹介が、77人中67人(87%)とこのタイプの労働者で占められている。移動者ではさらにその割合が増加していることもわかる。このこ

特徴がある。また国内移動労働者も60人(57.1%)と、過半数を超えていることにも注目したい。国内移動者全体で104人であるか57.7パーセントに達し、この類型に属する調査対象雇用外国人労働者24.8パーセントと比較して、移動の割合が極めて高くなっている。出身県では、県内移動が16人と最大であるが、滋賀、大阪、愛媛の4人を除きすべて関東地域から東海地域までの地域からまんべんなく移動している。ただし、出身県不明が10人(16.7%)あり、この内容次第では異った結論が出る可能性がある。移動者の平均年齢は33.2歳、男子33.5歳、女子32.3歳と、このタイプの雇用外国人労働者全体に比較して、男子がやや低く、女子が2.5ポイント高く、全体を0.4ポイント押上げた。

経路調査では雇用している労働者の紹介(64.4%)と構内下請業者の売り込み(19.2%)が際だってい

表12 就職の経路 単位 人

紹 介 機 関	総 数	男 子	女 子
日系人雇用サービスセンター	2	1	1
公 共 職 業 紹 介 所 の 紹 介	0	0	0
海 外 新 聞 求 人 紙	5	2	3
国 内 の 新 聞 求 人 紙	0	0	0
雇用外国人労働者の紹介	67	44	23
直接会社に応募の連絡があった	4	3	1
構内下請け業者による売り込み	20	20	0
海外の関連会社からの斡旋	4	4	0
協同組合その他からの斡旋	0	0	0
同業者・知人による斡旋	0	0	0
海外の斡旋業者の紹介	3	2	1
国内の斡旋会社の紹介	0	0	0

とは、これら産業では外国人労働者を募集採用すべきルートを持っていない可能性があり、採用についても一定の職種等について中長期の予測かまた男子の現担当職種がそれぞれの事業所における主要な製造工程の部分を担当していることにも注目すべきであろう。

滞在期間では、半年から1年未満及び1年から1.5年未満、1.5年から2年未満に集中し、これらを併せれば70.5パーセントに達している。国内移動者についても同様の傾向である。

最後に③に属する外国人労働者の特徴を見よう。雇用事業所は、自動車部品製造業、電気機械器具製造業、紡績業、食品製造業各1事業所、計4事業所で、雇用者数290人、男子143人、女子147人がこの類型に属している。国籍は女子のボリビア（5人）、パラグアイ（2人）を除けば、ブラジル国籍であり、ブラジル出身とみられる日本国籍者が多数含まれる。労働者の平均年齢は31.3歳、男子32.3歳、女子30.3歳で、②の類型と比較すればやや高いが、日本国籍者を除くと30歳台を僅かに下回る。国内移動者は43人、14.8パーセントと少なく、雇用事業所が日本に於ける最初の事業所である者が大半である。滞在期間の分布は、ブラジル国籍者全体の分布と異なっており、2年半から3年半未満によりはっきりとした集中がみられる。このことは、この類型に属する外国人雇用の特徴として、一つの事業所での雇用がより長期間継続する傾向を示すものと理解できる。

この類型に属する雇用では、担当職種が日本人の製造要員のそれと同じである一方、雇用の形態が不安定雇用となっていることから、景気変動の影響を直接受ける可能性があることも指摘しておかなければならないであろう。この類型に属する調査対象事業の内、自動車部品及び電気機械器具製造業の二つの事業所では、一つはこの一年間に外国人雇用者数につき離職者補充を抑制する方法により6割近く削減し、又は全員の段階的解雇を実施することにより、雇用調整を実施するとの予定を公表した。しかし景気の回復にともなう生産体制の復活の事態になれば、高卒製造要員の絶対的な不足状況基調に変化はないのであるから、再び雇用増が見込まれることになる。その場合に、産業において景気の回復のずれが予測されるから、当面は国内移動者の雇用増というかたちで始まるのか、それともなお海外から直接に雇用することを基本とするのか、の問題がある。これは、ブラジルに設置されている職業紹介機関や国内の外国人労働者の労働市場の機能発揮の度合いにより、幾分流動気味に推移するものと思われる。

表13 滞 在 期 間 単 位 人

期 間	滞 在 男 女	男 子	女 子
半 年 未 満	17	10	7
0.5-1 未 満	56	32	24
1-1.5 未 満	61	41	20
1.5-2 未 満	63	36	27
2-2.5 未 満	58	40	18
2.5-3 未 満	55	30	25
3-3.5 未 満	53	23	30
3.5-4 未 満	13	8	5
4 年 以 上	47	16	31

表14 就 職 の 経 路 単 位 人

紹 介 機 関	総 数	男 子	女 子
日系人雇用サービスセンター	3	2	1
公 共 職 業 紹 介 所 の 紹 介	0	0	0
海 外 新 聞 求 人 紙	0	0	0
国 内 の 新 聞 求 人 紙	0	0	0
雇用外国人労働者の紹介	28	23	5
直接会社に応募の連絡があった	31	16	15
構内下請け業者による売り込み	0	0	0
海外の関連会社からの斡旋	16	51	65
協同組合その他からの斡旋	0	0	0
同業者・知人による斡旋	55	25	30
海外の斡旋業者の紹介	32	21	11
国内の斡旋会社の紹介	24	4	20

5 本調査の予定

平成7年1月から、地域の労働力との関係で外国人労働者の雇用動向を調べる目的で、安濃町地域の製造業を対象とする調査（三重法経105号31頁以下に掲載）、及びサービス産業の内旅館業における雇用動向調査を実施し、ほぼ完了した。引き続いて中勢地域、伊賀地域の雇用動向調査に入るべく準備を進めている（現在集計中である）ところである。これらの調査についてはこの予備調査での結果に基づいた若干の修正を行って実施している。

最後に、本調査にご協力を頂いた事業主、及び便宜を図って頂いた関係団体の皆様に深く感謝申し上げたい。

執筆者紹介（掲載順）

茂木 陽一	本学法経科教授、研究室長
森岡 洋	本学法経科教授
水谷 勇	本学生活科学科教授
東福寺一郎	本学法経科教授
正田 敬志	本学法経科教授
尾崎 正利	本学法経科教授

地研年報 創刊号

1996年3月31日発行

編集兼発行者 地域問題総合調査研究室長
茂木 陽一

発行所 三重短期大学地域問題総合調査研究室
〒514-01 三重県津市一身田中野字蔵付157
電話 0592-32-2341（代表）

印刷所 合資会社 米川印刷所
〒514 三重県津市幸町5-2
電話 0592-28-2685（代表）

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES
TSU CITY COLLEGE
THE INAUGURAL ISSUE 1996

Preface to the Inaugural Number

.....*Youichi MOGI*

[Articles]

Input-Output Analysis of Mie Prefecture

.....*Hiroshi MORIOKA* (1)

Current Situation of Life-Long Learning in Mie Prefecture (1)

.....*Isamu MIZUTANI & Ichiro TOFUKUJI* (27)

Hanshin-Awaji Earthquake and the Legal Control of the Crisis Management

.....*Takashi HIKITA* (55)

A Study on the Dynamics of Population in Early Modern Mie (1)

Youichi MOGI, Kana KANO, Chie KOBAYASHI, Eiko, WATABE (67)

[Research]

A Survey for Foreign-Workers ; its Employed Routes, Work Conditions and
its Effects With Workforce Within the District

.....*Masatoshi OZAKI* (79)

Edited and Published by
The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES
Tsu City College
Tsu, Mie, Japan